

# 「第4次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」

素 案



# 第1章 基本となる考え方

## 1 計画策定の趣旨

全ての人々が生きがいを持って安心して暮らすためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女平等社会の実現が必要です。

本県では、平成13年に「新潟・新しい波 男女平等推進プラン」を策定し、平成14年に「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」を制定しました。そして、この条例の基本理念に基づき、平成18年に「新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」、平成25年に第2次計画を策定し、さらに平成29年には、平成27年9月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく都道府県推進計画（以下「女性活躍推進計画」という。）と一体となった第3次計画を策定し、男女平等社会の実現に向けた幅広い分野にわたる施策を、総合的、計画的に推進してきました。

これまでの取組により、男性の育児休業取得率の増加や、男女共に働きやすい職場づくりに取り組む企業が増加するなど、一定の成果があった一方、性別による固定的な役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は根強く残っていること、多様な分野における意思決定過程への女性の参画はまだまだ男性と比べて低い状況にあること、家事や育児等を依然として主に女性が担っていることなど、解決すべき課題は多く残っています。

また、人口減少や少子高齢化の進行、単身世帯やひとり親世帯の増加、非正規雇用労働者の増加などに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大など、男女共同参画を取り巻く状況が大きく変化してきています。支援を必要とする人が誰一人取り残されることのないよう施策を進めていくことが重要です。

この計画は、こうした社会経済情勢等の変化やこれまでの取組の成果や課題を踏まえ、男女平等社会の実現に向けた取組をより効果的に推進するため策定するものです。

## 2 計画の性格

本計画は、次の性格を併せ持つものです。

- (1) 男女共同参画社会基本法に基づく「新潟県男女共同参画計画」です。
- (2) 女性活躍推進法に基づく女性活躍推進計画として位置づけられる計画です。
- (3) 男女平等社会の実現に向け、施策の基本方向と内容を明らかにし、それらを総合的、体系的に推進するための計画であり、市町村、事業者、県民それぞれが自らの問題として考え行動するための指針となる計画です。

(4) 県の関連する計画と整合性を持った計画です。

### 3 基本理念

「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」の基本理念に基づき、本計画の基本理念を以下のとおりとします。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 男女の社会活動を自由に選択できる社会制度や慣行の確立
- (3) 政策・方針の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活とその他の活動の両立
- (5) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
- (6) 国際社会の動きとの協調

### 4 計画の目標

「男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会の実現に向けて」

本計画では、意識啓発はもとより地域、職場などでの日頃の具体的、実践的な取組を通じて、男女平等社会の形成の意義について理解し、その推進に取り組むという趣旨で、計画の目標を「男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会の実現に向けて」とします。

### 5 計画期間

令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とします。

### 6 計画策定の背景

#### (1) 国連の動き

国連では、昭和50年（1975年）を国際婦人年とし、メキシコで開催された「国際婦人年世界会議」において「平等・開発・平和」を目標に、各国がとるべき政策への指針となる「世界行動計画」を採択しました。

昭和54年（1979年）の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の採択、昭和60年（1985年）の「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」等を経て、平成7年（1995年）に第4回世界女性会議（北京会議）が開催され、「北京宣言」及び平成12年（2000年）までの行動指針である「行動綱領」が採択されました。

さらに、平成12年にニューヨークの国連本部で「女性2000年会議」が開催され、「行動綱領」の実施状況を検討及び評価するとともに、最終日に「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領のための更なる行動とイニシアティブ」（成果文書）が採択されました。

平成17年（2005年）には、1995年に北京で開催された第4回世界女性会議から10年目を記念し、定例の国連婦人の地位委員会が閣僚級会合に格上げされ、第4

回世界女性会議で採択された「北京宣言」と「行動綱領」の全面履行の必要性を再確認した宣言が全会一致で採択されました。

平成22年（2010年）には、ニューヨーク国連本部で「第54回国連婦人の地位委員会（CSW）／『北京+15』記念会合」が開催され、「北京宣言」及び「行動綱領」等を再確認し、実施に向けた国連やNGO等の貢献強化などの宣言等が採択されました。

さらにその5年後の平成27年（2015年）には、ニューヨーク国連本部で「第59回国連婦人の地位委員会（CSW）／『北京+20』」が開催され、「北京宣言」及び「行動綱領」等を再確認し、「北京宣言」及び「行動綱領」の完全で効果的な実施を加速し達成するため、すべての機会とプロセスを利用するなどの宣言等が採択されました。

平成28年（2016年）には、ジュネーブ国連欧州本部での女子差別撤廃委員会において、我が国が国連に提出した女子差別撤廃条約実施状況第7回及び8回報告の審議が行われ、委員会が評価する点や日本政府の政策等に対する見解がまとめられました。

こうした中、平成27年（2015年）には、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が国連サミットにおいて採択され、SDGsのゴール5に「ジェンダー平等の実現」が掲げられました。

## （2） 国の動き

国においては、昭和52年に「国内行動計画」を策定し、向こう10年間の女性に関する行政の課題及び施策の方向を明らかにし、総合的、体系的な施策を推進してきました。

その結果、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下「男女雇用機会均等法」という。）の制定など法律や制度が整備され、女性に関する施策の取組は大きく進み、昭和60年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准しました。

平成6年には、男女共同参画社会の形成に向けて総合的、効果的に推進するために、内閣総理大臣を本部長とする男女共同参画推進本部が設置されました。

また、平成8年には、男女共同参画審議会による「男女共同参画ビジョン」の答申を受けた「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

平成11年には、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置づけた「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、それに基づいた「男女共同参画基本計画」が平成12年12月12日に策定されました。

平成13年1月の中央省庁等の再編成によって、総理府の「男女共同参画室」が内閣府の「男女共同参画局」となり、内閣府に置かれる重要政策に関する会議の一つとして「男女共同参画会議」が設置され、推進体制が強化されました。

平成17年12月には、「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定され、平成22年12月には「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成25年の「日本再興戦略」における成長戦略の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられ、また、平成27年8月に女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務づける女性活躍推進法が制定されるなどの動きの中で、平成27年12月に「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。

また、平成30年には、国や地方の議員選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指す「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定されました。

そして、これまでの施策とその成果を踏まえるとともに、今後の社会経済構造の変化、さらには新型コロナウイルス感染症の拡大によって顕在化した女性を巡る諸課題などを踏まえ、令和2年12月に「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。

○女性活躍推進法と男女共同参画社会基本法との関係について

女性活躍推進法は、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、男女の人権の尊重と急速な少子高齢化の進行をはじめとした社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会の実現を目的に制定されました。

この法律は、基本法である男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり実施法と位置づけられており、同法が社会のあらゆる分野を対象としているのに対し、女性活躍推進法では、「女性の職業生活」に法の射程を限定しています。

(3) 本県の動き

本県の女性行政の取組は、昭和52年に婦人問題担当窓口が設置されて以来、国の「国内行動計画」を基本に実施され、昭和60年に10年間の婦人施策の総合的指針として「新潟県婦人対策の方向」を策定しました。

平成4年には、民間有識者等で構成される女性問題協議会から提出された「新潟県婦人対策の方向の改定についての意見報告」を踏まえ、国内外の女性問題への取組促進に対応するために、「新潟県婦人対策の方向」を全面改定し、「にいがたオアシス女性プラン」を策定しました。

平成8年には、上記プランの計画期間終了により、国の内外における女性問題解決への動きや、少子化、高齢化、国際化等の時代の流れに対応するため「ニューにいがた女性プラン」を策定しました。

平成13年には、男女共同参画社会基本法に基づく都道府県男女共同参画計画として「新潟・新しい波 男女平等推進プラン」を策定しました。

平成14年には、「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」を制定し、条例に基づき「男女平等推進相談室」を新潟ユニソンプラザ内に開設しました。

さらに、平成18年にこの条例の基本理念に基づき、「新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」を策定し、計画期間の終了に合わせて平成25年に第2次計画、平成29年に第3次計画をそれぞれ策定しました。

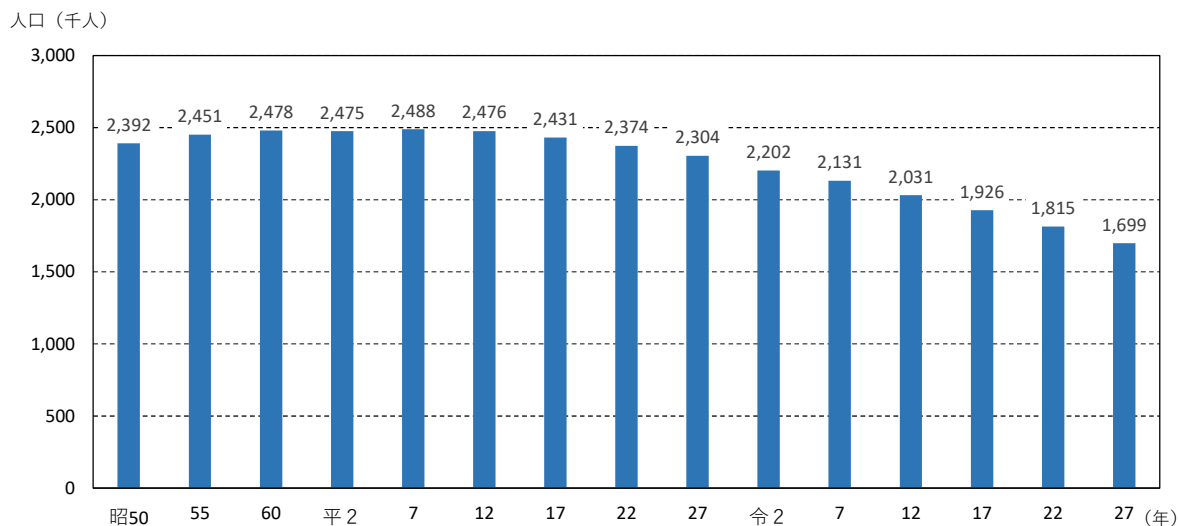
#### (4) 本県の社会経済情勢

##### ア 人口減少と少子高齢化の進行

本県の人口は、出生数の減少等による自然減の拡大と若者を中心に県外への転出超過が続いていることにより、平成9年の249万2千人をピークに減少が続いており、今後も長期にわたり減少すると予測されています。

国立社会保障・人口問題研究所の平成30年の将来推計人口では、本県は令和17年に200万人を割り込み、令和27年の人口は令和2年の8割以下まで減少すると予測されています。

#### ◇人口の推移と将来推計



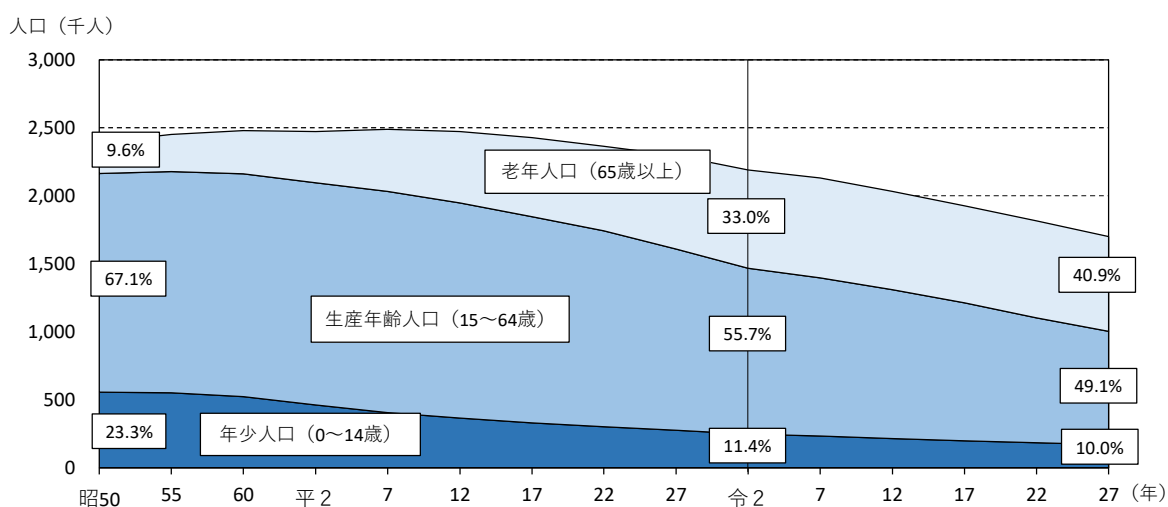
資料：国勢調査【総務省】、将来推計人口【国立社会保障・人口問題研究所】（令和7年以降）

年齢区分別に見ると、年少人口（0～14歳）は、戦後一貫して減少しており、平成6年に老年人口（65歳以上）と逆転しました。

本県は全国より早いペースで少子高齢化が進行しており、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口では、令和27年には、総人口の約4割が高齢者、そのうち約6割が75歳以上の後期高齢者となると予測されています。

また、生産年齢人口（15～64歳）も減少傾向にあり、経済活動の縮小だけでなく、地域社会の維持が困難になるなど、県民生活へ大きく影響することが懸念されています。

◇年齢区分別人口推移と将来推計 ※R2未確定（R3.11月頃差し替え予定）

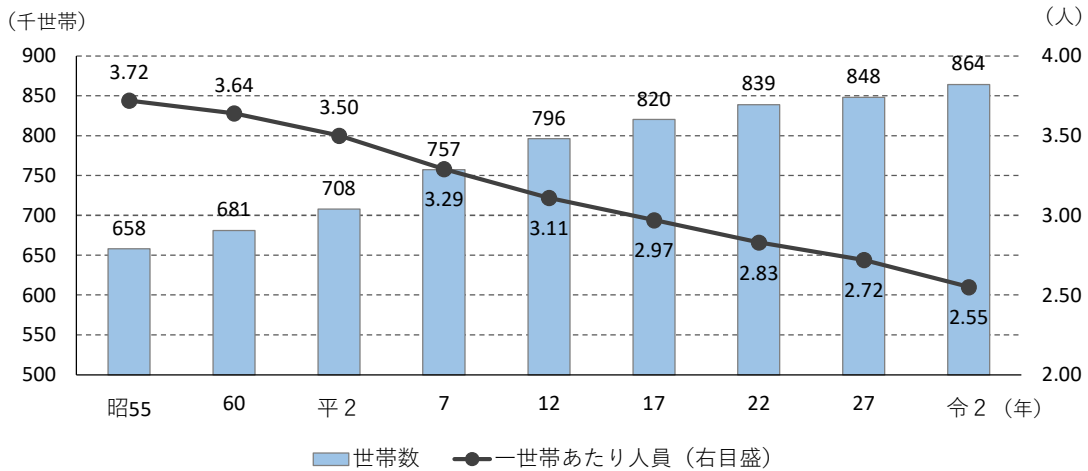


資料：国勢調査【総務省】、将来推計人口【国立社会保障・人口問題研究所】（令和7年以降）

イ 家族形態の変化

本県の一般世帯数は、単独世帯や核家族世帯の増加により、一貫して増加しています。また、一般世帯数が増加している一方、1世帯当たりの人員は減少を続けています。

### ◇世帯数及び1世帯あたり人員



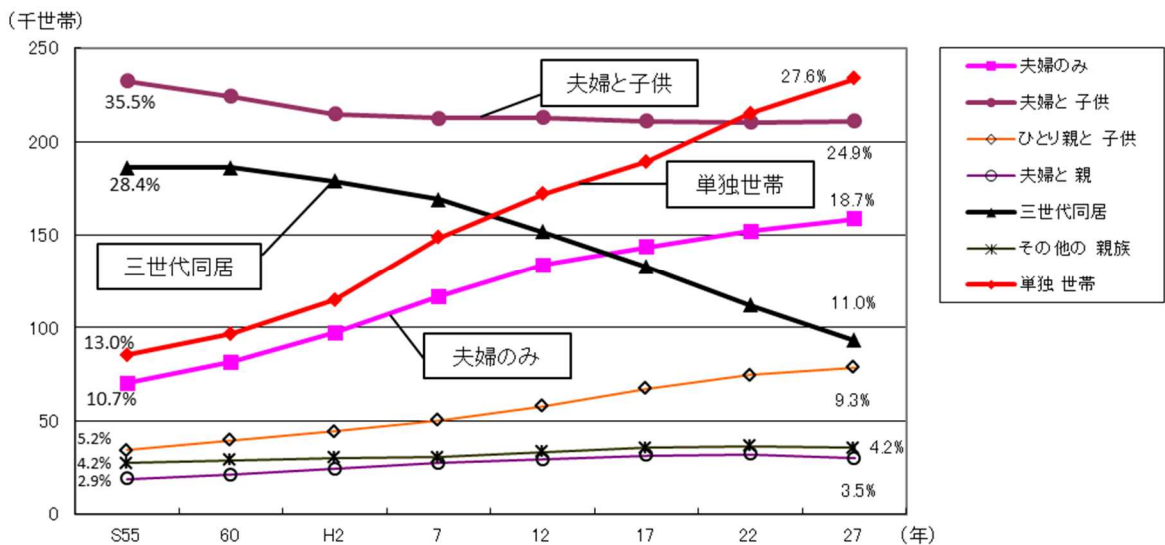
注：一般世帯とは、

- ・住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者。ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含める。
- ・上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者。
- ・会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者。

資料：国勢調査【総務省】

一般世帯を家族類型別に見ると、昭和55年には「夫婦と子ども世帯」「三世代同居世帯」が全世帯の約64%を占めていましたが、以降は「単独世帯」「夫婦のみ世帯」が大きく増加する一方で「三世代同居世帯」は減少し、世帯構成は大きく変化しています。

### ◇家族類型別一般世帯数（「非親族世帯」を除く。）



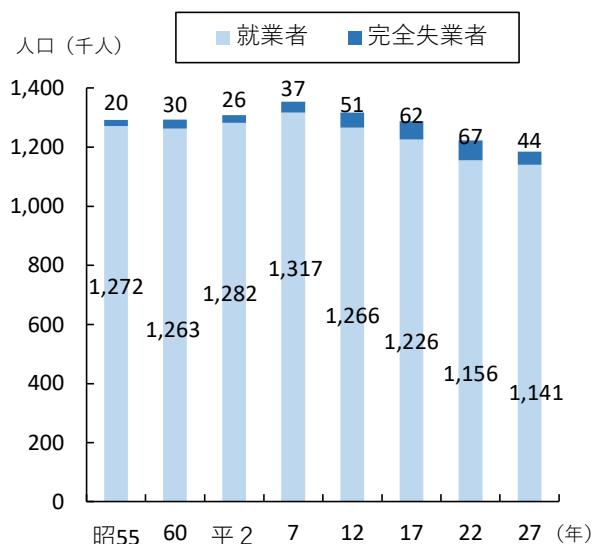
注：「三世代同居」とは、夫婦と子供と親からなる世帯で、他の親族との同居を含む。

資料：国勢調査【総務省】

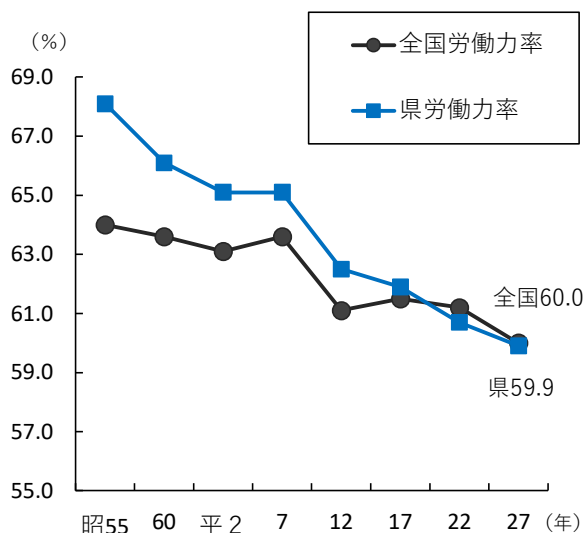
## ウ 就業の状況

本県の労働力人口は、平成12年から減少傾向に転じ、平成27年の国勢調査では118万5千人となっています。就業者数は114万1千人、労働力率は59.9%で全国平均より低く、長期的には低下傾向にあります。

◇労働力人口の推移（新潟県）



◇労働力率の推移（新潟県・全国）



注1：労働力人口とは、15歳以上のうち現に就職している者（就業者）と働く意思がありながら就業機会のない者（完全失業者）を合計したもので、労働力の総供給を意味している。

注2：労働力率とは、15歳以上人口（労働力状態「不詳」を除く。）に占める労働力人口の割合。

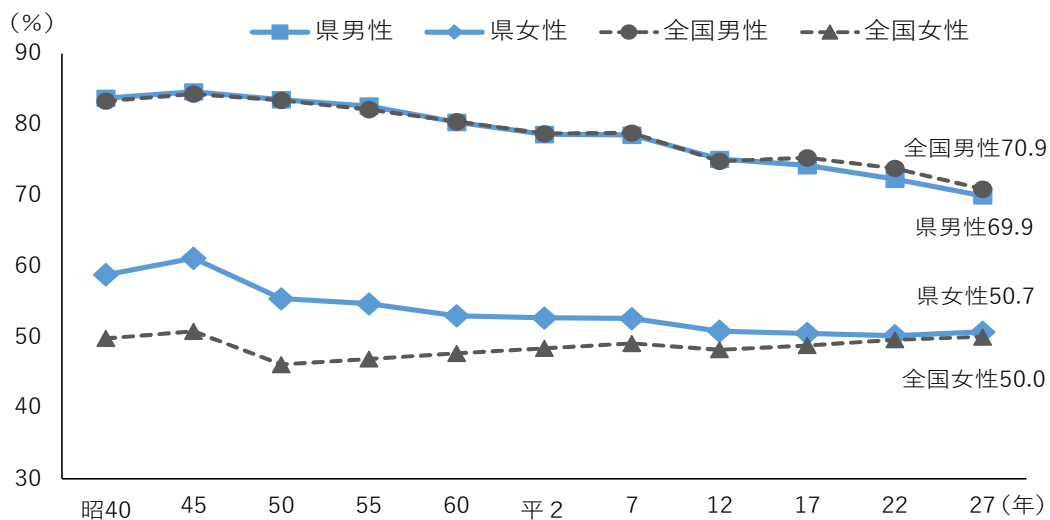
資料：国勢調査【総務省】

男女別に労働力率の推移をみると、男性は平成17年以降、全国平均を下回った状況が続いています。また、女性は全国平均よりも労働力率が高く推移していますが、年々その差は縮まっています。

年齢階級別では、男性と違い女性は出産・育児期において労働力率が低下し、その後再び上昇する、いわゆるM字型カーブを描いていますが、本県では全国平均に比べ、カーブが緩やかとなっています。

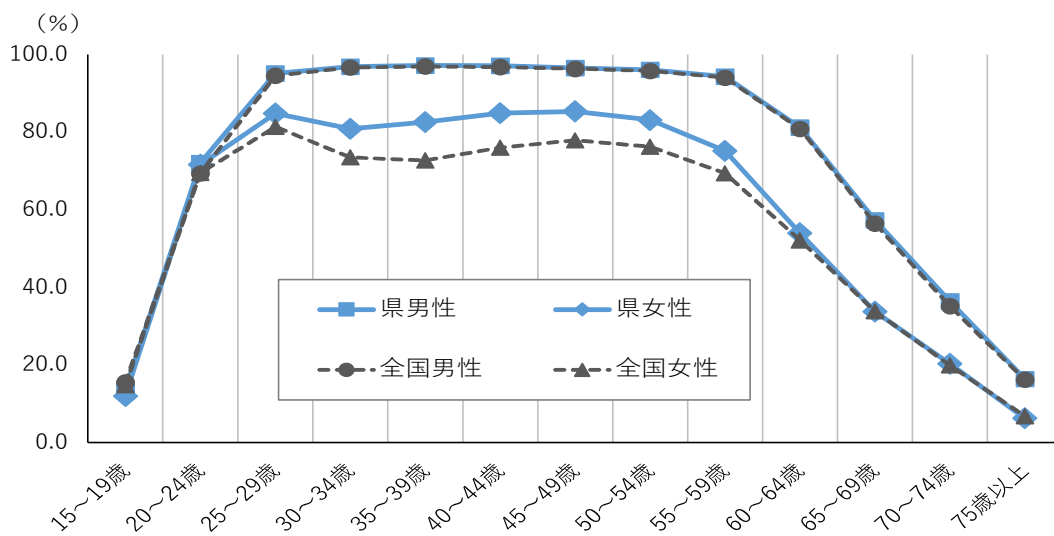
非正規職員・従業員の割合は、男女共に全国平均を下回っていますが、増加傾向にあります。また、男性に比べ女性でその割合が非常に高くなっており、女性が不安定な就業環境に置かれていることが分かります。このことが管理的職業従事者に占める女性の割合がなかなか増加しないことや、男女間の賃金格差の要因の1つと考えられます。

◇男女別労働力率の推移（新潟県・全国）



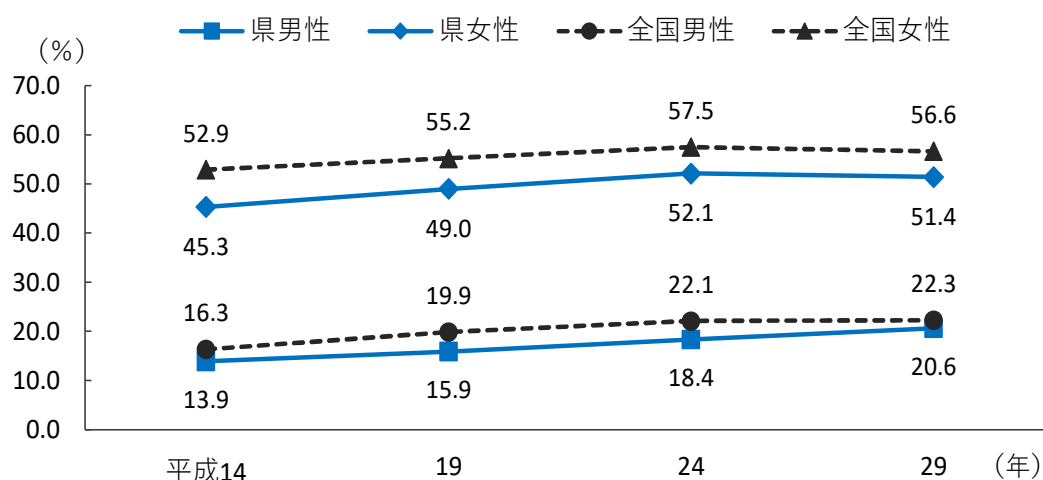
資料：国勢調査【総務省】

◇男女別年齢階級別労働力率（新潟県・全国）



資料：平成 27 年国勢調査【総務省】

◇男女別非正規職員・従業員の割合の推移（新潟県・全国）



資料：就業構造基本調査【総務省】

女性の平均勤続年数は、令和元年には11.0年と全国平均より1.2年長く、また、夫婦共働き世帯の割合は、平成29年には54.7%と全国で8番目に高くなっています。

◇平均勤続年数

	新潟県		全国	
	女性	男性	女性	男性
年齢	42.4	43.9	41.8	43.8
勤続年数	11.0	14.7	9.8	13.8

資料：令和元年賃金構造基本統計調査【厚生労働省】

◇夫婦共働き世帯の割合

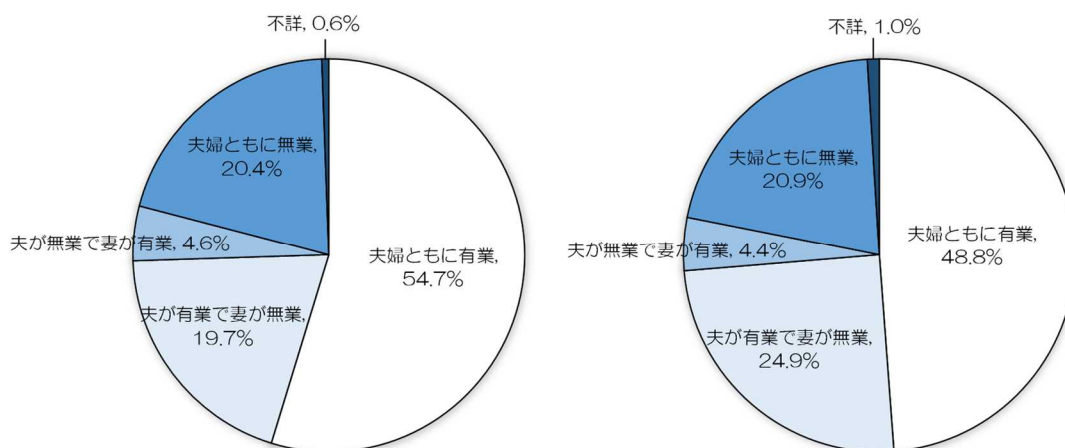
順位	都道府県	割合
1	福井県	59.9%
2	山形県	57.9%
3	富山県	57.0%
4	石川県	56.1%
5	長野県	56.0%
6	島根県	55.5%
7	鳥取県	54.9%
8	新潟県	54.7%
	(全国平均)	48.8%

資料：平成29年就業構造基本調査【総務省】

◇夫と妻の就業状態

【新潟県】

【全国】

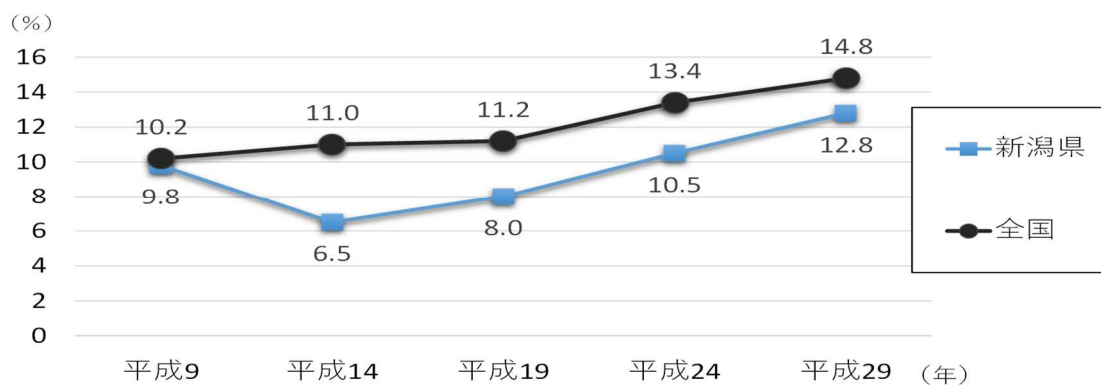


注：高齢者から成る世帯を含む。

資料：平成29年就業構造基本調査【総務省】

管理的職業従事者に占める女性の割合は増加傾向にあるものの、全国平均より低くなっています。

◇管理的職業従事者に占める女性の割合（新潟県・全国）

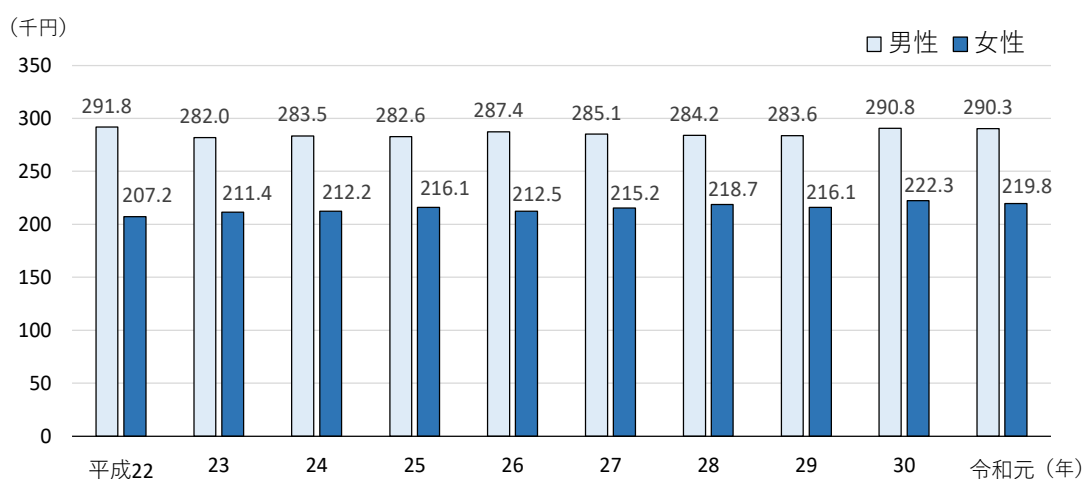
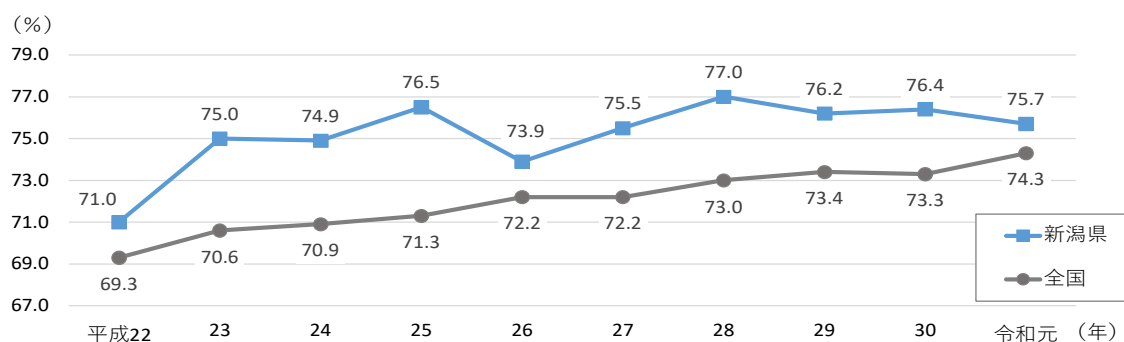


注：「管理的職業従事者」とは、事業経営方針の決定・経営方針に基づく執行計画の樹立・作業の監督・統制など、経営体の全般又は課（課相当を含む）以上の内部組織の経営・管理に従事するものをいう。国・地方公共団体の各機関の公選された公務員、自営業主や家族従事者も含まれる。

資料：就業構造基本調査【総務省】

令和元年における本県の女性労働者の賃金水準は、男性の所定内賃金を100とした場合、75.7となっており、全国平均と比べて1.4ポイント高くなっています。

◇女性の賃金水準の推移（新潟県・全国）と男女別所定内賃金（新潟県）



資料：賃金構造基本統計調査【厚生労働省】

(5) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響

新型コロナウイルス感染症の拡大は、世界及び国内の人々に大きな影響を及ぼしています。特に女性に対して、就業や生活面について様々な形で深刻な影響を及ぼしています。

国の「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書」（令和3年4月）によれば、生活不安やストレスを背景とした配偶者からの暴力の増加、女性の就業割合が高い飲食・宿泊業や非正規雇用労働者等における雇用・所得への影響、性別による固定的な役割分担意識を反映した家事・育児等の家庭内での負担の増加といった、ジェンダーに起因した諸課題が顕在化しているとあります。また、こうした問題の深刻化が令和2年の女性の自殺者の増加に影響を与えているとしています。

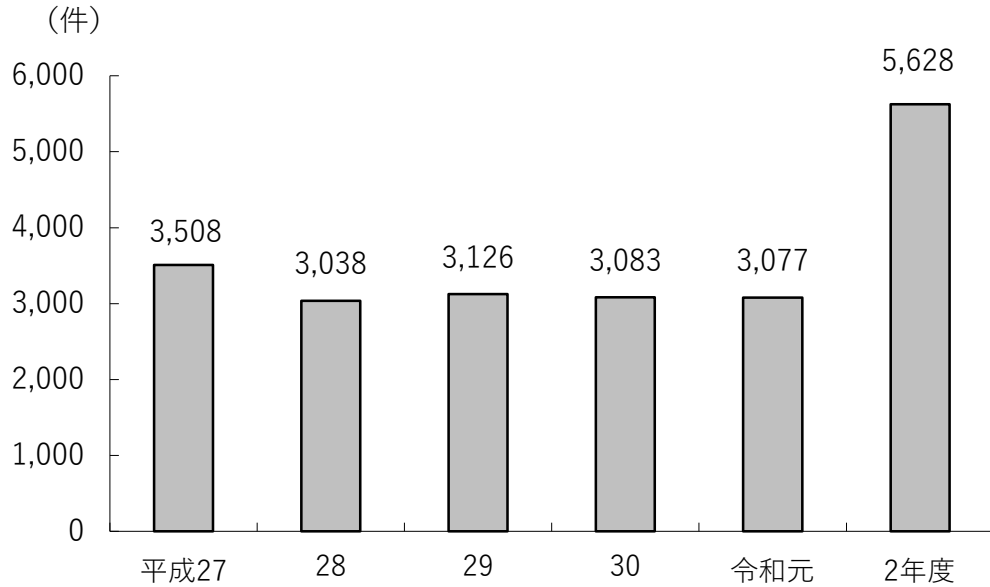
女性への深刻な影響は、平時において男女共同参画が進んでいなかったことが根底にあります。

本県においても、自立相談支援機関における新規相談件数の増加や、自殺者数の増加など、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が様々な形で現れています。特に女性の自殺者数は近年減少傾向にありましたが、令和2年は前年に比べ増加しています。

一方、テレワークやオンラインの活用による柔軟な働き方の広がりや、女性活躍の新たな可能性や男性の家事・育児等への参画を促す機会としても捉えられています。

県としても、新型コロナウイルス感染症拡大の性別による影響の違いやニーズを踏まえ、今後の取組につなげていくことが必要です。

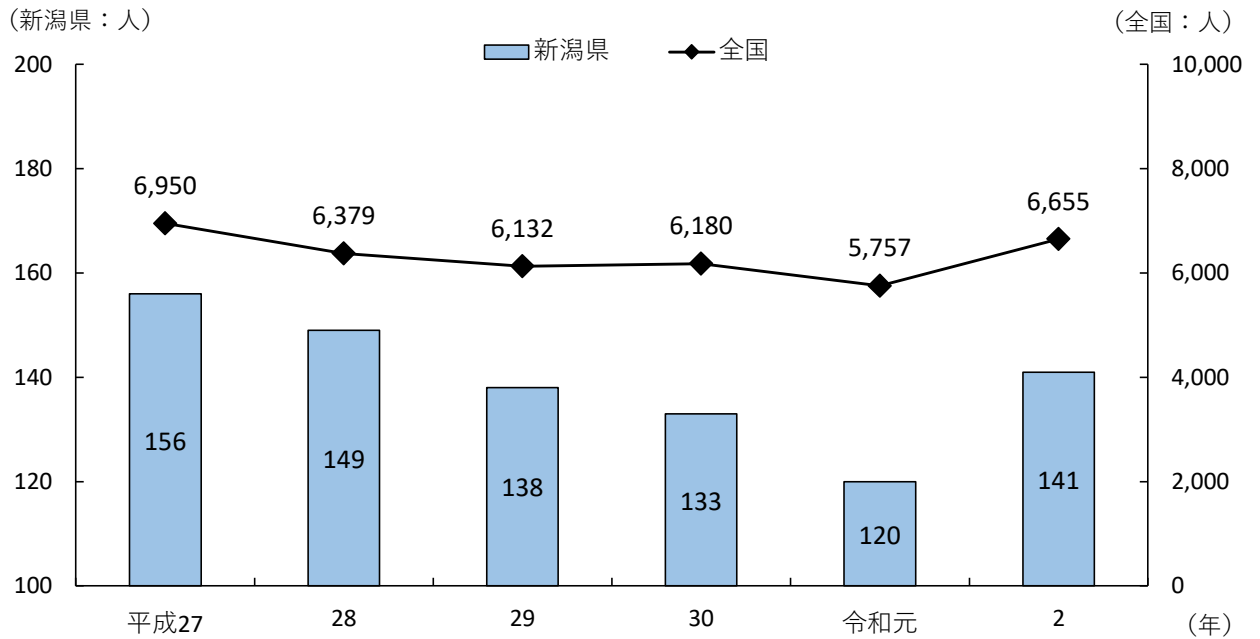
◇自立相談支援機関新規相談件数



注：令和2年度の件数は速報値

資料：生活困窮者自立支援制度の支援状況調査【厚生労働省】

◇女性の自殺者数の推移（新潟県・全国）



資料：人口動態統計調査【厚生労働省】

## 7 前計画の達成状況と現状及び課題

### (1) 指標からみた前計画の達成状況

#### ア 基本目標Ⅰ 男女平等を推進する社会づくり

配偶者暴力に関する相談機関の認知度などの項目は、目標数値を達成しました。  
乳がん・子宮がん検診の受診率の数値は改善傾向にあるものの、目標数値を達成しなかったほか、様々な場面における男女の地位の平等感に関する項目など、数値が改善していない項目もあります。

#### イ 基本目標Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり

所定内賃金の男女格差や、職場において「男性の方が優遇されている」とする人の割合などの項目は目標数値を達成しました。  
管理・監督的業務に従事する者に占める女性の割合は増加傾向にあるものの、目標数値を達成しなかったほか、政治経済活動の場において「男性の方が優遇されている」とする人の割合が増加するなど、特に政策・方針決定過程への女性の参画が進んでいない状況にあります。

#### ウ 基本目標Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり

ハッピー・パートナー企業登録数や子育て環境の充実に関する項目で目標を達成しました。  
男性の育児休業取得率は大きく増加し、目標数値を達成しましたが、女性の取得率に比べると極端に低い状況となっています。  
また、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対の男性の割合が増加しましたが、6割に満たない状況です。  
さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、自立相談支援機関の新規相談件数が大幅に増加しています。

重点目標ごとに設定した全37項目の指標のうち、18項目で目標を達成したものの、19項目で未達成となっています。

依然としてあらゆる分野において、性別による固定的な割分担意識が根強く残っており、意識の変革が進んでおらず、また、管理・監督的職業従事者に占める女性の割合が目標数値を達成していないなど、政策・方針決定過程への女性の参画が進んでいない状況です。さらに、ワーク・ライフ・バランスを可能とする就業環境の充実は促進されつつあるものの、実態は理想と現実にかい離があるなど、今後も継続的な取組が必要です。

## 〈目標指標一覧〉

### 【基本目標Ⅰ 男女平等を推進する社会づくり】

重点目標		項目	計画策定時		目標数値等		現況値		資料出所等
1	男女平等意識の浸透	男女の地位の平等について、「男性の方が優遇されている」という回答割合が3割を超えている項目	6／7項目	H28	減少		6／7項目	R3	県民アンケート（男女平等社会推進課調べ）
		男女共同参画に関する周知度（内容を知っている又は聞いたことがある人の割合）	65.8%	H28	85%	R3	64.2%	R3	
2	男女平等の視点に立った社会制度・慣行等の見直し	「社会慣習（しきたり）」における男女の地位の平等で、「男性の方が優遇されている」とする人の割合	62.1%	H28	減少		60.6%	R3	
3	学校等における男女平等教育の深化	「学校教育」における男女の地位の平等で、「平等」とする人の割合	61.3%	H28	増加		54.1%	R3	
4	男女平等に関する学習機会の確保	（公財）新潟県女性財団が主催する研修事業の受講者に占める満足者の割合	99.2%	H27	全講座で95%以上		99.4%	R2	男女平等社会推進課調べ
		県、市町村、大学等が県民に提供している学習講座等の受講者数	1,300 千日人	H27	1,400 千日人		832 千日人	R2	生涯学習推進課調べ
5	女性に対するあらゆる暴力の根絶	過去2年間に配偶者から暴力を受けたことのある者の割合	33.6%	H28	減少		33.7%	R2	子ども家庭課調べ
		配偶者暴力に関する相談機関の認知度	49.9%	H28	増加		55.8%	R2	
6	生涯を通じた女性の健康づくり	女性の健康寿命の延伸	健康寿命 74.79年	H25	健康寿命の伸びが平均寿命の伸びを上回る		健康寿命 75.44年	H28	健康寿命：健康日本21（第2次）推進専門委員会資料 平均寿命：新潟県簡易生命表
			平均寿命と健康寿命の差 11.98年	H25			平均寿命と健康寿命の差 11.94年	H28	
		乳がん検診受診率	50.9%	H25	60%	R2	51.4%	R1	
子宮がん検診受診率	46.5%	H25	50%	R2	47.2%	R1			
7	国際的な男女共同参画の取組の理解	「女子差別撤廃条約」の周知度（内容を知っている又は聞いたことがある人の割合）	32.2%	H28	増加		31.2%	R2	県民アンケート（男女平等社会推進課調べ）

### 【基本目標Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり】

重点目標		項目	計画策定時		目標数値等		現況値		資料出所等
1	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	「政治経済活動の場で」における男女の地位の平等で、「男性の方が優遇されている」とする人の割合	54.60%	H28	減少		62.5%	R3	県民アンケート（男女平等社会推進課調べ）
		県の審議会等への女性の登用率	38.50%	H28	40%以上	R2以降	36.7%	R3	男女平等社会推進課調べ
		管理・監督的業務に従事する者に占める女性の割合	14.3%	H27	21%	R3	17.4%	R2	新潟県賃金労働時間等実態調査
2	女性の能力の開発・発揮	（公財）新潟県女性財団が主催する研修事業の女性受講者に占める満足者の割合	99.2%	H27	全講座で95%以上		100.0%	R2	男女平等社会推進課調べ
		県や（公財）新潟県女性財団が実施する、働く女性の能力向上を図るためのセミナー受講者数	109人	H28	毎年度100人以上		123人	R2	
3	雇用等の分野における男女均等な機会と待遇の確保	「職場の中で」における男女の地位の平等で、「男性の方が優遇されている」とする人の割合	54.1%	H28	減少		49.5%	R3	県民アンケート（男女平等社会推進課調べ）
		所定内賃金の男女格差	76.9%	H27	縮小		79.3%	R2	新潟県賃金労働時間等実態調査
		従業員数300人以下の企業のうち、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する事業主行動計画の届出企業数	20社	H28	150社	R3	120社	R2	女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画策定届出状況
4	農林水産業、商工業等自営業における男女共同参画	家族経営協定締結農家数	1,534戸	H27	1,800戸	R3	1,423戸	R2	経営普及課調べ
		県が支援を行う女性農業者の起業数	19起業	H27	増加		46起業	R2	

【基本目標Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり】

重点目標		項目	計画策定時		目標数値等		現況値		資料出所等	
1	男性中心型労働慣行等を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を可能とする就業環境の充実	育児休業取得率（男性）	3.2%	H27	4%	R1	12.8%	R2	新潟県賃金労働時間等実態調査	
		育児休業取得率（女性）	98.4%	H27	95%	R1	90.9%	R2		
		ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）登録数	780社	H28	1,080社	R3	1,161社	R2	男女平等社会推進課調べ	
2	男性にとっての男女共同参画	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対の男性の割合	36.2%	H26	増加		59.1%	R3	県民アンケート（男女平等社会推進課調べ）	
3	子育て環境の充実	放課後児童クラブ支援単位数	613	H28	増加		730	R2	子ども家庭課調べ	
		病児保育事業実施箇所数	41	H28	増加		60	R2		
4	高齢者、障害者の社会参画と介護体制の充実	障害者の実雇用率（民間企業）	1.93%	H28	全国平均を上回る		2.17%	R2	障害者雇用状況報告	
			全国第31位	H28	前年度の全国順位を上回る		全国第34位	R2		
		シルバー人材センターの会員数	21,529人	H27	増加		20,616人	R2		（公社）新潟県シルバー人材センター連合会提供資料
		新潟県高齢者大学修了者数	延べ8,216人	H27	延べ10,088人	R3	延べ9,493人	R2		高齢福祉保健課調べ
5	貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備	自立相談支援機関の新規相談件数	3,508件	H27	増加		5,628件 ※速報値	R2	生活困窮者自立支援制度の支援状況調査	
		ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける相談者に占める就職者の割合	25.8%	H27	増加		55.8%	R2	県ひとり親家庭等就業・自立支援センター実績報告	
6	地域や防災・災害復興分野等における男女共同参画	自治会長に占める女性の割合	3.3%	H28	4.5%	R3	4.1%	R3	内閣府男女共同参画局調べ	
		県防災会議委員に占める女性割合	25.0%	H28	増加		18.2%	R3	防災企画課調べ	
		男女共同参画社会の形成の促進を図る活動を行うことを目的とするNPO法人数	63法人	H28	増加		67法人	R2	県民生活課調べ	

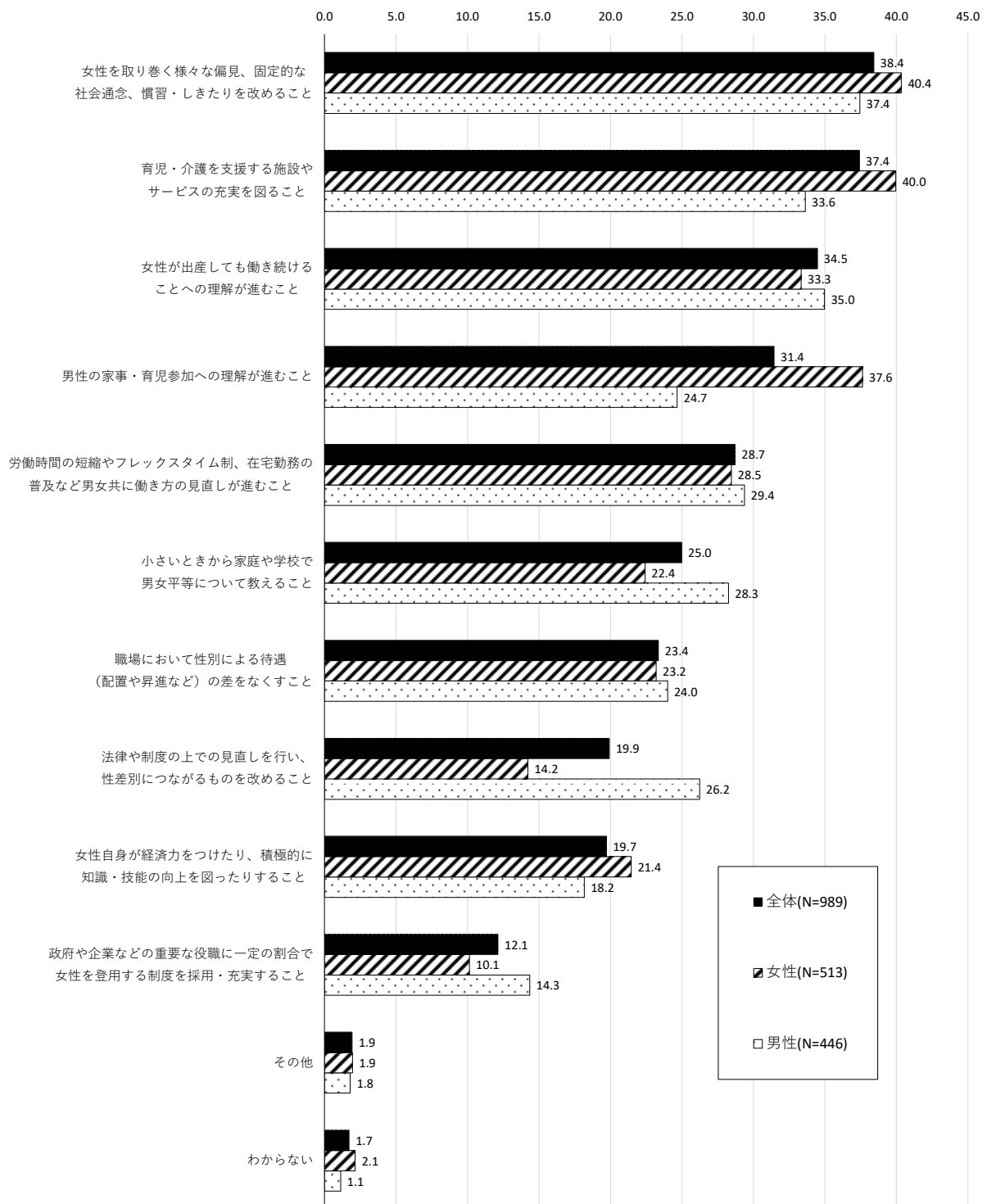
(2) 県民意識調査の結果概要

令和2年8月に実施した「男女平等社会づくりに向けた県民意識調査」では、「男女共同参画社会の実現に必要なこと」について、男女共に「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」が重要と考える人が最も多くなっており、また、「夫も平等に家事を負担すべきである」という考え方に賛成する人の割合（「賛成」「どちらかといえば賛成」の計）は男女共に約9割となっています。しかし、「家庭における家事・育児等の担当者」については、「家事等」「育児」「介護」のいずれの項目も女性が主に担っている状況であり、意識と実態にかい離がある状況です。

さらに、「仕事と家庭生活や地域活動のバランス」については、男女共に約5割以上の人が「家庭生活や地域活動と仕事を同じように両立させる」を理想としているものの、現実では、女性の約5割、男性の約7割が仕事を優先しています。

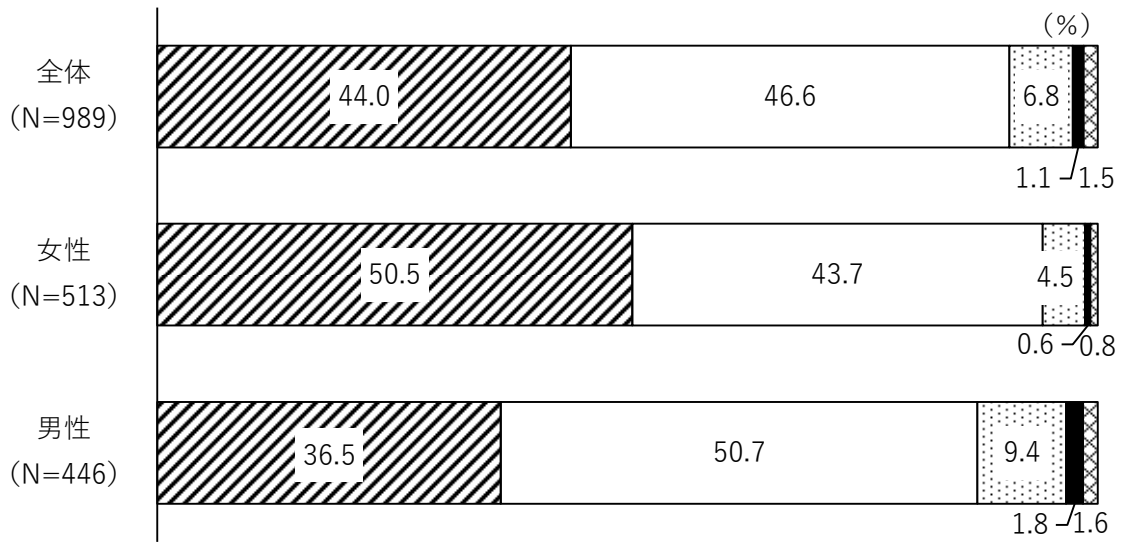
また、「経済分野で女性リーダーを増やすうえで障害となるもの」では、「育児・介護・家事などにおける夫などの家族の支援が十分ではないこと」を選択した人が最も多く、次いで「長時間労働の改善が十分ではないこと」となっています。

## ◇男女共同参画社会の実現に必要なこと



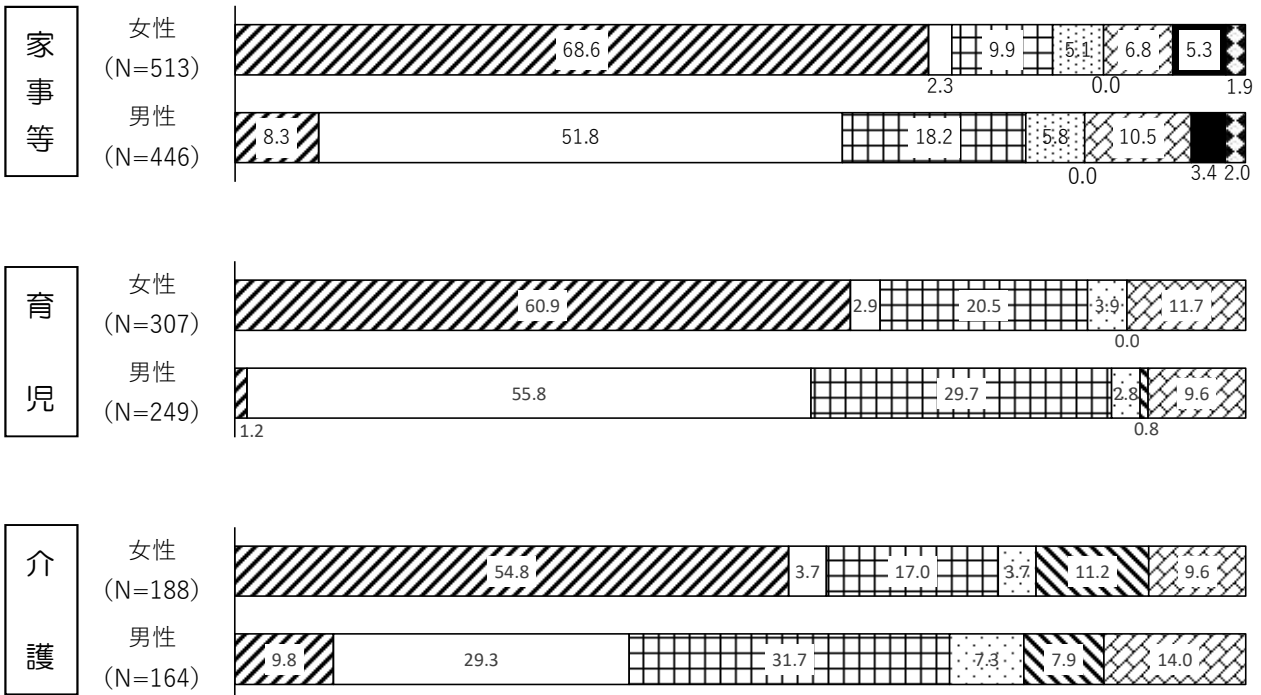
◇「夫も平等に家事・育児等を負担すべきである」という考え方について

■賛成 □どちらかといえば賛成 □どちらかといえば反対 ■反対 □無回答



◇家庭における家事・育児等の担当者

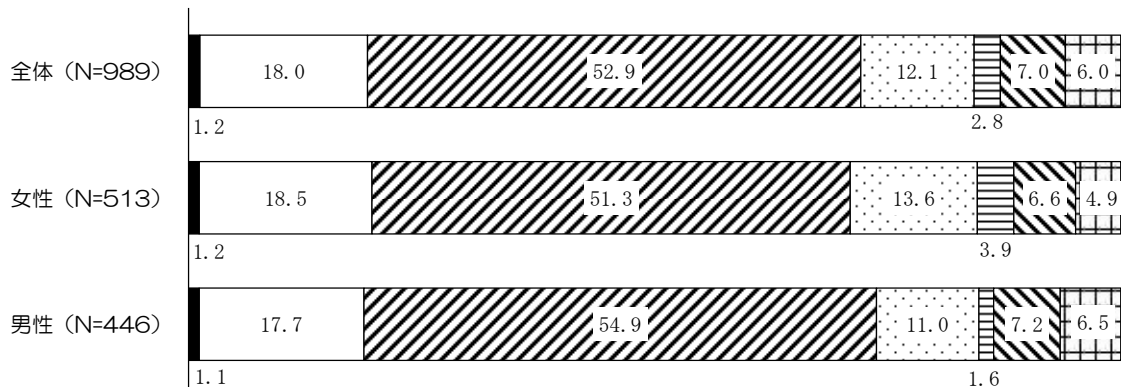
■自分 □配偶者  
 ■自分と配偶者が同程度 □夫婦以外の家族  
 ■ホームヘルパーなどの外部サービス □家族全員  
 ■該当なし・その他 □無回答



## ◇仕事と家庭生活や地域活動のバランスに関する理想と現実

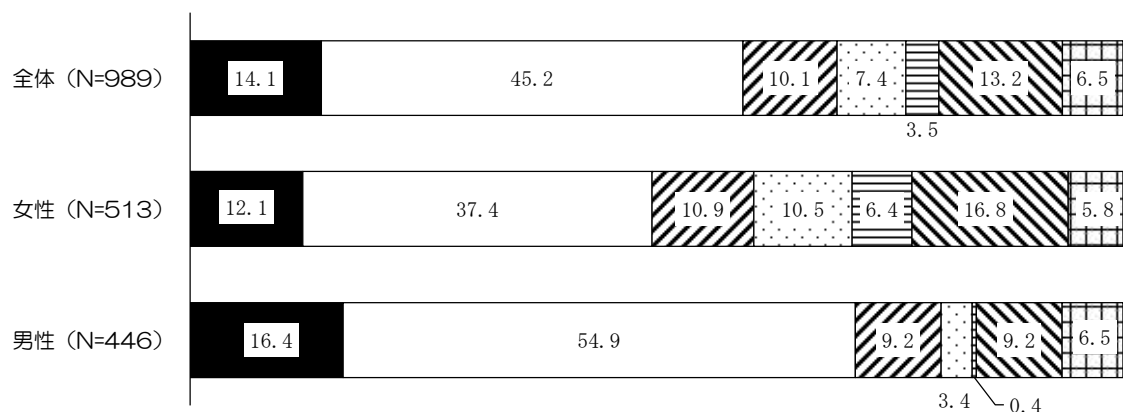
### 【理想】

- 家庭生活や地域活動よりも仕事に専念する
- 家庭生活や地域活動にも携わるが、仕事を優先させる
- 家庭生活や地域活動と仕事を同じように両立させる
- 仕事にも携わるが、家庭生活や地域活動を優先させる
- 仕事よりも、家庭生活や地域活動に専念する
- わからない
- 無回答



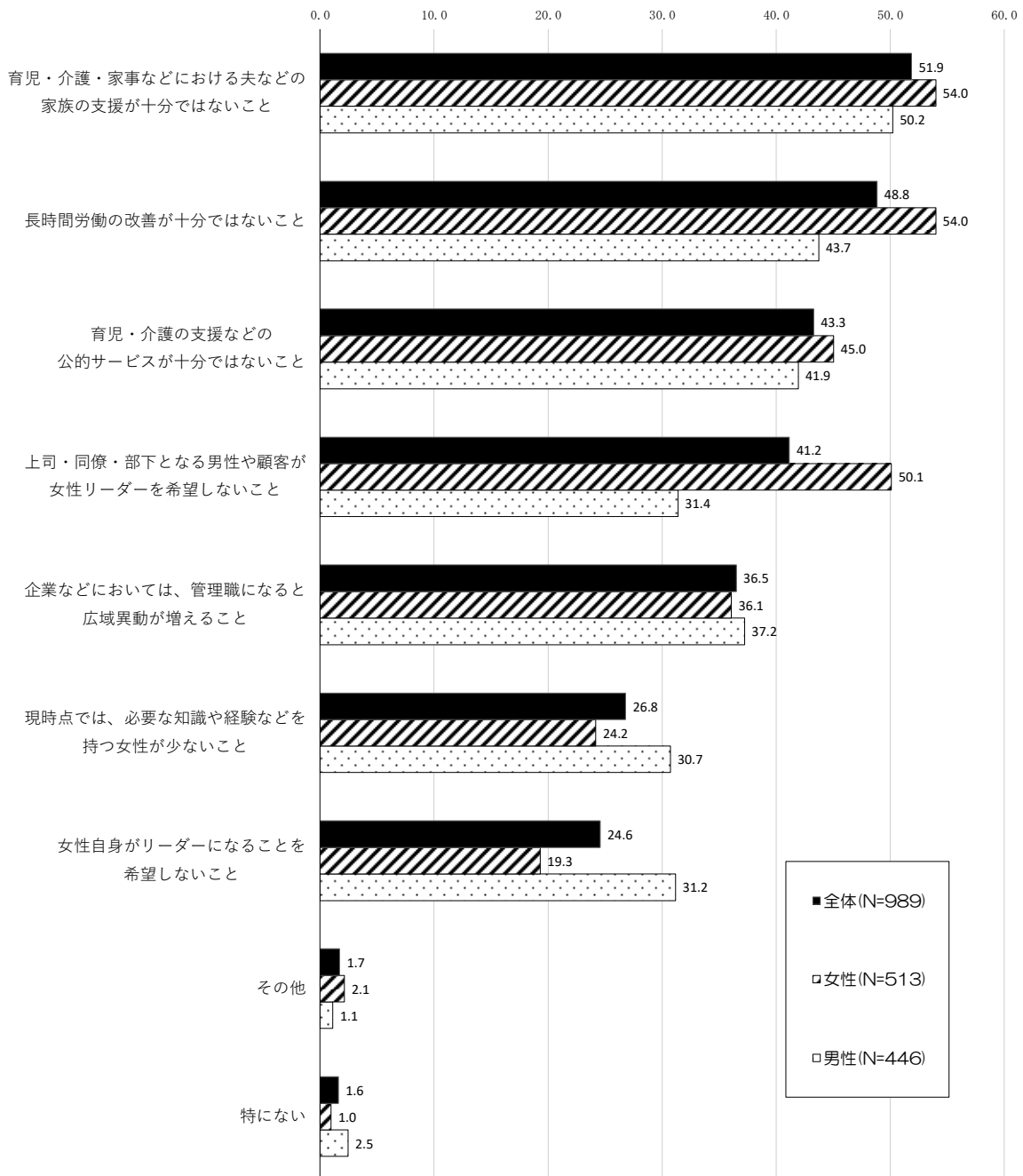
### 【現実】

- 家庭生活や地域活動よりも仕事に専念する
- 家庭生活や地域活動にも携わるが、仕事を優先させる
- 家庭生活や地域活動と仕事を同じように両立させる
- 仕事にも携わるが、家庭生活や地域活動を優先させる
- 仕事よりも、家庭生活や地域活動に専念する
- わからない
- 無回答



注：性別について無回答者がいるため、男女の計は全体と一致しない。

◇経済分野で女性リーダーを増やすうえで障害となるもの



資料：令和2年度男女平等社会づくりに向けた県民意識調査【新潟県】

### (3) 取り組むべき課題

前計画における指標の達成状況や男女平等社会づくりに向けた県民意識調査の結果から、男女平等社会の実現に向けて次のような課題が浮き彫りになりました。

#### ア 性別による固定的役割分担意識の解消

「夫も平等に家事・育児等を負担すべきである」という考え方に賛成する人の割合は男女共に約9割となっている一方で、現実には女性に家事・育児等の負担が偏りがちであるなど、いまだ実際の行動変容には至っておらず、性別による固定的役割分担意識は根強く残っています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により増加が懸念されているDV等女性への暴力は、男女が置かれている社会的地位や経済格差などの状況のほか、性別による固定的役割分担意識にも根ざしていると考えられます。

「男女共同参画社会の実現のために必要なこと」についても、男女共に「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、習慣・しきたりを改めること」を選択している人が最も多く、家庭、職場、地域など社会全体において男女平等とは感じていないことから、その解消に引き続き取り組む必要があります。

#### イ 人口減少・少子高齢化社会における女性が活躍できる環境づくり

女性自身の意識を高める働きかけを推進してきた結果、本県の管理的職業従事者に占める女性の割合は、上昇傾向にあります。全国平均と比較すると低い状況が続いています。

また、本県の人口減少・少子高齢化は着実に進行しており、特に若い女性の都市部への流出が多くなっていますが、その要因の一つとして、地元が女性にとって働きにくい環境であることも指摘されています。

女性の県内定着を進めるとともに、女性リーダーをさらに増やしていくためには、女性が能力を発揮して働ける環境の整備や女性の活躍に向けた意識改革を積極的に進めることが重要です。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大による非正規雇用労働者等への影響は深刻です。男性に比べ、女性は非正規雇用労働者の割合が高いことから、雇用の維持を図る取組と併せ離職者への再雇用を支援する取組も必要です。

#### ウ ワーク・ライフ・バランスの推進

男女共に5割以上の方が「家庭生活や地域活動と仕事を同じように両立させたい」と望んでいる一方で、実際は女性の約5割、男性の約7割が仕事を優先しています。男性の育児休業取得率は、令和2年度に12.8%に上昇しましたが、依然として家庭における家事・育児等は主に女性が担っています。

また、女性リーダーを増やすうえで必要なこととして、「家事などにおける夫などの家族の支援」や「長時間労働の改善」を選択した人の割合が高いことから、男性の家事・育児等へのさらなる参画と長時間労働等を前提とした男性中心型労働慣行の見直しを含めたワーク・ライフ・バランスの推進が必要です。

## 8 計画の体系

基本目標	重点目標	施策の基本的方向	
Ⅰ 男女平等を推進する社会づくり	1 男女平等意識の浸透	(1) 男女平等社会の形成についての理解を深めるための広報・啓発活動を推進します	
		(2) 各種団体等と連携し、広報・啓発活動を推進します	
		(3) メディアを活用し、県民に対する啓発活動を推進します	
		(4) メディアやSNS等を通じて流れる様々な情報を主体的に収集、判断する能力、また適切に発信する能力を育成します	
	2 男女平等の視点に立った社会制度・慣行等の見直し	(1) 社会制度、慣行等を男女平等の視点で点検し、実態把握と啓発に努めます	
		(2) 男女共同参画に関する調査や情報収集を行い、課題を整理し、提供します	
	3 男女平等の視点に立った教育・学習の充実	(1) 学校等における男女平等を推進する教育・学習を充実します	
		(2) 教職員等の研修を充実します	
		(3) 性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、個性と能力を十分に発揮した生き方を選択できるよう、学習機会の充実や学習情報の提供に努めます	
		(4) 学習活動を支援する指導者等の人材の養成に努めます	
		(5) 男女平等意識を育む家庭教育を推進します	
	4 女性等に対するあらゆる暴力の根絶	(1) ドメスティック・バイオレンスや性暴力などの根絶に向けた意識啓発と防止のための環境づくりを推進します	
		(2) ドメスティック・バイオレンスや性暴力などの実態を把握し、被害者の相談や保護・支援を行います	
		(3) セクシュアルハラスメントの防止に向けた取組を推進します	
	5 生涯を通じた健康づくり	(1) 妊娠・出産等に関する健康の維持・増進を支援するとともに、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）についての知識の普及に努めます	
		(2) 生涯を通じた男女の健康の維持・増進対策を充実します	
	6 国際的な男女共同参画の取組の理解促進	(1) 男女共同参画に関する国際的な動向や国際社会の取組への理解を促進します	
	Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり	1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	(1) 県の審議会等への女性登用を推進します
			(2) 女性県職員・教職員の育成・登用を推進します
			(3) 市町村の政策・方針決定過程への女性の参画を促進します
			(4) 企業、団体、地域等あらゆる場における方針決定過程への女性の参画を促進します
		2 女性の能力の開発・発揮	(1) あらゆる分野に参画できる女性人材を育成します
			(2) 女性の起業など様々なチャレンジを支援します
			(3) 女性の人材に関する情報を収集、整備し、提供します
(4) 女性団体等への活動支援を充実します			
3 女性の県内定着、U・Iターンのための環境整備		(1) 所得水準向上と魅力ある良質な働く場の確保を促進します	
		(2) U・Iターン関心者の掘り起こしと受入体制の充実を促進します	
		(3) 社会における活動の自由な選択を妨げない環境づくりを促進します	
4 雇用等の分野における男女均等な機会と待遇の確保		(1) 雇用分野における男女の均等な機会と待遇の確保など、職業生活において女性が能力を十分に発揮できる環境の整備を促進します	
		(2) 女性の職業能力の開発を支援するとともに、能力発揮のための積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組を促進します	
5 農林水産業、商工業等自営業における男女共同参画		(1) 農林水産業、商工業等自営業における女性の経営参画・社会参画を推進します	
		(2) 農林水産業における女性の経営参画に向けた資質向上や環境整備を推進するとともに、関係者への情報提供に努めます	
		(3) 商工業等の家族経営に関わる女性の労働・生活環境の整備を促進するとともに、能力が十分発揮できるよう情報提供に努めます	

※  …… 女性活躍推進計画の該当項目

基本目標	重点目標	施策の基本的方向		
Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり	1 男性中心型労働慣行等の見直し、及び仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を可能とする就業環境の充実	(1)	仕事と生活の調和の実現に向けた社会的機運醸成のための意識啓発を推進します	
		(2)	仕事と子育てや介護との両立のための制度の普及・定着を促進します	
		(3)	多様な形態の働き方を可能とする就業環境の整備を促進します	
		(4)	職場におけるあらゆるハラスメントの防止に向けた取組を推進します	
	2 男性にとっての男女共同参画の促進	(1)	男性にとっての男女共同参画の意義についての理解を促進します	
		(2)	男性の家事・育児・介護等への参画を促進します	
		(3)	男性が抱える困難への対応を充実します	
	3 子育て環境、介護体制の充実	(1)	多様なニーズに対応した保育サービスや放課後児童対策の充実を促進します	
		(2)	地域における子育て支援を充実します	
		(3)	子どもの人権を擁護し、子どもにとって安全で安心な環境の整備を推進します	
		(4)	高齢者や障害者が安心して暮らせる介護体制の整備を促進します	
	4 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備	(1)	生活困窮者の自立の促進を支援します	
		(2)	ひとり親家庭への支援を充実します	
		(3)	多様な人々が安心して生活できる環境を整備するとともに、社会参画を支援します	
	5 地域や防災・災害復興分野等における男女共同参画	(1)	地域活動における男女共同参画を促進します	
		(2)	防災・災害復興分野における男女共同参画を促進します	
		(3)	環境保全の取組への男女共同参画を促進します	
	計画の推進		1	総合的な推進体制及び機能の充実
			2	計画の進行管理と調査・情報収集
			3	市町村や国の関係機関との連携
4			県民、事業者、NPO、NGO等各種団体との連携・協働	

[参考] 関連する主な県の計画

- ・新潟県人権教育・啓発推進基本指針（Ⅰ－１、３）
- ・新潟県生涯学習推進プラン（Ⅰ－３）
- ・新潟県配偶者暴力防止・被害者支援基本計画（Ⅰ－４）
- ・新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画（Ⅰ－５、Ⅲ－３）
- ・新潟県がん対策推進計画（Ⅰ－５）
- ・地域保健医療計画（Ⅰ－５）
- ・女性職員の活躍推進のための新潟県特定事業主行動計画（Ⅱ－１）
- ・仕事と子育ての両立支援のための新潟県特定事業主行動計画（Ⅲ－１）
- ・新潟県子ども・子育てプラン（Ⅲ－３）
- ・新潟県子ども・子育て支援事業支援計画（Ⅲ－３）
- ・新潟県高齢者地域ケア推進プラン（Ⅲ－３）
- ・新潟県障害者計画（Ⅲ－３）
- ・新潟県子どもの貧困対策推進計画（Ⅲ－４）
- ・新潟県地域防災計画（Ⅲ－５）

\*（ ）内の数字は該当する基本目標と重点目標を示す。

## 9 SDGs (※) への対応

SDGsは国連サミットで採択された持続可能な開発目標であり、「誰一人、取り残さない」をスローガンに、17のゴールで構成されています。

本県においてもSDGsの理念の基、「男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会の実現」を目指し、様々な施策を推進します。

基本目標	重点目標	SDGs		
I 男女平等を推進する社会づくり	1 男女平等意識の浸透			
	2 男女平等の視点に立った社会制度・慣行等の見直し			
	3 男女平等の視点に立った教育・学習の充実			
	4 女性等に対するあらゆる暴力の根絶			
	5 生涯を通じた健康づくり			
	6 国際的な男女共同参画の取組の理解促進			
II 女性が活躍できる社会づくり	1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大			
	2 女性の能力の開発・発揮			
	3 女性の県内定着・U・Iターンのための環境整備			
	4 雇用等の分野における男女均等な機会と待遇の確保			
	5 農林水産業、商工業等自営業における男女共同参画			

基本目標	重点目標	SDG s		
Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり	1 男性中心型労働慣行等の見直し、及び仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を可能とする就業環境の充実			
	2 男性にとって男女共同参画の促進			
	3 子育て環境、介護体制の充実			
	4 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備			
	5 地域や防災・災害復興分野等における男女共同参画			

※ 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（持続可能な開発目標：SDG s）

平成 27（2015）年 9 月に国連で採択された、平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの国際目標。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、先進国を含む国際社会全体の目標として、2030 年を期限とする包括的な 17 の目標（Sustainable Development Goals：SDG s）を設定。ゴール 5 ではジェンダー平等の達成と全ての女性及び女児のエンパワーメントが掲げられており、全ての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものとされています。

（出典：第 5 次男女共同参画基本計画 用語解説）

## 第2章

### 基本目標、重点目標、施策の基本的方向

#### 基本目標Ⅰ 男女平等を推進する社会づくり

男女が社会の対等な構成員として、喜びも責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮でき、個人として尊重される社会づくりが重要です。

そのためには、社会制度や慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されなければなりません。

性別による固定的な役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）などに基づいた制度や慣行は、男女が自らの意思に基づき多様な生き方を選択できる社会の実現を難しくしています。

そのため、男女平等社会の形成に関して理解を深めることが重要であり、家庭、職場、地域等における性別による固定的な役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を一人ひとりが見直すとともに、学校教育、生涯学習等を通じて男女平等意識を育むこと、国際社会における動向や取組への関心を高めることが必要です。

また、男女が共に人権を尊重し、いきいきと生きていくためには、女性等に対するあらゆる暴力の根絶や生涯を通じた健康づくりを支援することが必要です。

## 重点目標1 男女平等意識の浸透

### 【現状と課題】

本県で実施した意識調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に賛成（「賛成」と「どちらかといえば賛成」の合計）する人の割合は徐々に減ってきています。しかし、いまだに4割以上の方が「賛成」していること、及び、性別や年代によって差があることから、性別による固定的な役割分担意識が根強いことがうかがえます。

働き方・暮らし方の根底には、長年にわたり人々の中に形成された性別による固定的な役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があり、これらに基づいた制度や慣行等は、男女が自らの意思に基づき多様な生き方を選択できる社会の実現を難しくしています。

男女平等社会を形成するには、ジェンダー（※）の視点から、家庭、職場、地域社会等のあらゆる場面で、男女がお互いを尊重し、共に責任を分かち合いながら支え合うことの大切さや、性別にかかわらず、それぞれの個性や能力を活かした多様な生き方を認め合うことの大切さを理解することが重要です。

そのため、あらゆる機会や多様な媒体等を通じ、広報・啓発活動を展開することが必要です。

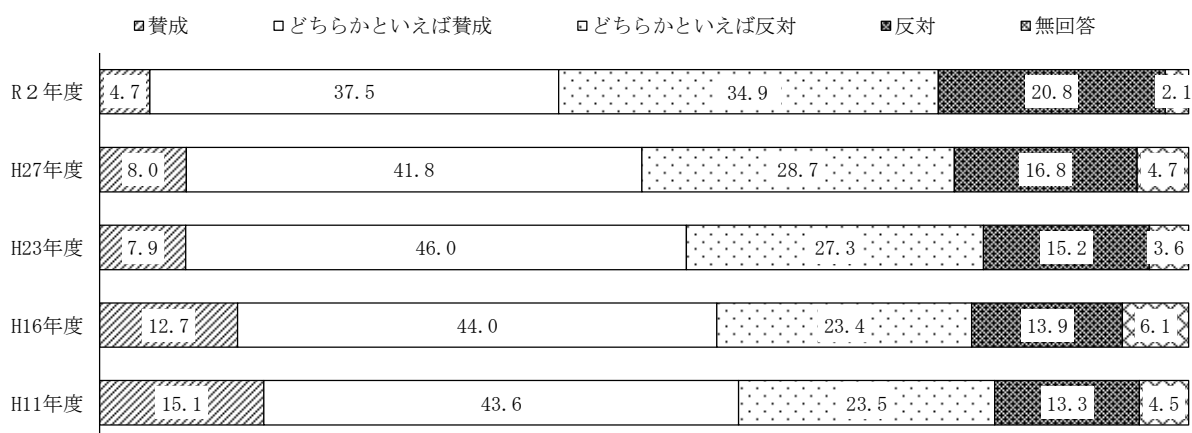
#### ※ ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といいます。「社会的・文化的に形成された性別」はそれ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

（出典：第5次男女共同参画基本計画 用語解説）

◇夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである

【経年比較】

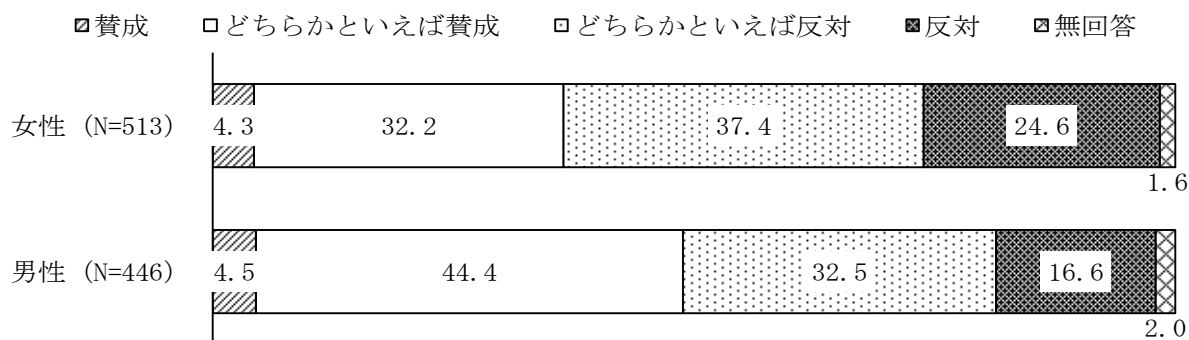


注：H23年度までの設問は「男は仕事、女は家庭を中心とする方がよい」

資料：平成11年度男女共同参画に関する意識調査【新潟県】

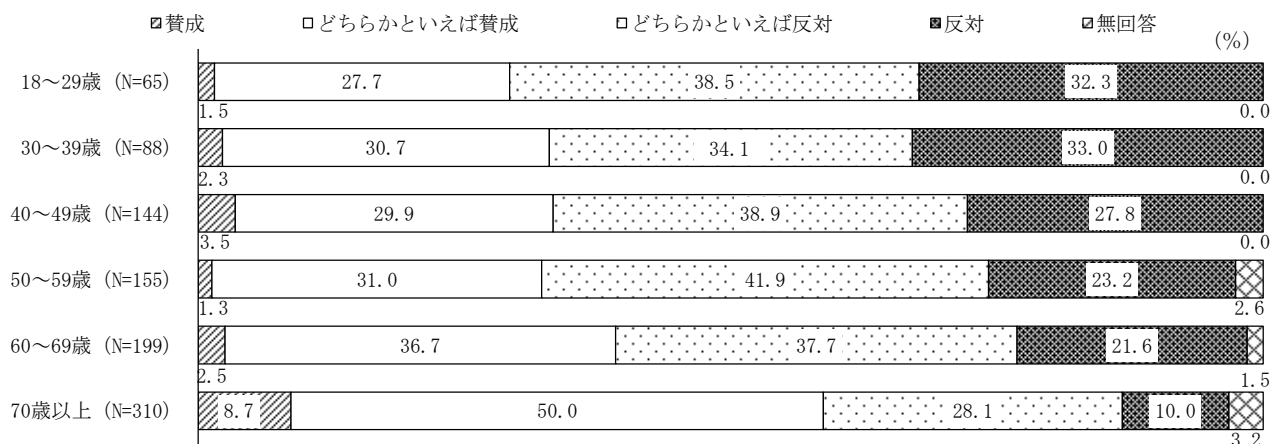
平成16、23、27、令和2年度男女平等社会づくりに向けた県民意識調査【新潟県】

【男女比較】



資料：令和2年度男女平等社会づくりに向けた県民意識調査【新潟県】

## 【年代別比較】



資料：令和2年度男女平等社会づくりに向けた県民意識調査【新潟県】

### （施策の基本的方向・施策の展開）

#### （１） 男女平等社会の形成についての理解を深めるための広報・啓発活動を推進します。

- ㊦ 男女共同参画週間中の広報やフォーラム等の開催を通じて、広く県民に対し、啓発活動を推進します。（県民生活・環境部、福祉保健部）
- ㊧ 男女共同参画に関連する法律、条例、計画などについて、わかりやすく広報するなどその内容の周知に努めます。（県民生活・環境部、福祉保健部、産業労働部）
- ㊨ 男女共同参画に関する県の広報・啓発活動は、対象とする性別や年代などに考慮して実施します。（全部局）

#### （２） 各種団体等と連携し、広報・啓発活動を推進します。

- ㊦ 女性団体、経済団体、教育関係団体等の各種団体や企業と連携し、広報・啓発を推進します。（県民生活・環境部）

#### （３） メディアを活用し、県民に対する啓発活動を推進します。

- ㊦ 新聞、テレビ、ラジオやSNSを含むインターネットなど多様な媒体を活用し、啓発活動を展開します。（知事政策局、県民生活・環境部）

#### （４） メディアや SNS 等を通じて流れる様々な情報を主体的に収集、判断する能力、また適切に発信する能力を育成します。

- ㊦ メディアや SNS 等を通じて流れる様々な情報を主体的に収集、判断する能力、また適切に発信する能力の向上を図るため、関係する県や市町村職員等に対して研修等を実施します。（県民生活・環境部）
- ㊧ 県の広報・刊行物等における表現が、性別に基づく固定観念にとらわれないように配慮します。（全部局）

## 重点目標2 男女平等の視点に立った社会制度・慣行等の見直し

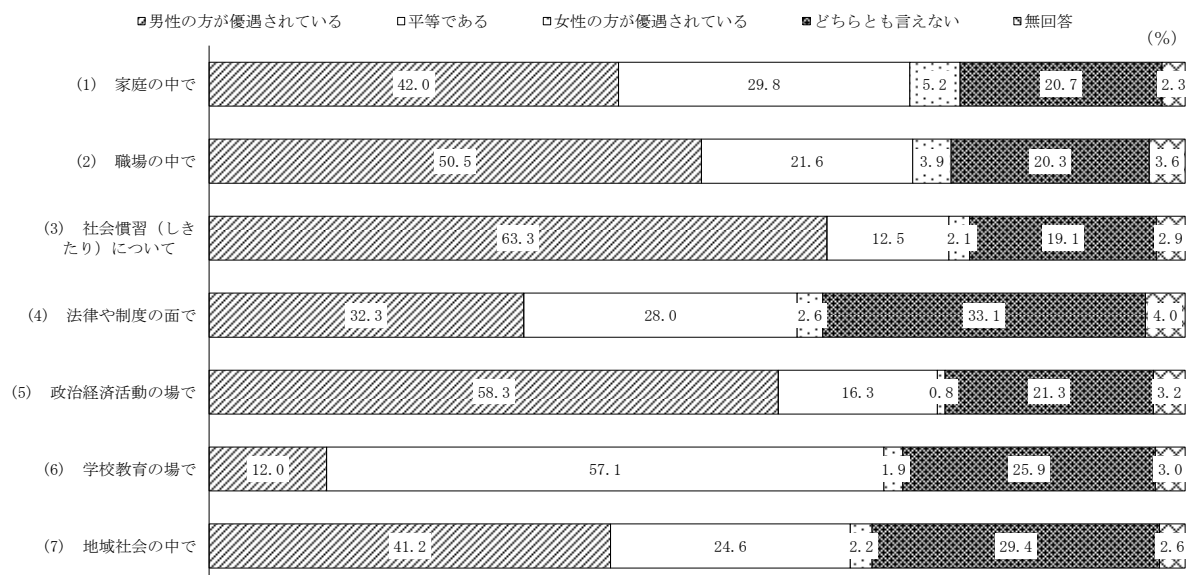
### 【現状と課題】

本県で実施した意識調査では、様々な場面のうち「社会慣習（しきたり）について」で、平等と感じている人の割合が最も低い結果となっています。また、その割合には男女差があり、男性より女性の方が平等感が低くなっています。この傾向は他の場面においても同様の結果となっています。

こうした性別による固定的な役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）などに基づいた社会制度や慣行等は、男女の社会における活動の自由な選択や個人の能力の発揮を困難にする要因となります。

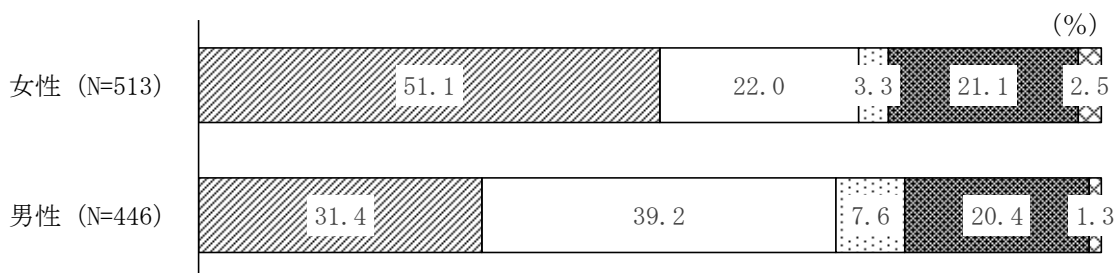
そのため、男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できるよう、社会制度・慣行等を必要に応じて見直すことが必要です。

### ◇男女の地位の平等感について（男女計）

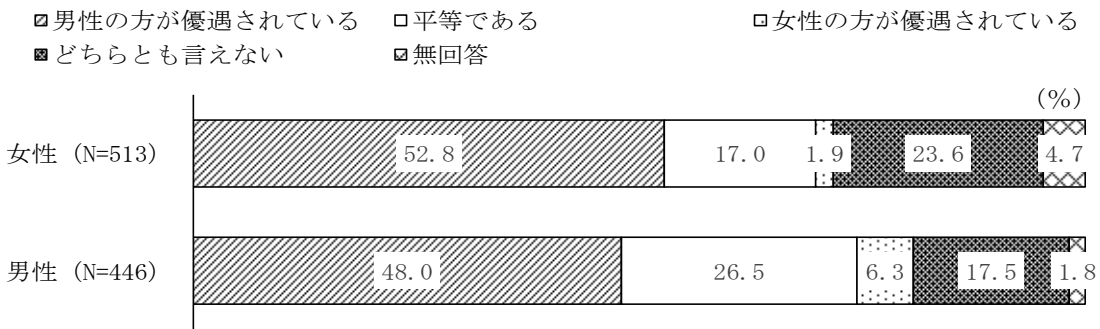


### (1) 家庭の中で（男女別）

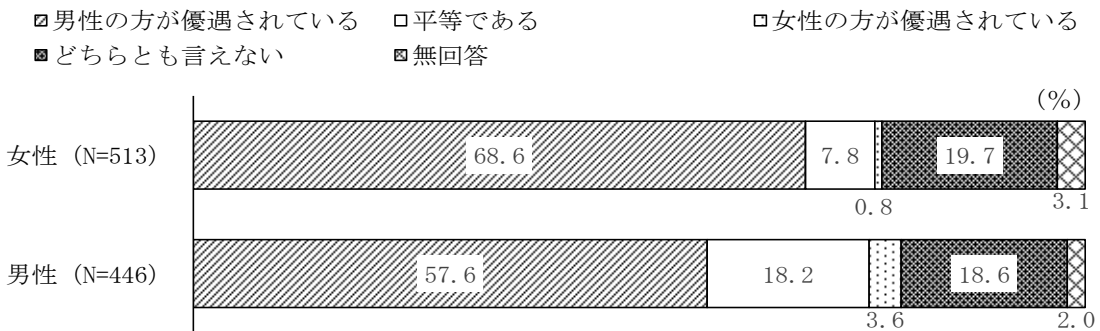
男性の方が優遇されている   
  平等である   
  女性の方が優遇されている  
 どちらとも言えない   
  無回答



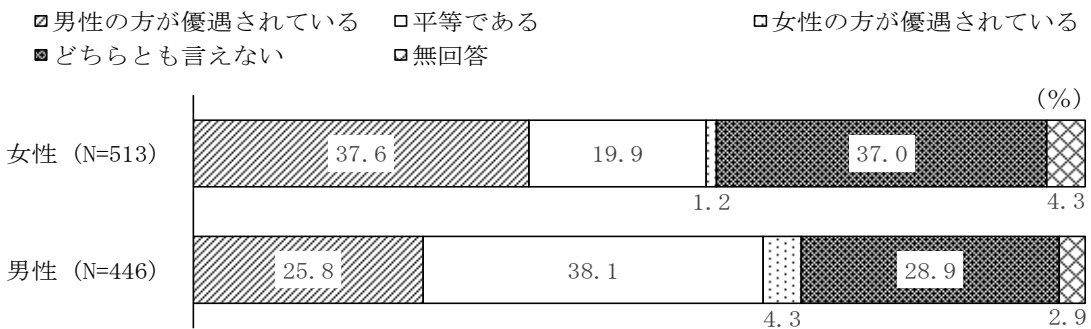
(2) 職場の中で（男女別）



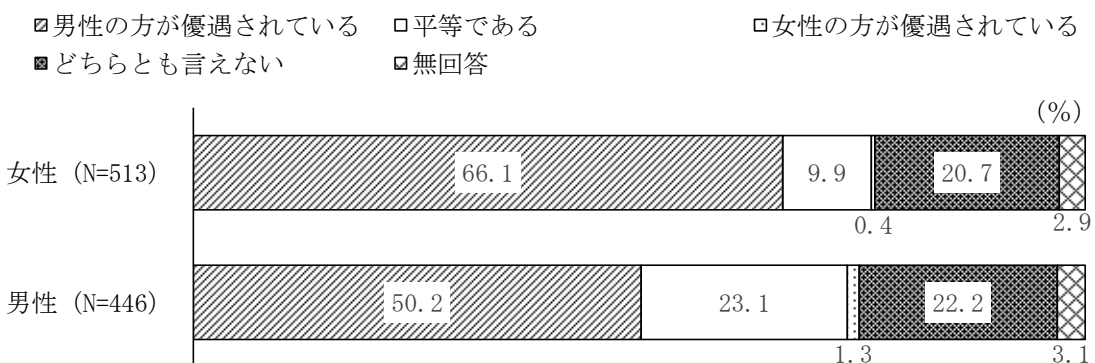
(3) 社会慣習（しきたり）について（男女別）



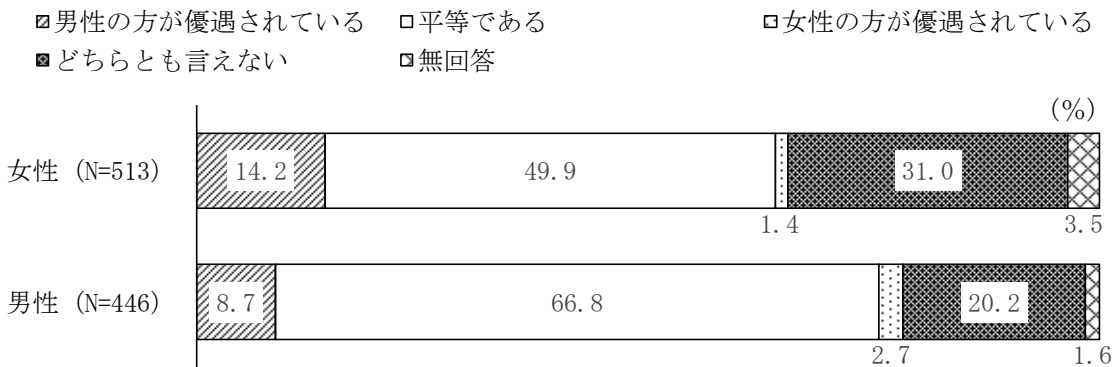
(4) 法律や制度の面で（男女別）



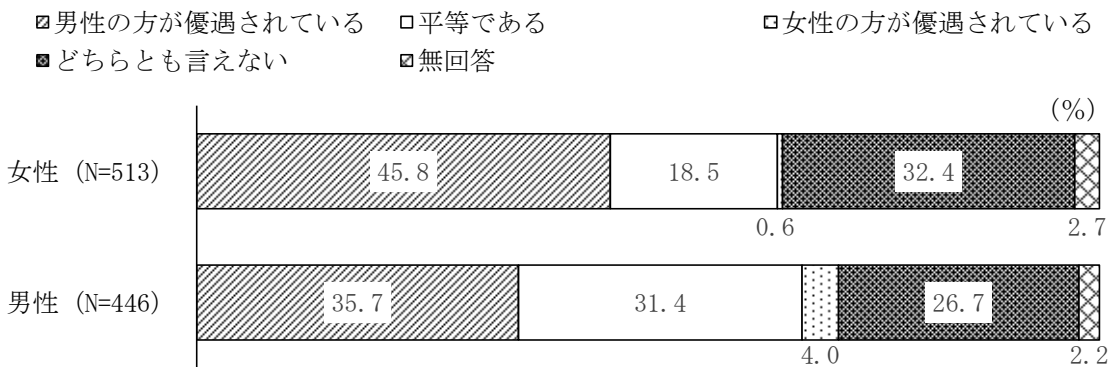
(5) 政治経済活動の場で（男女別）



(6) 学校教育の場で（男女別）



(7) 地域社会の中で（男女別）



資料：令和2年度男女平等社会づくりに向けた県民意識調査【新潟県】

（施策の基本的方向・施策の展開）

(1) 社会制度、慣行等を男女平等の視点で点検し、実態把握と啓発に努めます。

② 社会制度、慣行等に関する意識を調査するなど実態を把握します。

（県民生活・環境部）

① 職場、家庭、地域等における慣行について、男女の社会における活動の自由な選択を妨げないように、広くその見直しを呼びかけます。

（県民生活・環境部）

(2) 男女共同参画に関する調査や情報収集を行い、課題を整理し、提供します。

② 国、県、団体等の情報を収集し、ホームページ等で県民へ積極的に提供します。

（知事政策局、県民生活・環境部）

① 新潟ユニゾンプラザの図書情報ルームにおける男女共同参画関連情報を充実します。

（県民生活・環境部、福祉保健部）

### 重点目標3 男女平等の視点に立った教育・学習の充実

#### 【現状と課題】

本県で実施した意識調査では、「学校教育の場で」平等と感じている人の割合が他の場面と比較して最も高くなっています。（p.30参照）

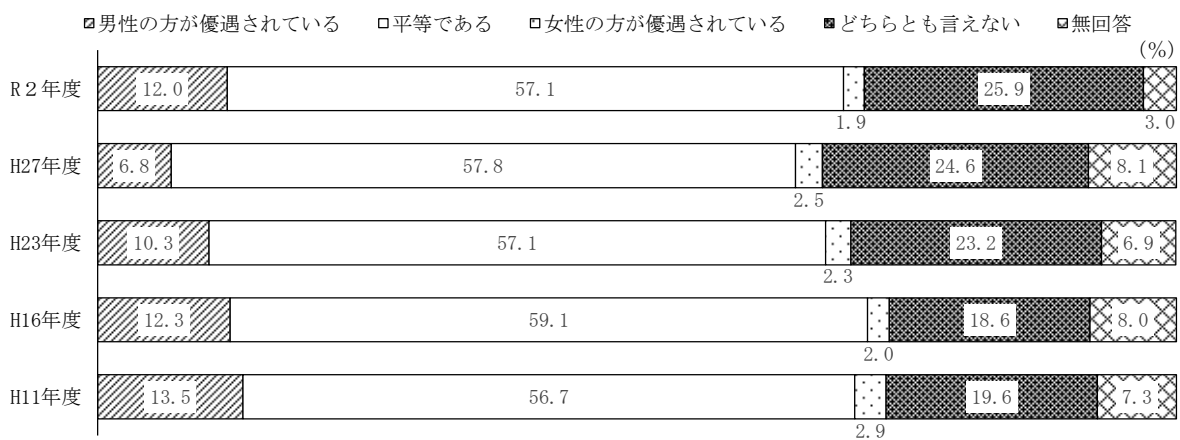
しかし、「家庭の中で」は29.8%、「地域社会の中で」は24.6%と低い結果となっており、男女平等意識が向上しない状況が続いています。

性別による固定的な役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）をなくし、男女平等意識を高めるには、学校をはじめ、家庭、地域において、男女平等の視点に立った教育・学習の機会の確保と内容の充実が重要です。

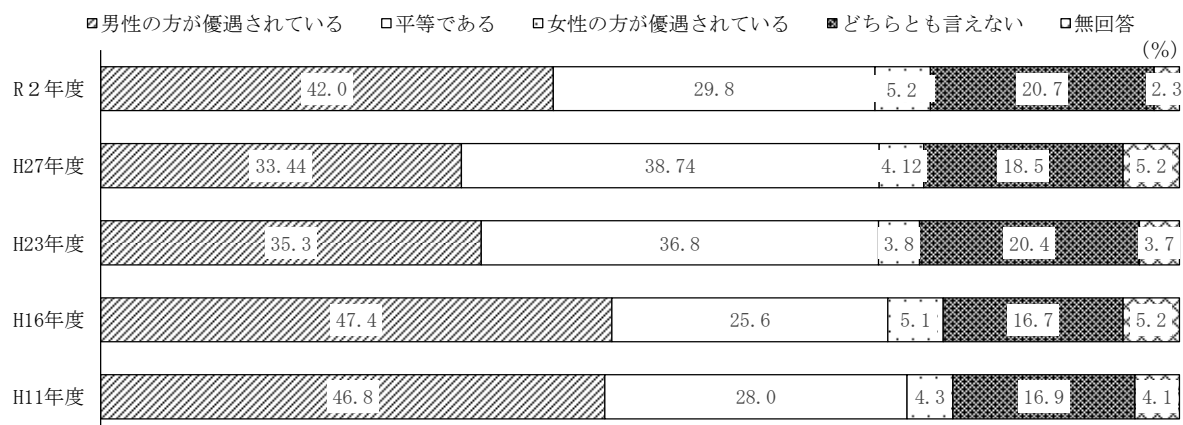
幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、男女平等意識を高める学習機会や学習情報を切れ目なく提供することが必要です。

特に、人格が形成される過程での人権の尊重を基本とする男女平等教育の果たす役割は重要であり、学校等における様々な教育活動全体を通じて男女平等意識を育む教育を推進することが必要です。

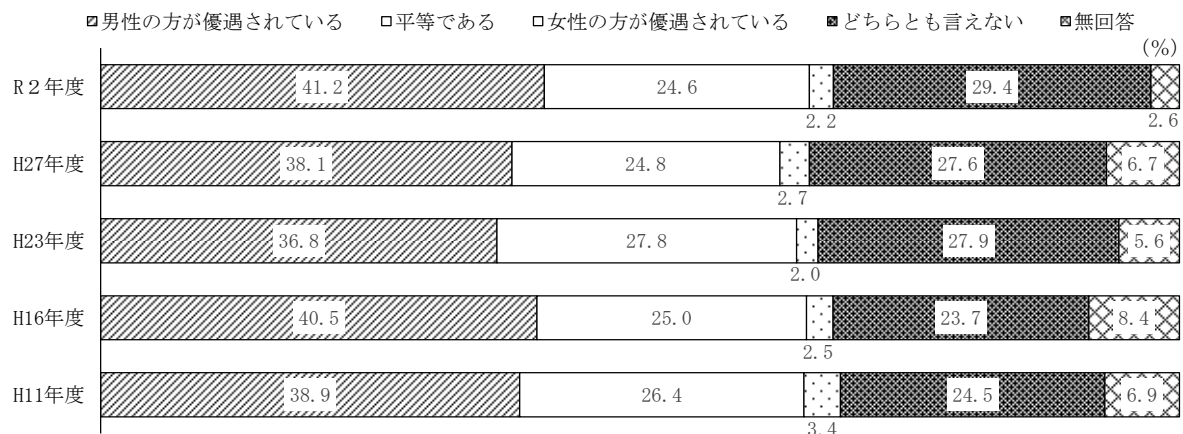
#### ◇男女の地位の平等感について「学校教育の場で」



## ◇男女の地位の平等感について「家庭の中で」



## ◇男女の地位の平等感について「地域社会の中で」



資料：平成11年度男女共同参画に関する意識調査【新潟県】

平成16、23、27、令和2年度男女平等社会づくりに向けた県民意識調査【新潟県】

### (施策の基本的方向・施策の展開)

#### (1) 学校等における男女平等を推進する教育・学習を充実します。

- ㊦ 学習指導要領に基づき、社会科、家庭科、道徳等の時間をはじめ、教育活動全体を通じて、人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解と協力、家庭生活の大切さ、家族の一員としての役割を果たしながら家庭を築くことの重要性などについての教育を充実します。(教育庁)
- ㊧ 学校運営などが性別による固定的な役割分担意識に基づいて行われることのないよう努めます。(教育庁)
- ㊨ 主体的で多様な進路選択を可能とするため、性別による固定的な役割分担意識にとらわれることのない進路指導を充実します。

また、無意識の思い込みの払拭に取り組み、女子児童・生徒の理工系分野への  
選択に関する理解を促進します。(教育庁)

- ① 幼稚園、保育所・認定こども園において、幼児期の子ども一人ひとりの特性に  
留意しつつ、性別による固定的な役割分担意識が育つことのないよう促します。  
(総務管理部、福祉保健部、教育庁)

(2) 教職員等の研修を充実します。

- ㊦ 男女平等教育推進のための知識・技能の普及や、人権に関する正しい理解を深  
め、人権感覚を高めるため、教職員を対象とした計画的な研修を充実します。

また、保育士等の研修においても男女平等意識の向上を図ります。

(福祉保健部、教育庁)

- ① 教育関係者等に対し、男女平等社会に関する理解の浸透を図ります。(教育庁)

(3) 性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、個性と能力を十分に発  
揮した生き方を選択できるように、学習機会の充実や学習情報の提供に努め  
ます。

- ㊦ 男女平等意識を高めるため、各種の研修会や講習会等を開催します。

(県民生活・環境部、福祉保健部、教育庁)

- ① 地域における身近な学習機会を充実するため、専修学校の開放講座、市町村や  
大学等との連携による講座、公民館などにおける学習活動や広域遠隔学習を促  
進します。(教育庁)

- ㊦ 生涯学習情報提供システム(ラ・ラ・ネット)や情報誌等を通じて、いきいき  
県民カレッジや各地で開催されている男女共同参画に関する学級・講座などの学  
習情報を提供します。(教育庁)

(4) 学習活動を支援する指導者等の人材の養成に努めます。

- ㊦ 社会教育等の指導者研修などを通じて、男女平等意識の啓発を図るとともに指  
導者等の養成に努めます。(教育庁)

(5) 男女平等意識を育む家庭教育を推進します。

- ㊦ 保護者等に対して家庭教育に関する学習機会や情報を提供し、家庭内における  
男女平等意識の醸成を図ります。(教育庁)

## 重点目標4 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

### 【現状と課題】

本県における配偶者暴力の認知件数は、令和2年は1,592件であり、年々増加しています。

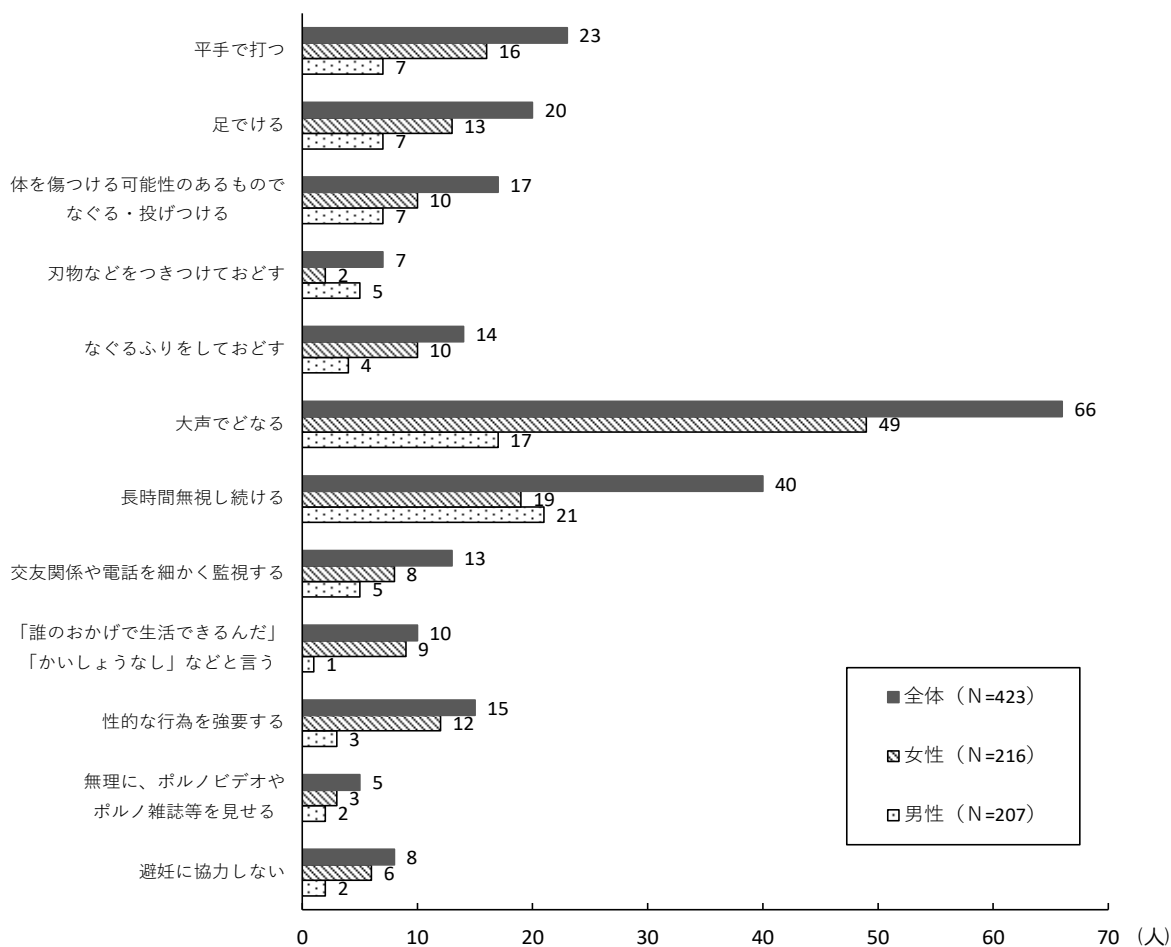
性別による差別的な取扱いや、相手の意に反した性的な言動、暴力（ドメスティック・バイオレンス、セクシュアルハラスメント、痴漢など）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。女性等に対するあらゆる暴力の根絶を図ることは、男女平等社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

被害者には男性や性的少数者なども含まれますが、現状はその多くが女性です。

こうした暴力の背景には、性別による固定的な役割分担意識、経済的格差、上下関係といった男女が置かれている状況に根ざした構造的な問題が存在していると考えられます。

女性等に対するあらゆる暴力は決して許されないものであるという認識を徹底し、その根絶を目指すには、「新潟県配偶者暴力防止・被害者支援基本計画」等と共に施策を推進することが必要です。

### ◇配偶者やパートナーから暴力を受けた経験（複数回答）（新潟県）



資料：令和2年度配偶者からの暴力に関する意識調査【新潟県】

◇配偶者暴力認知件数（新潟県）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
件数	1,106	1,142	1,287	1,379	1,475	1,592
うち女性被害者	1,009	1,015	1,156	1,192	1,215	1,285
うち男性被害者	97	127	131	187	260	307

資料：新潟県警察本部

◇被害者と加害者の関係（令和2年中）（新潟県）

	法律婚（夫婦）	元夫婦	事実婚（内縁等）	元内縁	同棲	元同棲
件数	1,186	158	67	8	151	22

資料：新潟県警察本部

（施策の基本的方向・施策の展開）

（１）ドメスティック・バイオレンスや性暴力などの根絶に向けた意識啓発と防止のための環境づくりを推進します。

- ㊦ 女性等に対する暴力を許さない社会づくりのため、「女性に対する暴力をなくす運動」などを通じて、県民に対して広報・啓発活動を推進します。また、関係機関と連携を図りながら、加害予防の意識啓発を図るための講演会等を実施します。  
（県民生活・環境部、福祉保健部、警察本部）
- ㊧ 若年層向けにデートDVやインターネット上の性暴力・性被害に対する予防教育や啓発を行います。  
（福祉保健部、教育庁、警察本部）
- ㊨ 安全に対する情報提供等、地域に密着した防犯活動を展開します。  
（警察本部）

（２）ドメスティック・バイオレンスや性暴力などの実態を把握し、被害者の相談や保護・支援を行います。

- ㊦ 女性等に対する暴力の問題についての的確に対応できるよう、関係機関等と連携し、実態把握に努めるとともに、関係者が適切に対応できるよう研修等を行います。  
（県民生活・環境部、福祉保健部、警察本部）
- ㊧ 女性等に対する暴力の相談窓口を周知します。  
（県民生活・環境部、福祉保健部、警察本部）
- ㊨ 女性福祉相談所、配偶者暴力相談支援センター及び性暴力被害者支援センターにいがたと関係機関、NPO、民間団体との連携を強化し、外国人や障害者を含む女性の相談に対して幅広く対応するとともに、被害者の自立に向けて、生活の安定、住宅の確保、就労、子どもの就学や保育への配慮等支援を行います。  
（県民生活・環境部、福祉保健部、警察本部）
- ㊩ 配偶者等からの暴力等による被害者とその環境下で育った子どもそれぞれの回復に向けた相談・カウンセリング体制を充実します。  
（県民生活・環境部、福祉保健部、警察本部）

- ㊦ 県配偶者暴力防止連絡会議等のネットワークを充実し、その活用を図ります。  
(県民生活・環境部、福祉保健部、警察本部)
  - ㊧ 被害者を支援している団体等の安全確保に努めます。  
(警察本部)
  - ㊨ 民間支援団体等とも連携した保護・支援の充実に努めます。  
(福祉保健部、警察本部)
  - ㊩ 売買春の取締りを強化するとともに、売買春からの女性の保護、社会復帰を支援します。  
(福祉保健部、警察本部)
  - ㊪ 人身取引の取締りと適切な対策を推進します。  
(福祉保健部、警察本部)
  - ㊫ ストーカー規制法に基づきストーカー行為に対する適切な対策を推進します。  
(警察本部)
  - ㊬ 性暴力の被害防止を図り、被害者の相談・支援体制の充実に努めます。  
(県民生活・環境部、福祉保健部、警察本部)
  - ㊭ 刑罰法令に触れる場合には、被害者の意思を尊重しつつ、事案の危険発展性等を踏まえて、検挙措置や指導・警告等の適切な措置を講じます。また、刑罰法令に触れない場合についても、防犯指導や他機関への紹介等、被害者の要望等を踏まえた適切な措置を講じます。  
(警察本部)
- (3) セクシュアルハラスメントの防止に向けた取組を推進します。
- ㊮ 様々な場面におけるセクシュアルハラスメントの防止に向けた取組を促進します。  
(全部局)
  - ㊯ 職場におけるセクシュアルハラスメントの相談窓口である新潟労働局雇用環境・均等室との緊密な連携を図りながら、この相談窓口を周知します。  
(産業労働部)

## 重点目標5 生涯を通じた健康づくり

### 【現状と課題】

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女平等社会の形成にあたっての大前提です。

健康を享受するためには、心身及びその健康について、主体的に行動し、正確な知識・情報を入手することが必要です。

特に女性が自らの性と生殖について自己決定権があり、人生の全ての段階において、身体的にも社会的にも本人の意思が尊重され、自らの意思で選択し、自分らしく生きる権利があることに誰もが留意することが必要です。

さらに女性の心身の状態は、年代によって大きく変化する特性があるうえ、近年の女性の就業率の増加、晩婚化等による初産年齢の上昇など様々な要因により女性の疾病構造は変化しています。また、男性は健康を害する生活習慣や自殺等の割合が女性に比べて多いことが指摘されています。こうした男女差に配慮した心身の健康づくりを進めることが重要です。

そのため、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）（※）」の知識の普及に努めるとともに、健康に関する相談体制や検診の充実など、男女の生涯を通じた健康づくりを支援するための総合的な取組を行うことが必要です。

#### ※ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年（1994年）の国際人口開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。

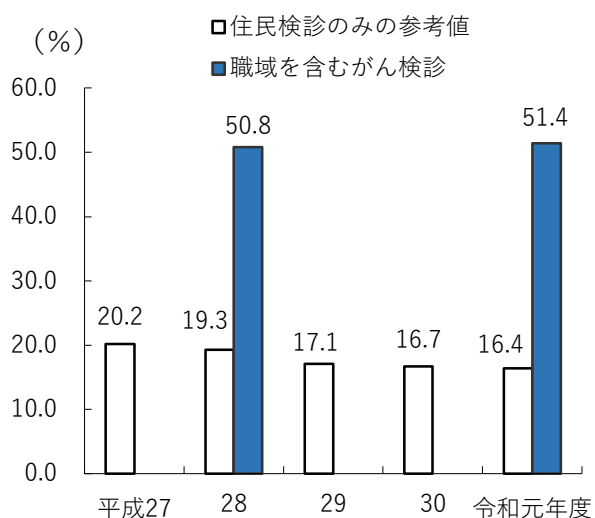
リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）とは、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされています。

なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされています。

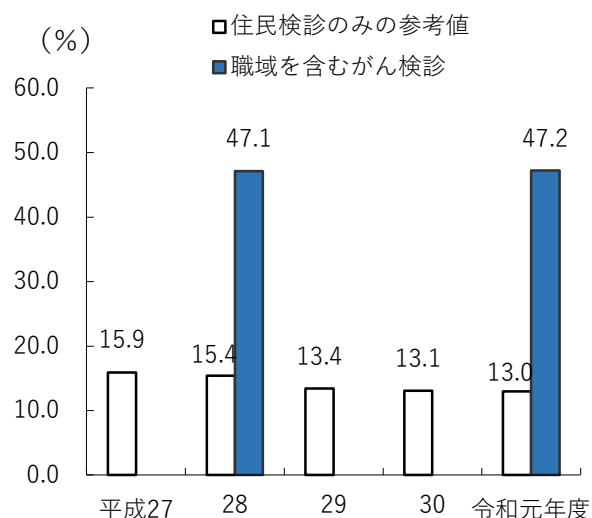
定義の詳細については、第4回世界女性会議 行動綱領（1995）のパラグラフ 94、95、106（k）を参照。

（出典：第5次男女共同参画基本計画 用語解説）

◇乳がん検診受診率（新潟県）

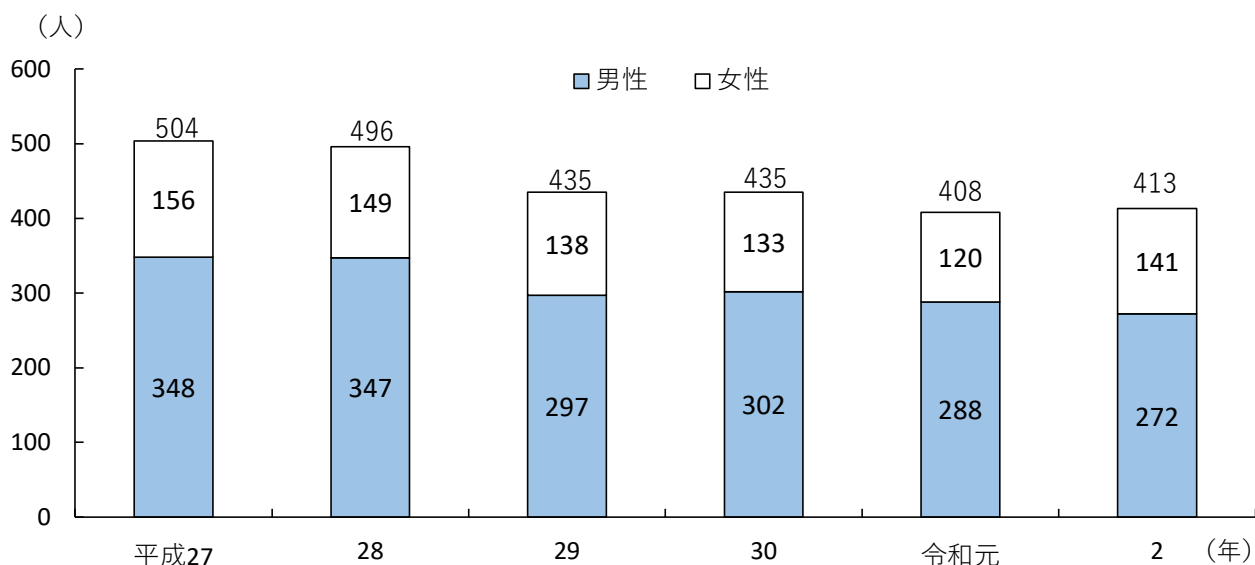


◇子宮がん検診受診率（新潟県）



資料：国民生活基礎調査（3年ごとに実施）【厚生労働省】（職域を含むがん検診の受診率）  
 にいがたの生活習慣病【新潟県】（住民検診のみの参考値）

◇自殺者数の推移（新潟県）



資料：人口動態統計調査【厚生労働省】

（施策の基本的方向・施策の展開）

（1） 妊娠・出産等に関する健康の維持・増進を支援するとともに、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）についての知識の普及に努めます。

- ㊦ 人工妊娠中絶が女性の心身に及ぼす影響や安全な避妊及び女性が主体的に避妊を行うための知識などについて普及するとともに、思いがけない妊娠等による悩みを抱える方への相談体制の整備に努めます。（福祉保健部）

- ① 不妊に悩む男女に対する情報提供と相談体制及び支援の充実に努めます。  
(福祉保健部)
- ② 性と生殖に関する健康と権利の重要性について、広報紙への掲載、住民向け講座などを通じて、男女が正しく理解し認識を深めるよう普及啓発に努めます。  
また、学校教育全体を通じ、人間尊重、男女平等の精神に基づく正しい異性観を持つことにより、性について自ら考え判断し、望ましい行動がとれるようにするため、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じた性教育を充実します。  
(県民生活・環境部、福祉保健部、教育庁)
- ③ 妊娠・出産、育児の悩み等に対して、健康診査、保健指導・相談等の実施を促進するとともに、周産期医療体制の整備に努めます。  
(福祉保健部)

(2) 生涯を通じた男女の健康の維持・増進対策を充実します。

- ㊦ 思春期、成人期、老年期など、男女が生涯を通じて自ら健康管理できるよう、健康教育、健康相談等の充実に努めます。  
(福祉保健部)
- ① 誰もが相談しやすい体制づくりや、相談窓口の広報に努めることにより、自殺者の減少を図ります。  
(福祉保健部)
- ② 男女が心身の特性に応じて各種健康診査や検診を受けやすい体制整備を促進し、健康づくりを支援します。  
(福祉保健部)
- ③ 学校教育全体を通じ、人間尊重、男女平等の精神に基づく正しい異性観を持つことにより、性について自ら考え判断し、望ましい行動がとれるようにするため、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じた性教育を充実します。  
また、地域においては、思春期の体や心についての正しい知識の普及啓発を図ります。  
(福祉保健部、教育庁)
- ④ 思春期における性についての悩み等に関する相談窓口の周知とその機能を充実します。  
(福祉保健部)
- ⑤ 栄養、運動、休養等望ましい健康習慣を身につけるための普及啓発に努めるとともに、栄養士や健康指導者などの健康づくりを支援する各種指導者を養成します。  
(県民生活・環境部、福祉保健部)
- ⑥ HIV/AIDS、性感染症について、感染予防、検査の必要性等や薬物乱用等による健康被害に関する正しい知識の普及啓発を図ります。  
(福祉保健部)
- ⑦ 女性医師の育成・確保に努めるとともに、女性専門外来の普及を促進します。  
(福祉保健部)
- ⑧ 勤務医・女性医師等の働きやすい職場環境を整備するため、勤務環境改善の取組を支援します。  
(福祉保健部)

## 重点目標6 国際的な男女共同参画の取組の理解促進

### 【現状と課題】

男女共同参画の取組は、国際的な動きに連動し、影響を受けながら進んでいることから、国際社会の動向について理解と関心を深めていくことが必要です。

平成27（2015）年には、持続可能な開発目標（SDGs）を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が国連で採択され、「誰一人取り残さない」社会を目指し、国際社会が一致して取組を進めているところです。このアジェンダでは、前文において「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成することを目指す」とうたっており、ゴール5には「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」を掲げています。

日本のジェンダー・ギャップ指数（男女格差を測る指数 GGI）（※）の国際順位は、156か国中120位（2021年）と著しく低い状況が続いています。GGIの4分野のうち、政治や経済分野の値が低いことがその要因です。

こうした国際比較や、国際的な動向への理解を促進するとともに、男女共同参画の推進に活かしていくことが必要です。

#### ◇GGI及び国際順位

順位	国名	GGI
1	アイスランド	0.892
2	フィンランド	0.861
3	ノルウェー	0.849
4	ニュージーランド	0.840
5	スウェーデン	0.823
6	ナミビア	0.809
7	ルワンダ	0.805
8	リトアニア	0.804
⋮		
120	日本	0.656

#### ◇日本のGGIの4分野ごとの国際順位

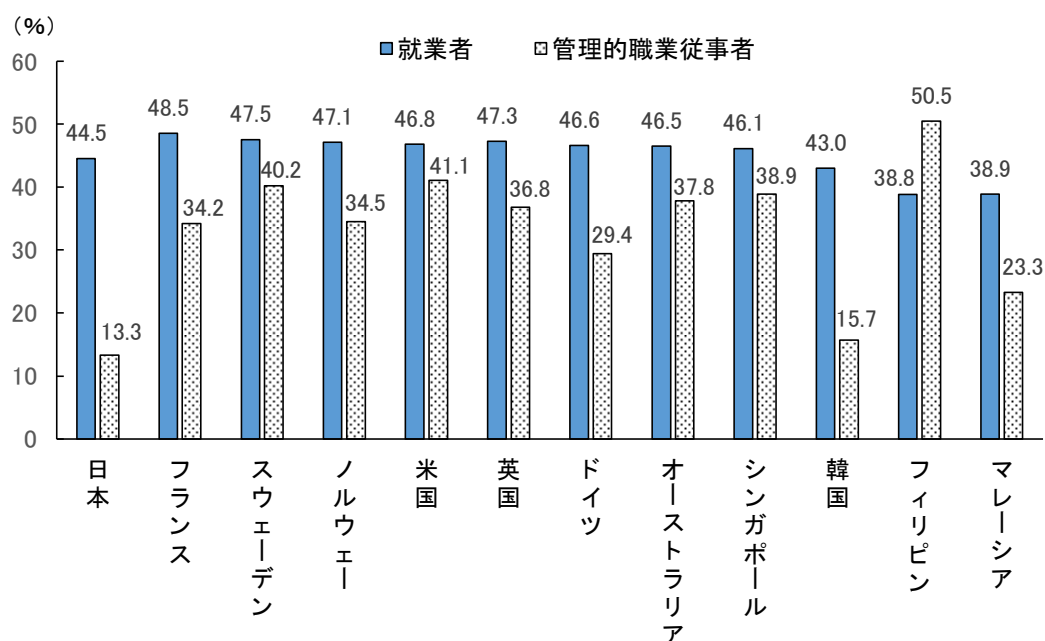
分野	順位
経済	117
教育	92
保健	65
政治	147

資料：世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書（2021）」

※ ジェンダー・ギャップ指数（男女格差を測る指数 GGI）

各国内の男女間の格差を数値化し、ランク付けしたもの。経済、教育、保健及び政治分野のデータから算出され、0が不完全平等、1が完全平等を意味しています。

◇就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合（国際比較）



資料：内閣府「令和3年版 男女共同参画白書」

（施策の基本的方向・施策の展開）

（1）男女共同参画に関する国際的な動向や国際社会の取組への理解を促進します。

㊦ 国際社会の男女共同参画に関する取組の情報を収集・整理し、提供します。  
（県民生活・環境部）

㊧ 国際交流や国際協力活動を通じて国際的な男女共同参画の取組への理解を促進します。  
（知事政策局）

## 基本目標Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり

男女が共にあらゆる分野に参画し、その個性と能力を十分に発揮することができる社会づくりが重要です。

また、将来にわたり持続可能で、多様性に富んだ活力ある社会を構築するためには、多様な人材の能力の活用、多様な視点の導入が必要です。

特に、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大することは、社会の多様性と活力を高め経済が発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点からも極めて重要ですが、社会の様々な分野での女性の参画の割合はまだ少ない状況です。

そのため、政策・方針決定過程への女性の参画の推進や女性の能力向上への支援を行うことにより、女性のエンパワーメント(※)を進めることが必要です。

また、職業生活においても、女性がその能力を十分に発揮できる環境が整っているとは言えない状況にあります。

地方においては、若年層、特に女性が大都市圏へ流出する要因の一つにもなっており、女性が能力を発揮して働ける環境の整備や女性の活躍に向けた意識改革を積極的に進めることが重要となっています。

### ※ エンパワーメント

自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけることです。

(出典：第5次男女共同参画基本計画 用語解説)

## 重点目標1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

### 【現状と課題】

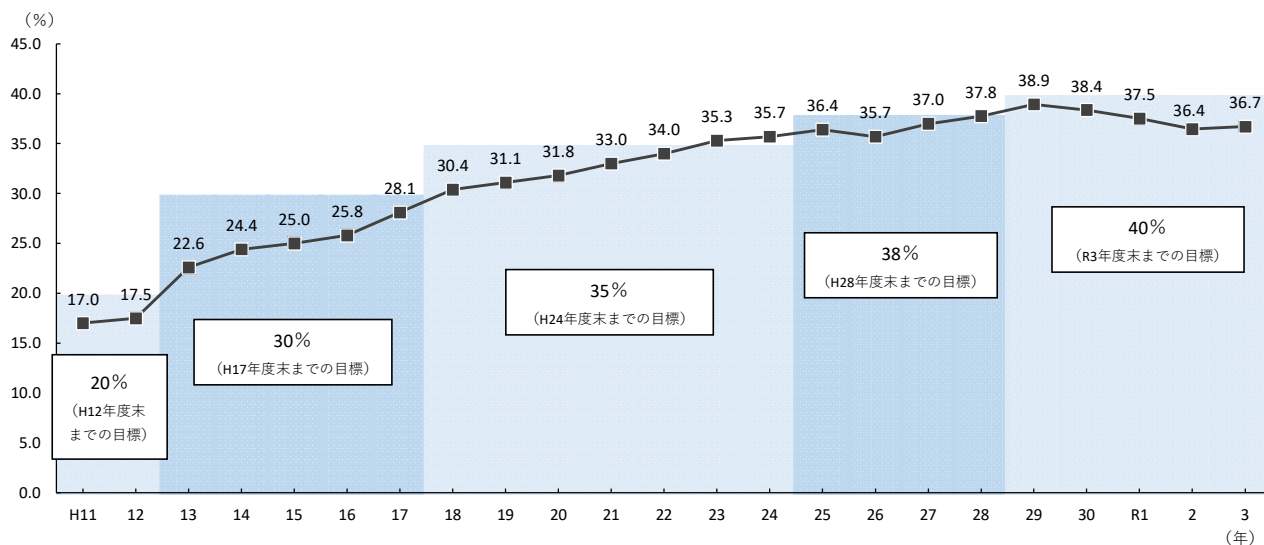
県の各種審議会等における女性の割合は平成29年度までは増加していましたが、ここ数年は減少傾向にあります。女性登用を積極的に進めているものの、関係団体における役職者に女性が少ないことなどから、登用率の改善が進まない状況です。県内市町村における審議会等の女性比率は、27.8%（令和3年4月1日現在）であり、横ばいの状況が続いています。

また、「管理的職業従事者」に占める女性の割合は増加傾向にありますが、全国平均よりも低くなっています。

本県が実施した意識調査では、「女性が増えるとよいと思う職業や役職」について、「国、都道府県、市区町村の議員」が最も回答割合が多く、次いで「都道府県、市区町村の首長」、「医師」、「企業の管理職」となっています。

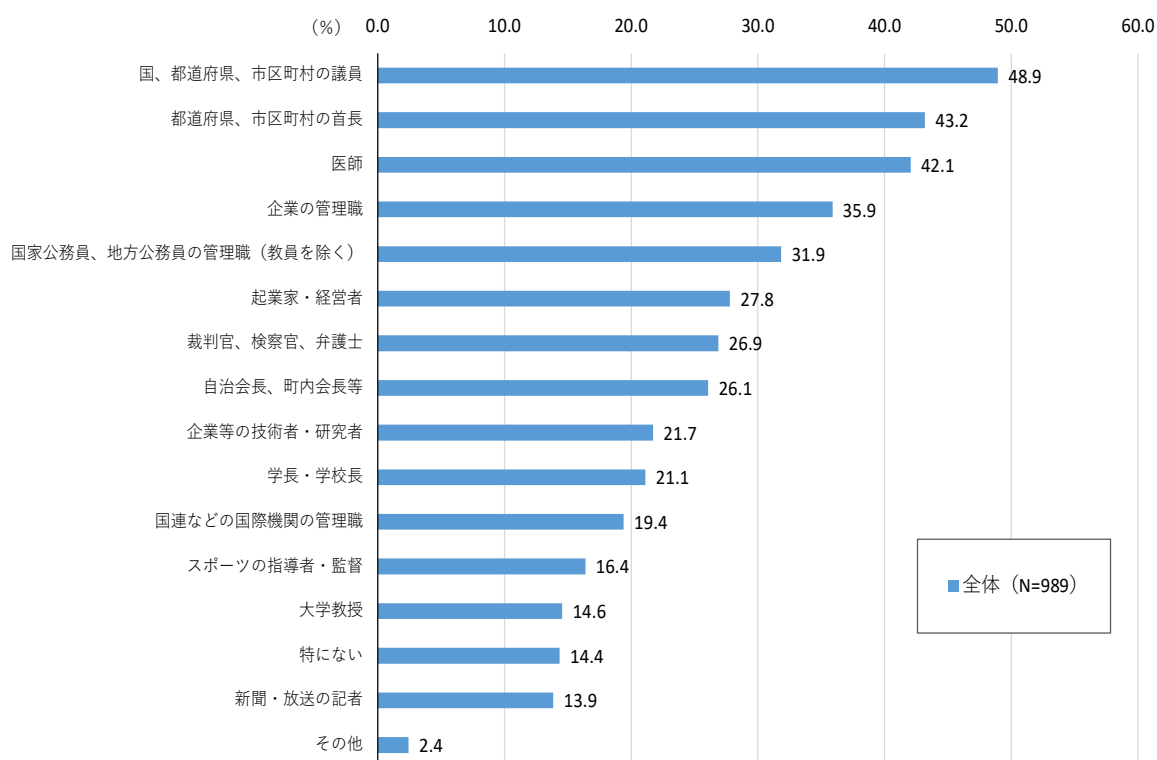
政治分野や経済分野をはじめ、社会のあらゆる分野において、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するため、県や市町村はもとより、企業、団体、地域等においても取組を進める必要があります。

### ◇県の審議会等への女性の登用率



資料：新潟県 \* 各年6月1日現在

## ◇女性が増えるとよいと思う職業や役職



資料： 令和2年度男女平等社会づくりに向けた県民意識調査【新潟県】

### （施策の基本的方向・施策の展開）

#### （１） 県の審議会等への女性登用を推進します。

- ㊦ 県の審議会等委員への女性の積極的な登用を推進します。 （全部局）

#### （２） 女性県職員・教職員の育成・登用を推進します。

- ㊦ 本人の適性や希望にあわせ、多様な職務を経験させるとともに、各種研修等を通じて、積極的に育成と登用を推進します。

（総務管理部、病院局、企業局、教育庁、警察本部）

#### （３） 市町村の政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。

- ㊦ 市町村の政策・方針決定過程への女性の参画状況等を取りまとめ、情報提供します。 （県民生活・環境部）

#### （４） 企業、団体、地域等あらゆる場における方針決定過程への女性の参画を促進します。 【女性活躍推進】

- ㊦ あらゆる機会を通じて企業、団体等に対し、積極的改善措置（ポジティブ・アクション（※））に関する情報等を提供し、女性の登用等を促進します。

（県民生活・環境部、産業労働部）

- ④ 政策・方針決定過程において、意見などを募集するパブリック・コメントの手続きが一層活用されるよう努めます。 (全部局)
- ⑤ 県民一人ひとりが政治や選挙に関心を持つとともに、投票への参加が推進されるよう啓発に努めます。 (総務管理部)
- ⑥ 政治分野における男女共同参画についての施策を推進します。 (総務管理部、県民生活・環境部、議会事務局)

※ 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

積極的改善措置は、「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」第2条第2号において、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する「機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。」と定義されています。

## 重点目標２ 女性の能力の開発・発揮

### 【現状と課題】

男女雇用機会均等法や女性活躍推進法、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」など、法令の制定・改正によって、法・制度の面では男女が共に参画する機会は充実されてきています。

しかし、性別による固定的な役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）などに基づく様々な社会制度・慣行等から、あらゆる分野において実質的な男女差が認められます。

この状況において、女性が個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に参画していくためには、多様な能力を高める機会が必要であり、そのための支援が必要です。

また、これまで女性が少なかった分野における女性活躍を推進するため、多様な学習機会を提供することも重要です。

### （施策の基本的方向・施策の展開）

#### （１） あらゆる分野に参画できる女性人材を育成します。 【女性活躍推進】

㊦ 女性が自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する力をつけられるよう、実践的な研修や学習の機会を積極的に提供します。

（県民生活・環境部、教育庁）

㊧ 女性が個性や能力を発揮できるよう、大学や、公民館等と連携し協力しながら、生涯を通じた学習機会の充実に努めます。

（県民生活・環境部、教育庁）

㊨ 男女共同参画に関連する法律、条例、計画などについて、わかりやすく広報するなどその内容の周知に努めます。〔再掲〕

（県民生活・環境部、福祉保健部、産業労働部）

#### （２） 女性の起業など様々なチャレンジを支援します。 【女性活躍推進】

㊦ 能力の向上や仕事・地域活動などへの参画といった様々なチャレンジを行う女性の意欲を後押しするため、情報提供や相談、活動の場の提供等により積極的に支援します。

（県民生活・環境部）

㊧ 女性の起業を支援するため、研修の機会や情報の提供に努めます。

（県民生活・環境部、産業労働部、農林水産部）

#### （３） 女性の人材に関する情報を収集、整備し、提供します。

㊦ 女性の参画を促進するため、各分野で活躍する女性の情報を把握・充実し、提供します。

（総務管理部、県民生活・環境部）

#### （４） 女性団体等への活動支援を充実します。

㊦ 女性団体・グループ、NPO等の自主的な活動を支援し、女性の社会参画を促

進するとともに、その活動成果の普及促進に努めます。 (全部局)

- ① 新潟ユニゾンプラザ内の女性センター機能を充実し、女性及び女性団体の活動の場の提供に努めます。 (県民生活・環境部)

### 重点目標3 女性の県内定着、U・Iターンのための環境整備

#### 【現状と課題】

本県の人口（社会動態）は、バブル経済崩壊後の平成5年から平成8年にかけて増加に転じたものの、平成9年から減少が続いており、また、全国の中でも減少数、減少率が上位となっています。

年齢別では、15～24歳までの転出超過が大半を占めており、進学や就職を契機とした若年層の東京圏への流出が、社会減の主な要因となっています。

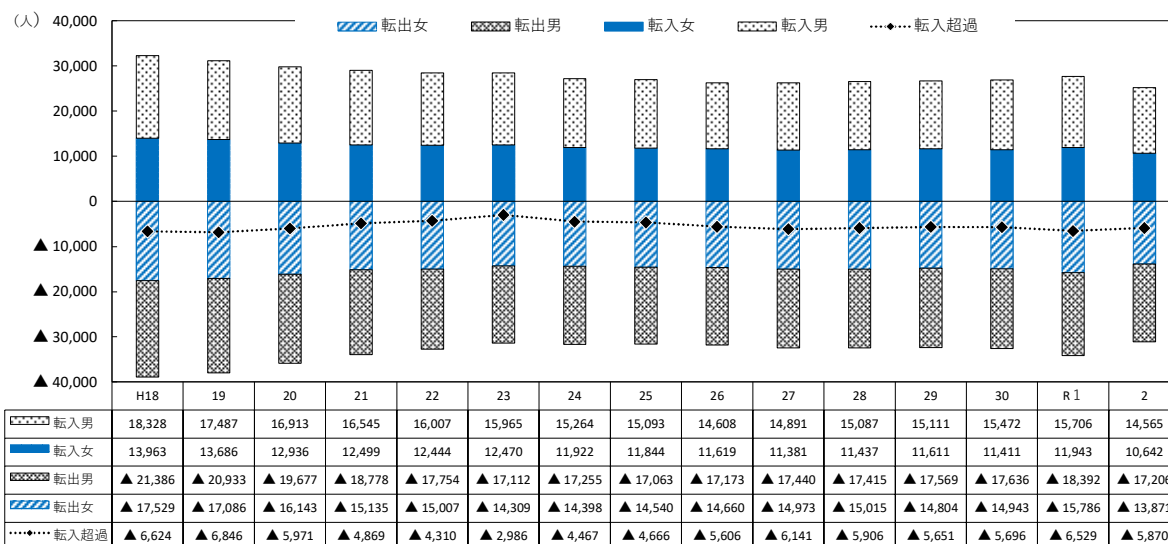
特に、近年は若い女性の東京圏への転出超過が増大しており、本県においては「職業（就職や転職など）」を理由として県外へ転出する15～34歳の女性の割合が増加傾向にあります。

就業時については、より労働条件が良い仕事が東京圏に多いことに加え、県内の中小企業の認知度が低く、その魅力が十分に伝わっていないことも流出の要因の一つに挙げられています。

さらに、地方においては固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強く存在しており、女性の居場所と出番が奪われていることや、女性が働きにくい環境であることなどが、女性が地元や親元を離れる背景にあるとの記述が国の第5次男女共同参画基本計画にあります。

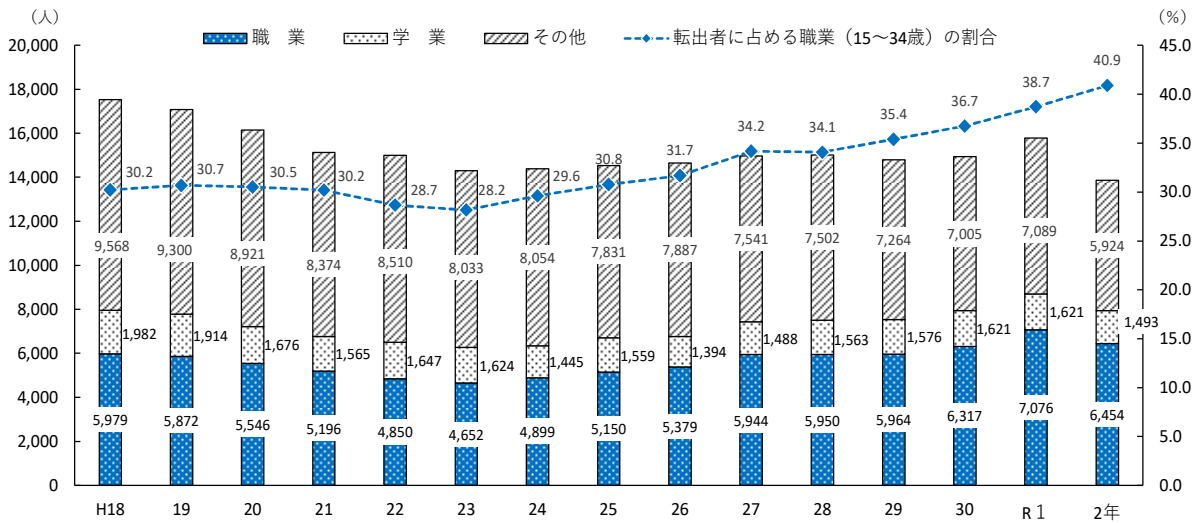
本県が将来にわたって活力ある社会を維持していくためには、男女平等の視点から、女性にとって暮らしやすく魅力的な地域社会を作ることが重要です。

#### ◇県人口の社会動態（新潟県）



資料：新潟県人口移動調査

◇女性の県外移動理由別人数（新潟県）



資料：新潟県人口移動調査

（施策の基本的方向・施策の展開）

（１） 所得水準向上と魅力ある良質な働く場の確保を促進します。

㊦ 若者の県内定着に向け、若者に選ばれる企業の育成・創出に努めます。

（産業労働部）

㊧ 企業等における女性のキャリア形成や多様な働き方を推進し、働きやすさの向上に努めます。

（県民生活・環境部、産業労働部）

㊨ 多様な職種で若者・女性が活躍できる場を提供します。

（福祉保健部、産業労働部、土木部、農林水産部）

（２） U・Iターン関心者の掘り起こしと受入体制の充実を促進します。

㊦ 本県の魅力や移住等に必要な情報がU・Iターン関心者に的確に提供されるよう、戦略的な情報発信に努めます。

（産業労働部）

㊧ 女性のU・Iターンを促進するため、女性視点の魅力発信に努めます。

（産業労働部）

㊨ U・Iターンを検討する方の求職や住まい探し等を伴走型で支援します。

（産業労働部）

（３） 社会における活動の自由な選択を妨げない環境づくりを促進します。

㊦ 職場、家庭、地域等における慣行について、男女の社会における活動の自由な選択を妨げないように、広くその見直しを呼びかけます。〔再掲〕

（県民生活・環境部）

## 重点目標4 雇用等の分野における男女均等な機会と待遇の確保

### 【現状と課題】

男女雇用機会均等法や女性活躍推進法、育児・介護休業法の改正など法律や制度の整備が進められ、県内の雇用者に占める女性の割合は徐々に増加しています。

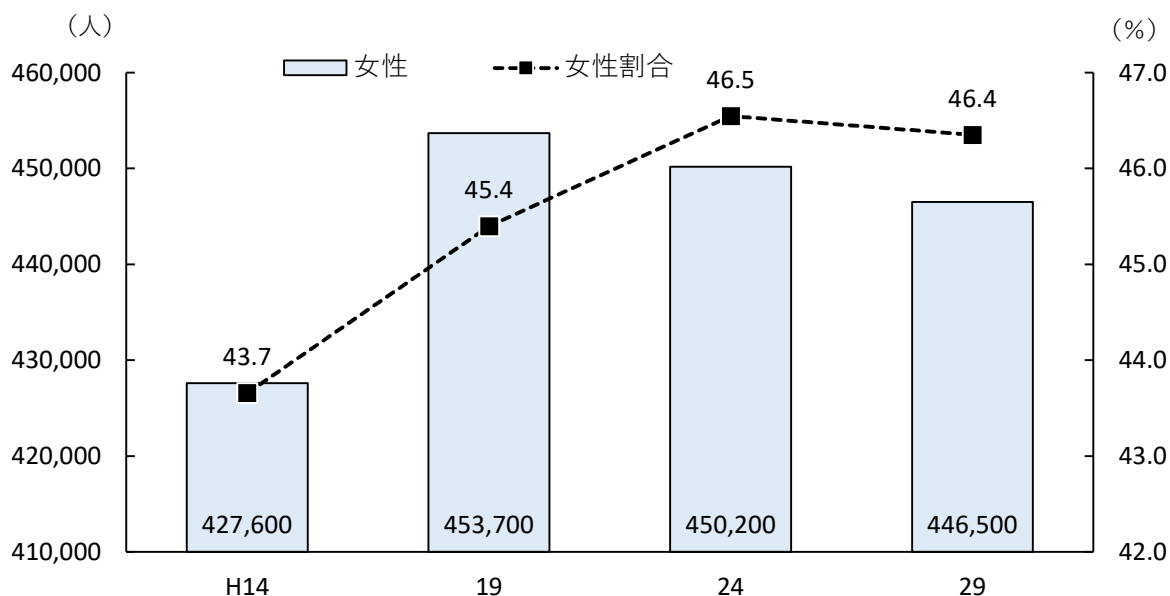
しかし、本県の女性の雇用者の半数以上(51.4%)は非正規雇用労働者が占めています。また、女性の管理的職業従事者は男性に比べ少なく、また、男女の賃金格差が縮小しないなど、雇用分野における男女格差が是正されない状況です。

本県が実施した意識調査によると、職場における男女の地位の平等感について、「男性の方が優遇されている」という回答割合が約5割(50.5%)を超え、前回調査に比べ9.6ポイント増えています。また、労働環境についても半数以上(56.1%)の女性が、働きにくいと回答しています。

雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保は、働きたい人が性別にかかわらず活躍できる社会の実現に不可欠の前提です。特に、働く女性が性別によって差別されることなく、かつ母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備することが重要です。

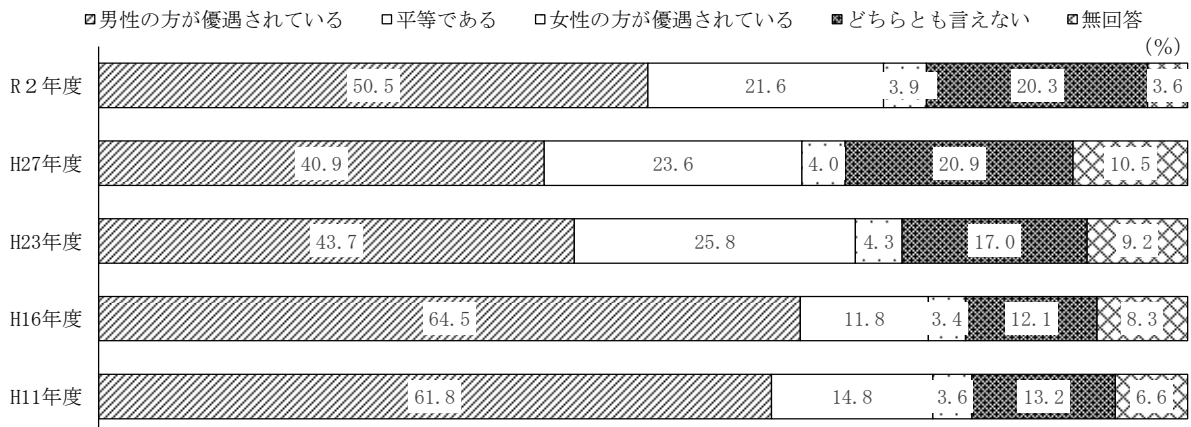
意欲と能力のある女性が活躍できる職場づくりに向け、企業等の積極的な取組を促進することが必要です。

### ◇雇用者（役員を除く）に占める女性の割合の推移（新潟県）



資料：就業構造基本調査報告【総務省】

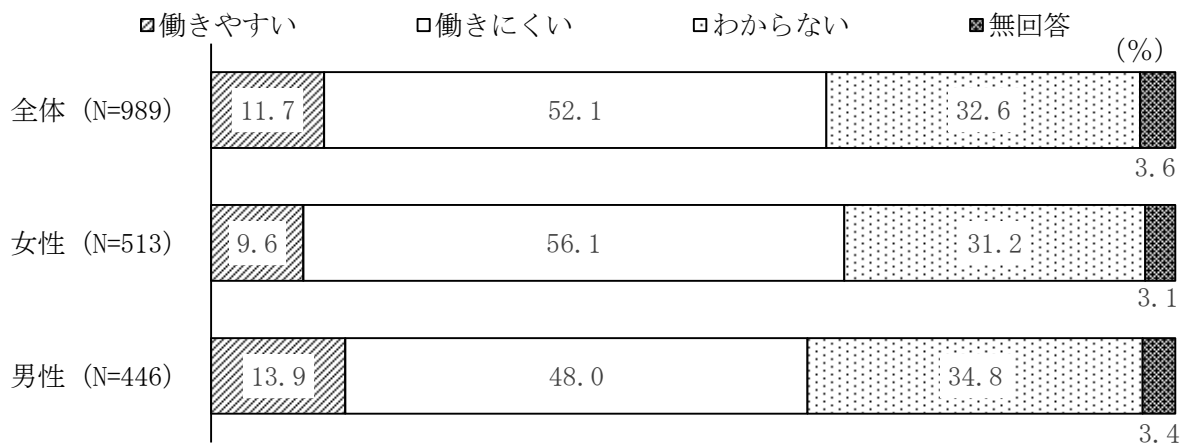
◇男女の地位の平等感について「職場の中で」（新潟県）



資料：平成 11 年度男女共同参画に関する意識調査【新潟県】

平成 16、23、27、令和 2 年度男女平等社会づくりに向けた県民意識調査【新潟県】

◇女性にとって働きやすい環境にあるか（新潟県）



注：性別について無回答者がいるため、男女の計は全体と一致しない。

資料：令和 2 年度男女平等社会づくりに向けた県民意識調査【新潟県】

(施策の基本的方向・施策の展開)

(1) 雇用分野における男女の均等な機会と待遇の確保など、職業生活において女性が能力を十分に発揮できる環境の整備を促進します。【女性活躍推進】

- ㊦ 働く女性が男性と均等な扱いを受け、その能力を十分に発揮し、幅広い分野や領域で活躍することができるよう、事業主に対して「男女雇用機会均等法」をはじめ関係法令の周知・啓発に努めます。(産業労働部)
- ㊧ 事業所の雇用管理や労働条件について調査し、女性労働者の雇用実態の把握に努めます。(産業労働部)
- ㊨ 職場における女性の母性健康管理のため、企業等に対し関係法令の広報・啓発活動を推進します。(産業労働部)

(2) 女性の職業能力の開発を支援するとともに、能力発揮のための積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の取組を促進します。【女性活躍推進】

- ㊦ 女性の積極的活用と雇用分野の拡大を促進するため、事業主に対する啓発に努めます。(県民生活・環境部、産業労働部)
- ㊧ 企業等において、事業所内教育訓練が実施されるよう啓発に努めます。(産業労働部)
- ㊨ 企業等において、労働者に対する研修機会の提供、援助が行われるよう、情報提供、相談を行います。また、労働者の自発的な職業能力開発の取組を支援するため、助成制度等の活用を促進します。(産業労働部)
- ㊩ 公共職業能力開発施設においては、女性の就業ニーズや職業能力向上意欲に対応した訓練内容を充実します。(産業労働部)

## 重点目標5 農林水産業、商工業等自営業における男女共同参画

### 【現状と課題】

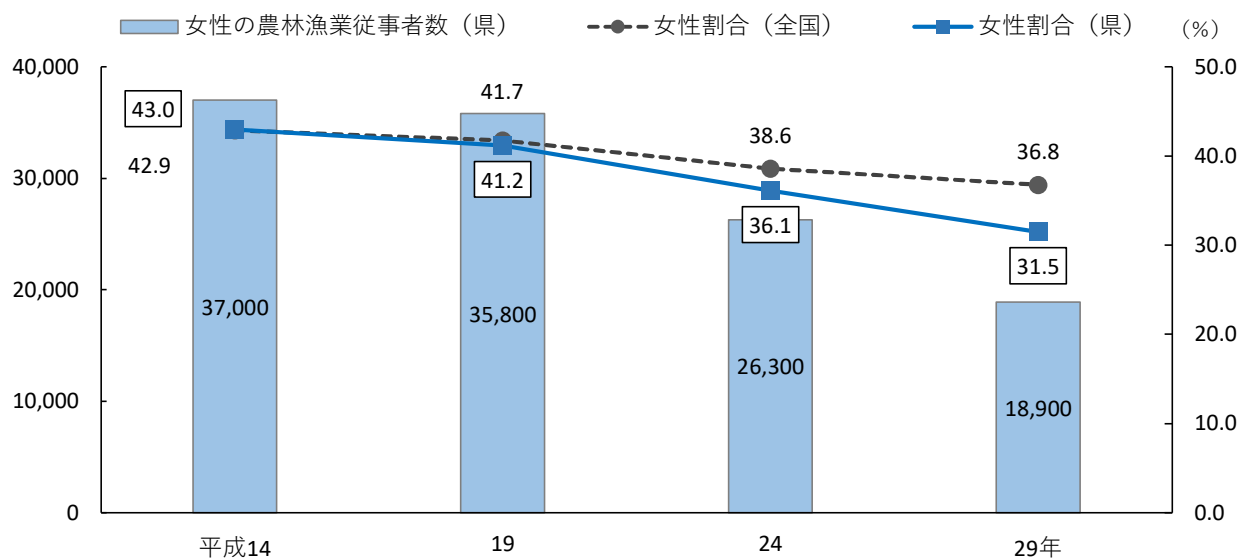
本県の農林水産業に従事している女性の割合は約3割（31.5%）となり、人数、割合共に減少が続いています。しかし、6次産業化（※）にも取り組むなど、農林水産業や商工業等自営業において、女性は生産や経営の主要な担い手として重要な役割を果たしており、今後一層の活躍が期待されています。

農林水産業を含め、地域産業において女性の人材を確保するためには、女性が働きやすく、暮らしやすい地域にすることが必要であり、そのためには女性が地域の方針策定に参画し、女性の声を反映させていくことが重要です。

しかし、本県においては、地域や関連団体等における方針決定過程への参画はいまだ少ない状況にあるため、女性の参画を促す地域全体の意識の醸成や、女性が参画しやすい環境づくりが必要です。

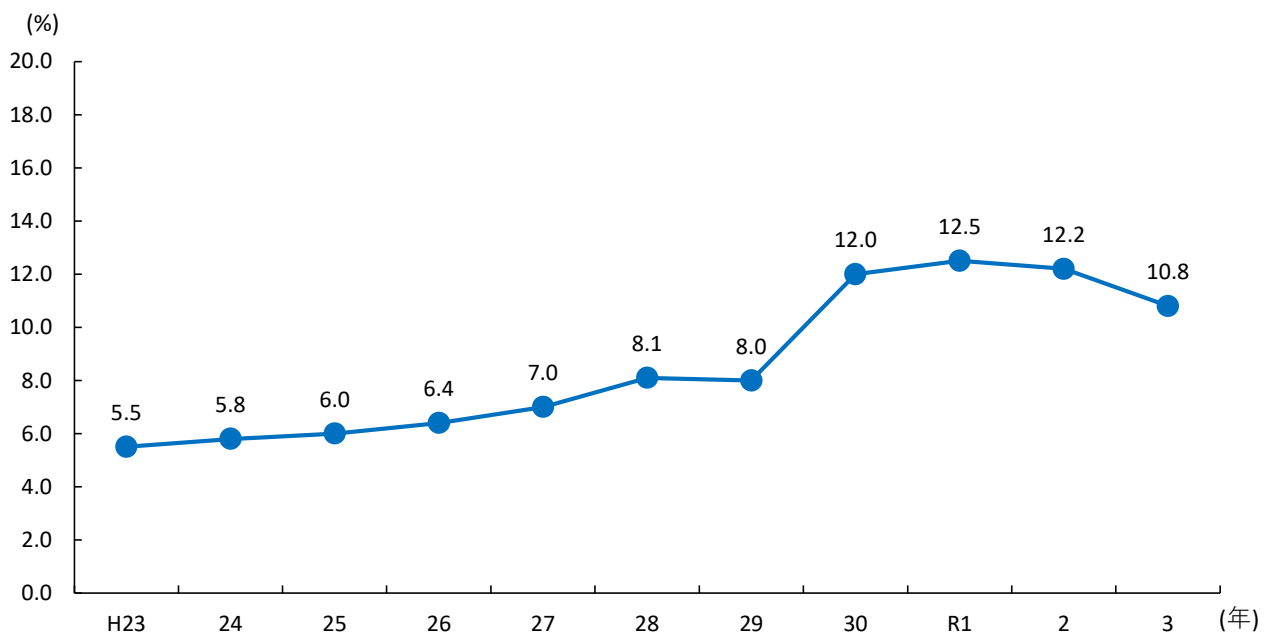
また、女性が経営や地域社会で能力、役割を十分発揮できるよう資質向上や環境整備を図り、女性の経営参画や社会参画を促進することが必要です。

### ◇女性の農林漁業従事者の推移



資料：就業構造基本調査報告【総務省】

◇農業委員への女性の登用率（新潟県）



資料：新潟県 ＊各年5月1日現在

（施策の基本的方向・施策の展開）

（１） 農林水産業、商工業等自営業における女性の経営参画・社会参画を推進します。 【女性活躍推進】

㊦ 性別による固定的な役割分担意識を解消するとともに、それらに基づく慣習などの見直しに向けて、優れた取組事例など多様な情報を発信するとともに、各種学習機会の提供を充実します。

（県民生活・環境部、産業労働部、農林水産部、農地部）

㊧ 組織の役職への登用人材として農村地域生活アドバイザーなどの女性リーダーを確保・育成するとともに、市町村・農業委員会・農業協同組合・土地改良区に対して、役員等への女性の登用に向けて積極的な取組を行うよう促します。

（農林水産部、農地部）

㊨ 女性の起業を支援するため、研修の機会や情報の提供に努めます。

（県民生活・環境部、産業労働部、農林水産部）

（２） 農林水産業における女性の経営参画に向けた資質向上や環境整備を推進するとともに、関係者への情報提供に努めます。 【女性活躍推進】

㊦ 若い世代の女性農業者等の育成や、家族経営協定(※)締結を推進します。

（農林水産部）

㊧ 女性の就農・就業を促進するため、経営体に対して人材育成や女性の就労環境整備のための支援を行います。

（農林水産部）

- (3) 商工業等の家族経営に関わる女性の労働・生活環境の整備を促進するとともに、能力が十分発揮できるよう情報提供に努めます。【女性活躍推進】
- ㊦ 商工業等自営業の事業主に対して、女性の労働・生活環境の見直しを働きかけます。 (県民生活・環境部、産業労働部)
  - ㊧ 商工会、商工会議所が行う女性の資質向上を図る講習会等の事業を支援します。 (産業労働部)

※ 6次産業化

農山漁村の豊富な「地域資源」を有効に活用し、農林漁業者（1次産業従事者）がこれまでの原材料供給者としてだけでなく、自ら連携して加工（2次産業）・流通や販売（3次産業）に取り組む経営の多角化を進めることで、農山漁村の雇用確保や所得の向上を目指すことです。

※ 家族経営協定

家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族一人一人の役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。

「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものです。

## 基本目標Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり

少子高齢化が進む中、社会経済活動を活性化し、いきいきと安心して暮らすためには、多様な生き方が選択でき、職場・家庭・地域で男女が共に参画することができる社会づくりが重要です。

しかし、子育てや介護などの多くを女性が担っている現状では、あらゆる場面における女性の活躍が困難となる場合が多くあります。

性別にかかわらず全ての人が、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることがないよう、男性中心型労働慣行等を見直し、就業環境を改善するなど、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）（※）を可能とする環境整備が必要です。

また、非正規雇用者やひとり親世帯の増加など、経済社会における男女が置かれた状況の違い等を背景として、女性は貧困等生活上の困難に陥りやすい状況にあります。さらに、高齢、障害、外国人であることにより、複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、こうした困難に対応するとともに、貧困等を防止するための取組が必要です。

多様な属性の人々についての正しい理解を広め、社会参画を促すことが重要であり、多様性が尊重される社会を作ることが、結果として女性が複合的な困難を抱えるリスクが減ることにつながります。

さらに、暮らしやすく、活力ある地域社会を築くため、家庭、地域、防災・災害復興等への男女共同参画を促進していくことも必要です。

### ※ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

内閣府「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会について、『国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会』としています。

## 重点目標 1 男性中心型労働慣行等の見直し、及び仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を可能とする就業環境の充実

### 【現状と課題】

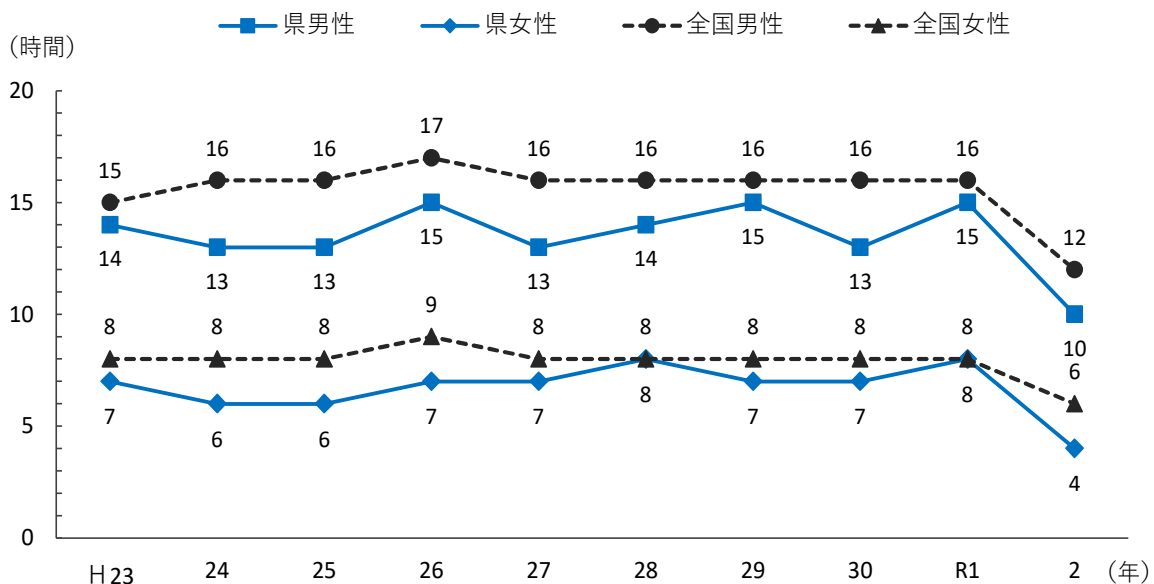
本県で実施した意識調査では、男女共に5割以上の方が「家庭生活や地域活動と仕事を同じように両立させたい」と考えているものの、現実では、約6割の人が仕事を優先しており、特に、男性では約7割が仕事を優先しているという状況があります。

所定外労働時間の推移からも、女性に比べ男性の方が労働時間が長いことが分かります。一方、育児休業取得率は女性が9割以上であるのに対し、男性は約1割にとどまっています。

働く場面においては、勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行（以下「男性中心型労働慣行等」という。）が依然として根付いており、育児・介護等と両立しつつ能力を十分に発揮して働きたい男女が思うように活躍できない背景となっています。

そのため、行政だけでなく事業者、労働者が一体となって男性中心型労働慣行等の見直しを進めるとともに、女性も男性も働きたい人全てが、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮できる環境を整備することが必要です。

### ◇所定外労働時間数の推移（新潟県・全国）

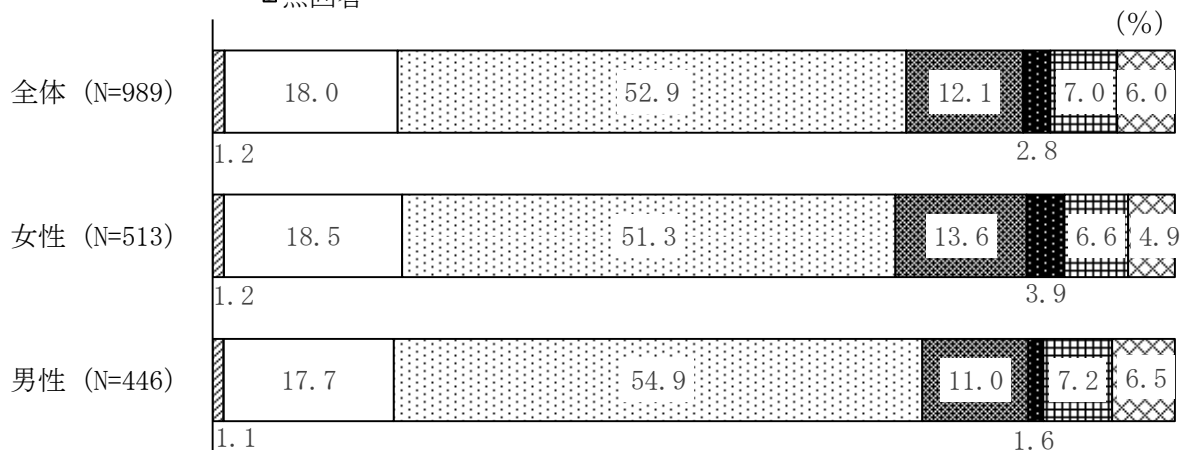


資料：賃金構造基本統計調査【厚生労働省】

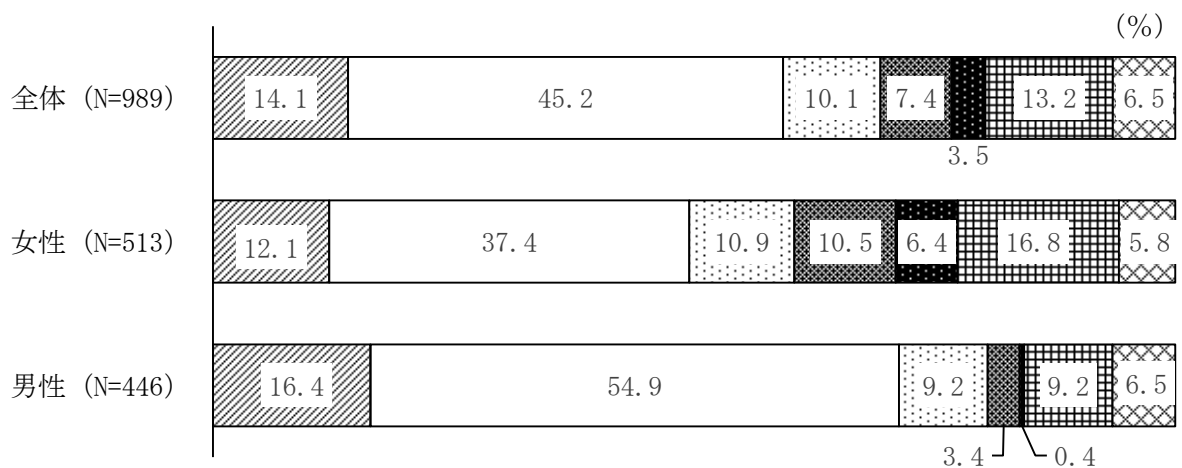
◇仕事と家庭生活や地域活動のバランス（新潟県）

【理想】

- ▣ 家庭生活や地域活動よりも仕事に専念する
- 家庭生活や地域活動にも携わるが、仕事を優先させる
- ▤ 家庭生活や地域活動と仕事を同じように両立させる
- ▥ 仕事にも携わるが、家庭生活や地域活動を優先させる
- 仕事よりも、家庭生活や地域活動に専念する
- ▩ わからない
- ▨ 無回答



【現実】



注：性別について無回答者がいるため、男女の計は全体と一致しない。

資料：令和2年度男女平等社会づくりに向けた県民意識調査【新潟県】

(施策の基本的方向・施策の展開)

(1) 仕事と生活の調和の実現に向けた社会的機運醸成のための意識啓発を推進します。 【女性活躍推進】

㊦ 労働者の仕事と生活の調和が実現できるよう、働き方の見直しについて労使の理解の促進に努めます。 (産業労働部)

㊧ 男女の働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を推進するため、広く意識の啓発を図ります。 (県民生活・環境部、産業労働部)

(2) 仕事と子育てや介護との両立のための制度の普及・定着を促進します。 【女性活躍推進】

㊦ 育児・介護休業等の制度を定着させ、男女を問わず取得しやすい就業環境づくりを推進します。 (県民生活・環境部、産業労働部)

㊧ 労働者が仕事と育児・介護等の両立が可能となるよう、多様な勤務形態を選択できる就業環境づくりを事業主に働きかけます。 (産業労働部)

㊨ 出産・育児・介護等で休業した労働者の円滑な職場復帰や、再雇用制度の導入について事業主に対し啓発を行います。また、出産・育児・介護等で退職した者に対し、再就職の門戸が広がるよう事業主に対し働きかけるとともに、再就職を支援する制度の周知に努めます。 (産業労働部)

㊩ 事業所内保育施設の助成制度等を周知します。 (福祉保健部、産業労働部)

㊪ 勤務医・女性医師等の働きやすい職場環境を整備するため、勤務環境改善の取組を支援します。〔再掲〕 (福祉保健部)

(3) 多様な形態の働き方を可能とする就業環境の整備を促進します。 【女性活躍推進】

㊦ 男女が育児・介護と両立しながら職業生活を継続することができる短時間正社員やフレックスタイム制、テレワークなどの多様な働き方の普及に努めます。 (産業労働部)

㊧ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)や同指針等を周知するとともに、各種の情報提供に努めます。 (産業労働部)

㊨ 派遣労働者や有期労働契約者等、多様な形態で働く労働者の待遇等の適正な雇用管理について、事業主に対し周知します。 (産業労働部)

㊩ 男女が共に働きやすく、仕事と家庭生活等が両立できるような職場環境の整備等に積極的に取り組むハッピー・パートナー企業(新潟県男女共同参画推進企業)(※)の登録を促進します。 (県民生活・環境部)

(4) 職場におけるあらゆるハラスメントの防止に向けた取組を推進します。

【女性活躍推進】

- ㊦ 性別による固定的な役割分担意識を背景としたマタニティハラスメント(※)、パタニティハラスメント(※)、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等様々なハラスメントの防止に向けて、企業等に対する周知啓発に努めます。

(産業労働部)

- ㊧ 労働相談所における相談や情報提供、県労働委員会のあっせん制度の紹介をするほか、新潟労働局雇用環境・均等室など国の相談窓口を周知します。

(産業労働部)

※ ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）

男女が共に働きやすく、仕事と家庭生活等が両立できるような職場環境の整備や、女性労働者の育成・登用などに積極的に取り組み、新潟県に登録している企業、法人、団体をいいます。

※ マタニティハラスメント

働く女性が妊娠・出産を理由として解雇・雇い止めをされることや、職場で受ける精神的・肉体的な嫌がらせのことです。

※ パタニティハラスメント

育児のための休暇や短時間勤務などを希望する男性が、職場で受ける嫌がらせのことです。

## 重点目標2 男性にとっての男女共同参画の促進

### 【現状と課題】

男性の家事や育児等への参画は、近年増加傾向にありますが、その割合は女性に比べいまだに非常に少ない状況です。その背景には、性別による固定的な役割分担意識が女性よりも男性に強く残っていることや、男性中心型労働慣行等の影響があります。

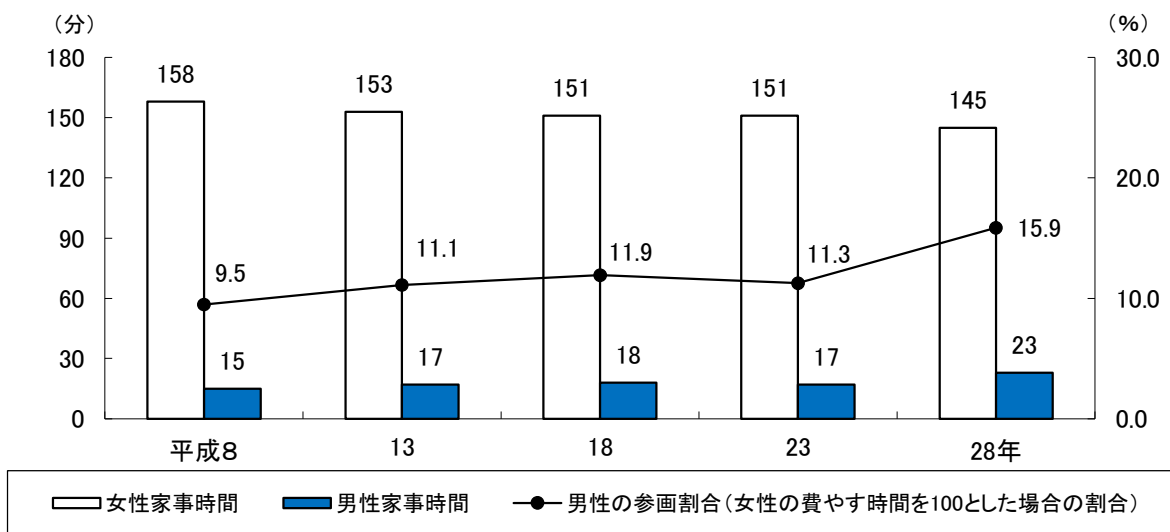
家事・育児・介護等の経験は、生活や健康の維持に必要であるとともに、多様な価値観の醸成などを通じて視野を広げることにもつながるため、性別にかかわらず重要です。

本県で実施した意識調査では、男性が家事や育児等に積極的に参加するためには、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」や「男性による家事・育児などについて、職場における上司や周囲の理解を進めること」、「男性が家事・育児などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」が必要という回答が多くなっています。

家庭や地域への参画を促進し、男性にとっても生きやすい社会を形成するには、男性にとっての男女共同参画の意義について理解を促進するとともに、就業環境を見直すなど、男性が家事・育児・介護等に参画できるような多様で柔軟な働き方を促進する必要があります。

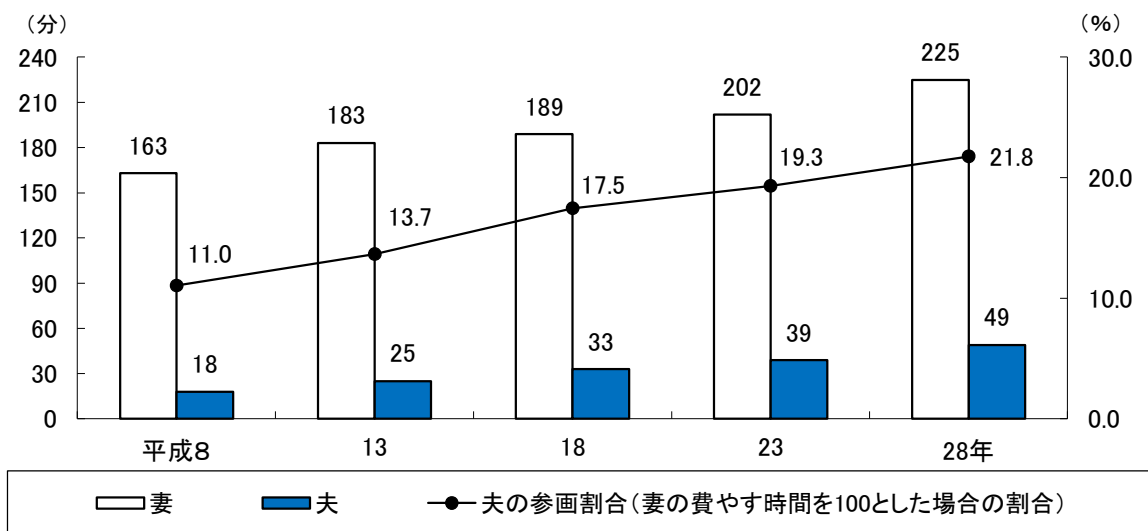
また、男性に対しても性別による固定的な役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）はあることから、男性であることで負っている社会的な重圧や悩みなどについて相談体制の充実を図り、男性が豊かで健全な生活を送れるような支援も必要です。

◇男性の家事の参画割合（新潟県）

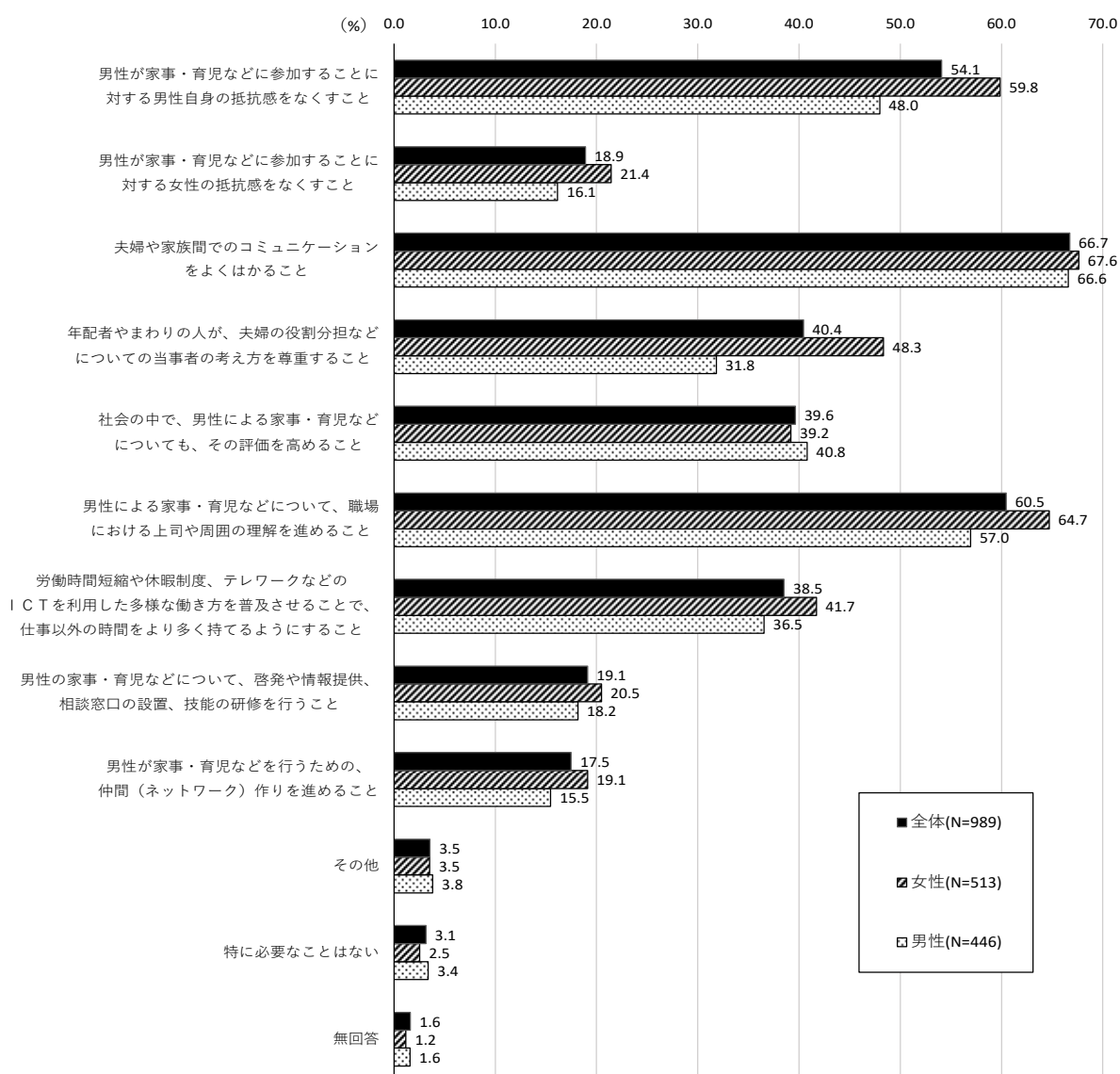


資料：「社会生活基本調査」行動の種類別総平均時間（15歳以上）【総務省】

◇夫の育児の参画割合（全国）



## ◇男性が家事や育児等に積極的に参加するために必要なこと



資料：令和2年度男女平等社会づくりに向けた県民意識調査【新潟県】

### （施策の基本的方向・施策の展開）

（１） 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解を促進します。

【女性活躍推進】

- ㊦ 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解を促進するため、広報・啓発活動を行います。 （県民生活・環境部、産業労働部）
- ㊧ 性別による固定的な役割分担意識にとらわれないようにするため、各種の研修会や講習会を開催します。 （県民生活・環境部、福祉保健部）

(2) 男性の家事・育児・介護等への参画を促進します。 【女性活躍推進】

㊦ 男性の家事・育児・介護等への参画が促進されるよう、各種セミナーの開催や  
ハッピー・パートナー企業の登録等の取組を通じて、男性労働者をはじめ、事業  
主、上司、同僚等の意識改革を行い、働き方の見直しを促進します。

(県民生活・環境部、産業労働部)

㊧ 保護者等に対して家庭教育に関する学習機会や情報を提供し、家庭内における  
男女平等意識の醸成を図ります。〔再掲〕 (教育庁)

(3) 男性が抱える困難への対応を充実します。

㊦ 自殺者の約7割を男性が占めているという現実を踏まえ、誰もが相談しやすい  
体制づくりや、相談窓口の広報に努めることにより、自殺者の減少を図ります。

(福祉保健部)

㊧ 男性であることで負っている仕事や職場、家庭での悩みなどについての相談体  
制の整備を行います。 (県民生活・環境部)

### 重点目標3 子育て環境、介護体制の充実

#### 【現状と課題】

本県では全国より早いペースで少子高齢化が進行しています。

本県の合計特殊出生率（※）は、平成15～17年に1.34まで低下し、その後上昇傾向に転じましたが、令和2年は1.35まで低下しています。今後も長期的に低い水準で推移していくことが予想されています。

出生率が伸びない要因の一つとして、子育てへの不安が挙げられており、子どもを生き育てやすい環境づくりが求められています。

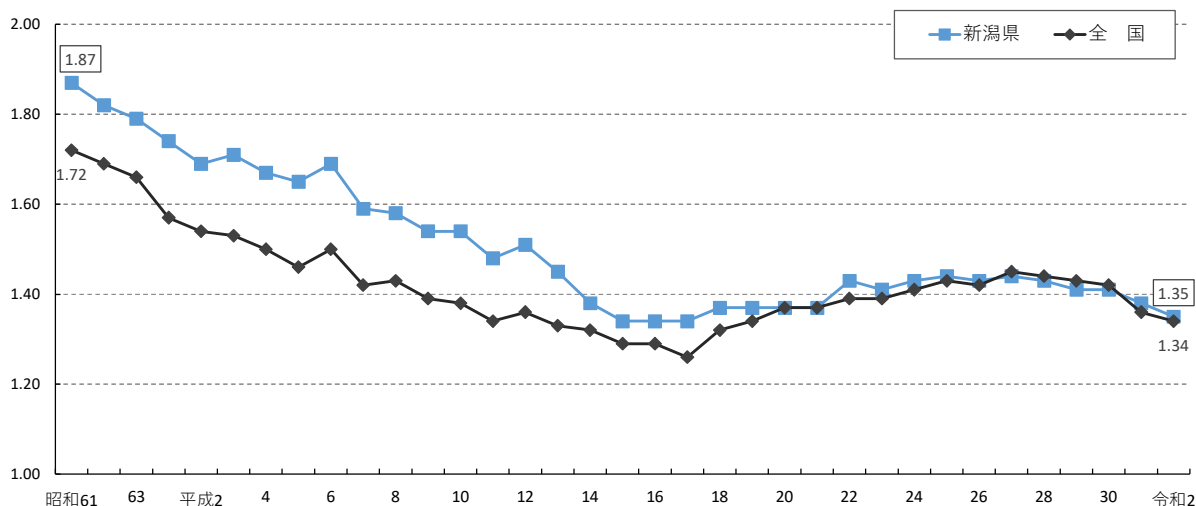
また、本県の高齢化率（65歳以上の人口の割合）は、令和2年10月1日現在33.0%であり、全国平均と比べ4.2ポイント高くなっています。

全国的に、高齢化率の上昇と共に、家族の介護や看護を理由とした離職・転職者数は男女共に増加傾向にあり、家族の介護等の負担を家族だけでなく社会で支えていく体制を整備することが重要です。

そのため、育児・介護休業制度の普及や取得促進など働く男女に対する支援に加え、様々なライフスタイルや家族形態から生ずるニーズに対応した保育や介護サービスの整備、相談・支援体制の充実等が必要です。

また、児童虐待や子どもに対する性犯罪撲滅などに努め、安全で安心な暮らしの環境を確保し、これからの時代を担う子どもたちの健やかな成長に向けた支援が必要です。

#### ◇合計特殊出生率の推移（新潟県・全国）

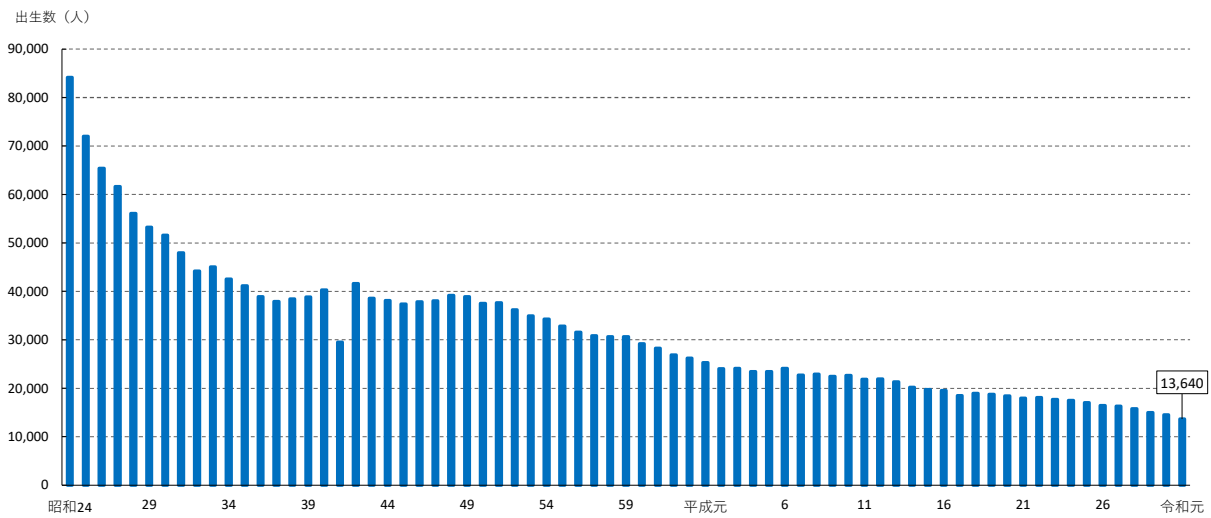


資料：人口動態統計【厚生労働省】

#### ※ 合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

### ◇出生数の推移（新潟県）



資料：人口動態統計【厚生労働省】

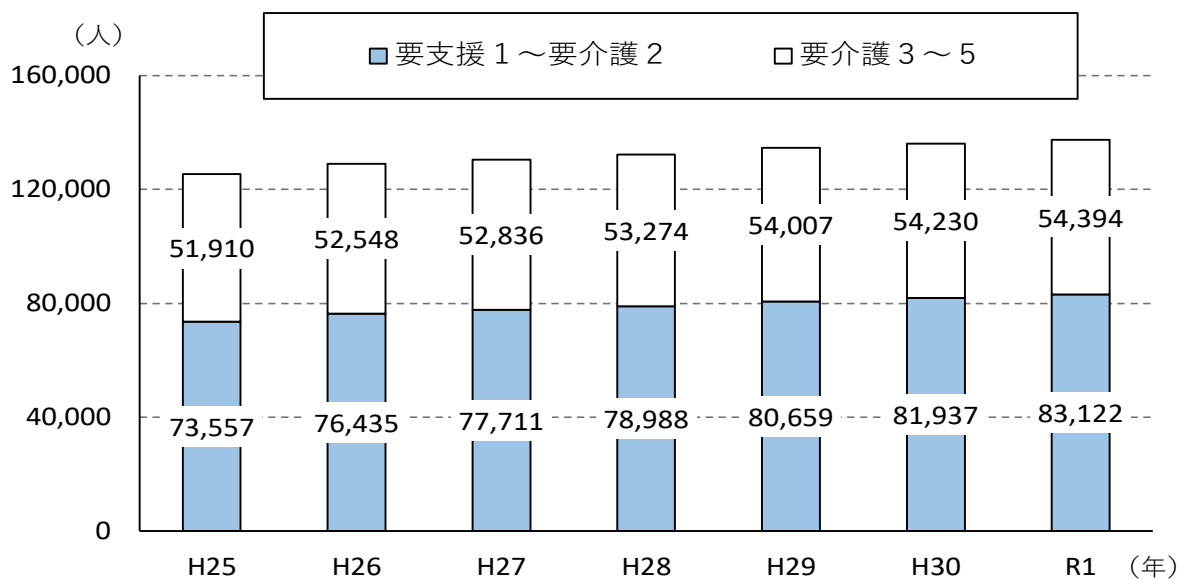
### ◇高齢者の人口の状況

	総人口（人）	65歳以上		75歳以上	
		人口（人）	総人口に占める割合（%）	人口（人）	総人口に占める割合（%）
新潟県	2,199,746	721,618	33.0	375,456	17.1
全国	125,708,000	36,191,000	28.8	18,723,000	14.9

注：総人口に占める割合は、年齢「不詳」を総人口から除いて算出

資料：令和2年国勢調査【総務省】

### ◇要介護度別認定者総数（新潟県）



資料：新潟県福祉保健年報

(施策の基本的方向・施策の展開)

(1) 多様なニーズに対応した保育サービスや放課後児童対策の充実を促進します。 【女性活躍推進】

- ㊦ 子育て中の男女の就労形態やライフスタイルの多様化に伴うニーズに対応し、低年齢児保育、延長保育、預かり保育、休日保育、病児・病後児保育等、多様な保育サービスの充実を促進します。 (総務管理部、福祉保健部)
- ㊧ 放課後児童クラブや放課後子ども教室の推進など、放課後児童対策の充実に努めます。 (福祉保健部、教育庁)

(2) 地域における子育て支援を充実します。

- ㊦ 子育て中の保護者同士が交流、情報交換を行うサークルや子育て支援グループなどを育成するとともに、子育てのネットワークづくりを推進し、情報提供等により活動を支援します。 (福祉保健部、教育庁)
- ㊧ 保護者の子育てに関する相談体制の整備や地域の子育て支援の充実を促進します。 (総務管理部、福祉保健部、教育庁)
- ㊨ 小児救急医療体制の整備と産婦人科医の確保に努めるとともに、保護者の経済的負担を軽減するため、市町村が行う子ども医療費助成を支援します。 (福祉保健部)
- ㊩ 子育てしやすい住居環境を整備するため、公的賃貸住宅と子育て支援施設との合築に取り組む市町村を支援します。 (土木部)
- ㊪ 子育て世帯の多様なニーズに対応できる職住近接型の市街地住宅の供給及び良好な住宅市街地の総合的な整備等を促進します。 (土木部)
- ㊫ 幼稚園、保育所・認定こども園、地域子育て支援拠点などの子育て支援施設と、住宅や他の公共施設、道路、広場等を一体的に整備することにより、安全で子育てしやすい良好な都市づくりを推進します。 (土木部)
- ㊬ 地域の子育てを支援するため、商店街の空き店舗等を活用したコミュニティ施設の設置・運営等に取り組む商店街団体等を支援します。 (産業労働観光部)
- ㊭ 妊産婦や乳幼児を連れて外出する保護者の快適かつ安全な移動を確保するための公共交通機関やそれにつながる施設を整備するとともに、妊産婦等の利用に配慮した建築物の普及を促進します。 (県民生活・環境部、土木部、交通政策局)

(3) 子どもの人権を擁護し、子どもにとって安全で安心な環境の整備を推進します。

- ㊦ 児童虐待の防止と適切な対応に努めます。 (福祉保健部)
- ㊧ 児童買春・児童ポルノ等、様々な媒体を通じた児童の性的搾取の防止に向けた取組の充実を図ります。 (福祉保健部、警察本部)
- ㊨ 児童買春の防止に向けた取組を強化します。 (福祉保健部、警察本部)
- ㊩ インターネット上の有害情報から子どもを守るため、有害情報を閲覧できないようにするフィルタリングサービスの利用率を向上させるとともに、インターネットを適切に活用できるよう、普及啓発及び教育を推進します。

(4) 高齢者や障害者が安心して暮らせる介護体制の整備を促進します。

【女性活躍推進】

- ㊦ 介護の負担が家族、とりわけ女性に集中することなく、社会全体で支える仕組みとして創設された介護保険制度について、理解と利用を促進します。

(福祉保健部)

- ㊧ 住み慣れた地域で安心して生活するため、介護等の状態に応じて必要なサービスを利用できるよう、重層的な福祉サービスの提供を支援します。

(福祉保健部)

- ㊨ 在宅での生活が困難な高齢者や障害者のために、必要な施設サービスを供給する基盤整備を支援します。

(福祉保健部)

- ㊩ 介護等の福祉サービスを安心して利用できるよう、福祉サービスに携わる人への各種研修を実施するほか、第三者評価制度の普及啓発に努めるなど、サービスの質の向上に取り組みます。

(福祉保健部)

- ㊪ 安定的に福祉サービスを提供するため、資格取得の支援やマッチングの推進等を行い、介護人材の就業を促進します。

また賃金や職場環境の改善等に取り組む事業所等を支援するなど、人材の定着促進に努めます。

(福祉保健部)

- ㊫ 介護休業制度の定着と男女を問わず取得しやすい就業環境づくりを推進します。

(産業労働部)

- ㊬ 高齢者や障害者の快適かつ安全な移動を確保するための公共交通機関やそれにつながる施設を整備するとともに、高齢者等の利用に配慮した建築物の普及を促進します。

(県民生活・環境部、福祉保健部、土木部、交通政策局)

## 重点目標4 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

### 【現状と課題】

非正規雇用者の増加をはじめとする就業構造の変化、高齢者を含む単身世帯やひとり親世帯の増加などを背景として、貧困等による生活困窮者は幅広い層へ広がりがみられます。

特に女性は、経済社会における男女が置かれた状況の違いにより、貧困等生活上の困難に陥りやすい状況にあります。

例えば、本県のひとり親世帯における母子世帯の就業状態は、約半数が非正規雇用であり、父子世帯に比べ、収入も少なくなっています。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、こうした社会的に弱い立場にある者に、より深刻な影響をもたらしており、平時のみならず、非常時・緊急時にも機能するセーフティネットの整備を図る必要があります。

また、性的指向・性自認（性同一性）（※）に関することや障害があること、外国人であることなどを理由とした社会的困難を抱えている場合、性別による固定的な役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を背景に、さらに複合的な困難を抱えていることがあります。

多様な属性の人々の人権が尊重される社会をつくることは、結果として女性が複合的な困難を抱えるリスクが減ることにもつながります。

様々な属性の人々について正しい理解を広め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めることが重要です。

男女共同参画の視点に立ち、貧困等生活上の困難や様々な社会的困難を抱えた人々に対し、それぞれの状況に応じた支援を充実させ、誰もが安心して暮らせる環境を整備していくことが必要です。

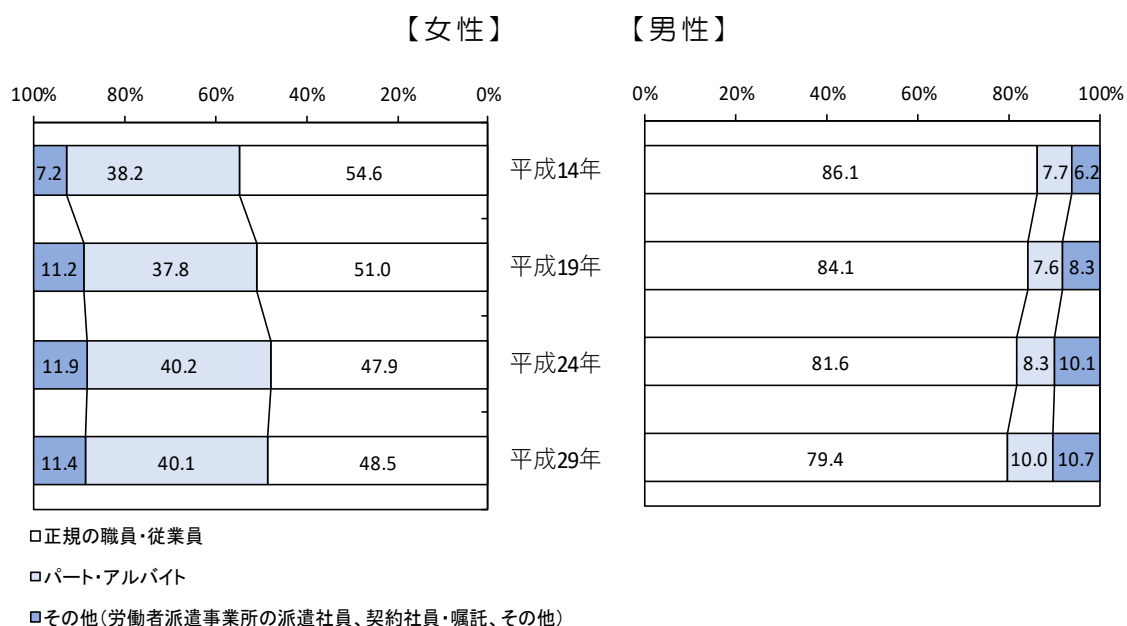
#### ※ 性的指向・性自認（性同一性）

性的指向（Sexual Orientation）とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念です。性自認（Gender Identity）とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念です。性的指向と性自認の頭文字を取った「SOGI」という用語もあります。

なお、性的指向について、例えば、レズビアン（同性を恋愛や性愛の対象とする女性）、ゲイ（同性を恋愛や性愛の対象とする男性）、バイセクシュアル（同性も異性も恋愛や性愛の対象とする人）等の呼称、性自認について、例えば、トランスジェンダー（出生時の戸籍上の性とは異なる性自認を有する人）等の呼称があり、これらの頭文字を取った「LGBT」という用語が、性的少数者（セクシュアルマイノリティ）を表す言葉の一つとして使われることもあります。

（出典：第5次男女共同参画基本計画 用語解説）

◇雇用者（役員を除く）の雇用形態別構成割合の推移（新潟県）



資料：就業構造基本調査【総務省】

◇ひとり親世帯数

【母子世帯】

	H17	H22	H27	H27-H22
新潟県	9,927	10,365	10,538	+174
全 国	749,048	755,972	754,724	▲1,248

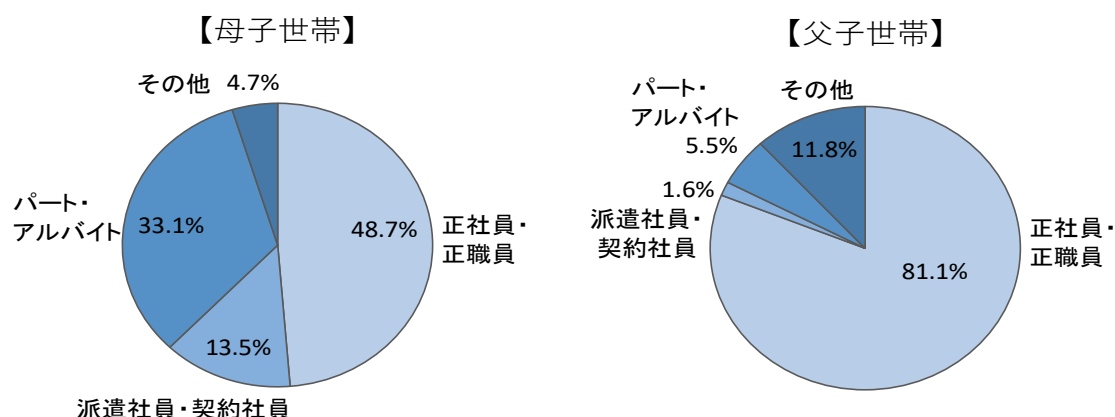
【父子世帯】

	H17	H22	H27	H27-H22
新潟県	1,110	1,148	1,142	▲6
全 国	92,285	88,689	84,003	▲4,686

注：国勢調査における母子（父子）世帯とは、未婚、死別又は離別の女親（男親）とその未婚の20歳未満の子どものみからなる一般世帯をいう。

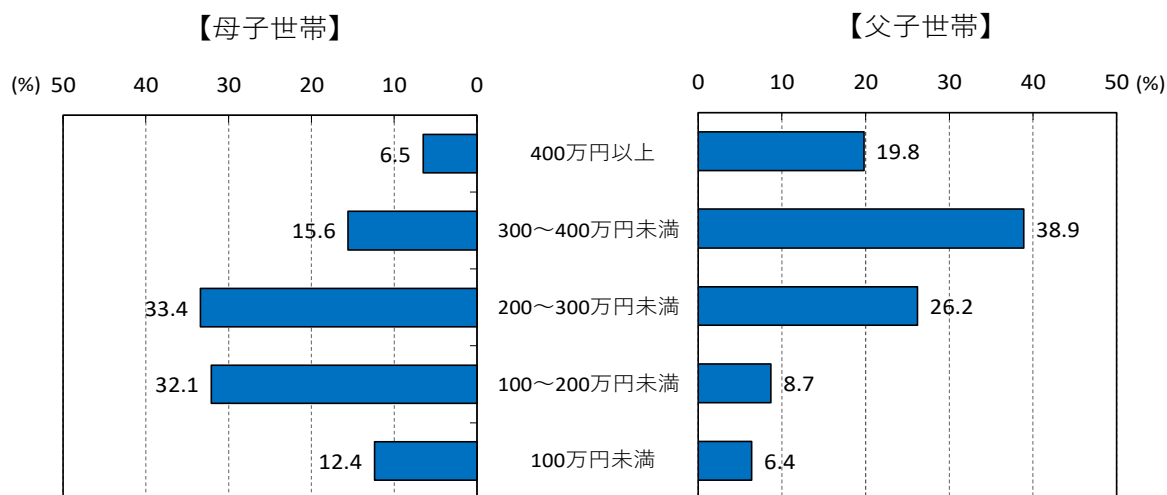
資料：国勢調査【総務省】

◇母子、父子世帯の就業状況（新潟県）



注：その他には、事業主、家族従業者、内職等が含まれている。

◇母子、父子世帯の収入状況（新潟県）



注：収入には、働いて得た収入、養育費、年金収入、児童扶養手当等全ての収入が含まれている。

資料：令和元年度新潟県ひとり親家庭等就労実態アンケート調査【新潟県】

（施策の基本的方向・施策の展開）

- （１）生活困窮者の自立の促進を支援します。 【女性活躍推進】
- ㊦ 複合的な課題を抱える生活困窮者の自立を促進するため、各人の状況に応じた包括的な相談や就労支援等の施策を充実します。 （福祉保健部）
  - ㊧ 女性支援を実施するNPO等各種団体の連携体制を構築し、様々な困難に直面する女性への支援を充実します。 （県民生活・環境部）
- （２）ひとり親家庭への支援を充実します。 【女性活躍推進】
- ㊦ ひとり親家庭の自立と子育てを支援するため、就業支援、相談等の施策を充実します。 （福祉保健部、産業労働部）

(3) 多様な人々が安心して生活できる環境を整備するとともに、社会参画を支援します。

㊦ 高齢者がその豊かな経験や知識、技能を生かし地域への還元を図ることができるよう支援するとともに、高齢者の自主的な活動を支援します。

(福祉保健部、産業労働部)

㊧ 障害者が地域で暮らし、社会参加する力の向上を支援します。

(福祉保健部、産業労働部)

㊨ 性的指向・性自認(性同一性)を理由とする偏見や差別の解消に努めます。

(福祉保健部)

㊩ 外国人に対する偏見や差別の解消に努めます。(知事政策局、福祉保健部)

## 重点目標5 地域や防災・災害復興分野等における男女共同参画

### 【現状と課題】

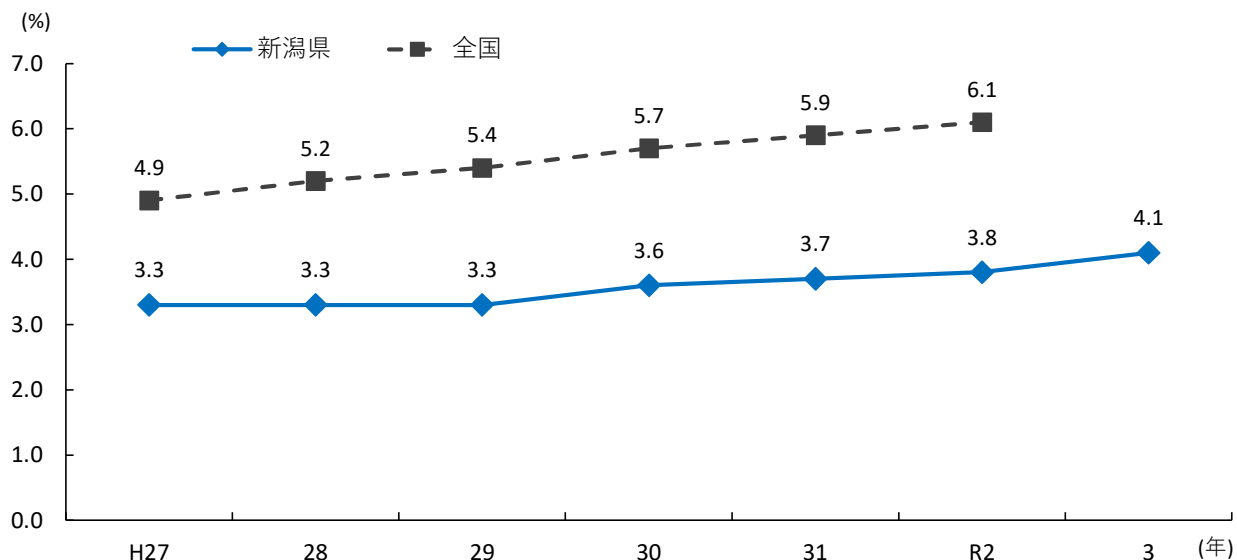
地域は、家庭とともに最も身近な暮らしの場であり、高齢化・過疎化の進行、人間関係の希薄化や単身世帯の増加等の様々な変化が生じる中で、暮らしやすく、活力ある地域社会を築くためには、地域の課題に対して男女平等の視点から取り組むことが重要であり、男女平等の意識啓発と男女の参画促進が必要です。

しかし、本県における自治会長に占める女性の割合は全国平均よりも低く、令和3年4月1日時点で4.1%となっているなど、地域における男女共同参画が十分に進んでいるとは言えない状況です。

さらに、本県では、新潟県中越大震災、中越沖地震をはじめ、近年の多くの災害により、災害発生時の女性の家庭的責任の増加や、性差に配慮した支援などの課題が明らかになりました。このため、防災、災害復興における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大と、男女平等の視点に立った取組が必要です。

また、持続可能な社会の実現に向けて、環境保全等に関する女性の高い関心等を活かすとともに、環境問題への取組に男女平等の視点が反映されることが必要です。

### ◇自治会長に占める女性の割合（新潟県・全国） ※全国の数値は集計中



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況【内閣府】

\* 各年4月1日現在

(施策の基本的方向・施策の展開)

(1) 地域活動における男女共同参画を促進します。

- ㊦ 地域おこし、まちづくり、観光に関する政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。(知事政策局、産業労働部、観光局)
- ㊧ 女性の参画した地域づくり事例の情報提供を通じて、各地の自主的な取組を促進します。(知事政策局、産業労働部)
- ㊨ 暮らしやすい活力ある地域社会をつくっていくため、地域活動に男女が共に参画するよう人材育成に努めるほか、あらゆる機会を通じて広報・啓発を図ります。(全部局)
- ㊩ ボランティアやNPO等の活動に男女が共に参加でき、また、その中で日頃の学習活動の成果や知識を活かせるような環境整備を促進します。(知事政策局、県民生活・環境部)

(2) 防災・災害復興分野における男女共同参画を促進します。

- ㊦ 防災・災害復興に関する政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。(防災局)
- ㊧ 男女のニーズを踏まえた防災計画や防災マニュアル等を作成します。(防災局)
- ㊨ 災害時の避難所等、防災・災害復興の様々な場面における支援体制に女性の参画を促進します。(防災局)

(3) 環境保全の取組への男女共同参画を促進します。

- ㊦ 環境保全分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。(県民生活・環境部)
- ㊧ 環境問題に関する教育や広報活動を通じ、日常生活による環境への負荷を減らし環境を保全する取組への男女の参画を促進します。(県民生活・環境部)
- ㊨ 環境に関する情報提供や交流の場の提供等を通じ、環境保全に取り組む団体等の活動を支援します。(県民生活・環境部)

## 第3章 計画の推進

男女平等社会の形成を図るためには、本計画の具体的施策に記載した、社会のあらゆる分野における広範かつ多岐にわたる取組を、県、市町村、県民、事業者、民間団体がそれぞれの立場から主体的に取り組んでいくとともに、互いに連携・協力しながら推進していくことが必要です。

また、職業生活における女性の活躍推進の取組に当たっては、地域の実情に応じた取組を進めるため様々な主体による連携・協働が必要であり、県には、その推進役としての役割が求められています。

### 1 総合的な推進体制及び機能の充実

男女共同参画に関する施策を総合的・効果的に推進するため必要な推進体制及び機能の充実を図り、計画的にその遂行を図ります。

- (1) 施策を総合的に推進するため、全庁的な推進体制を充実します。
- (2) 男女平等の視点を踏まえた施策展開を推進するための職員研修を充実します。
- (3) 男女共同参画推進のための活動拠点として県女性センター機能を充実し、県及び県の出資法人であり専門性を持つ公益財団法人新潟県女性財団が車の両輪となり、相互補完しながら取組を推進します。
- (4) 性別による差別的取扱いや男女平等社会の形成を阻害する行為に対する相談の申出及び県の施策に関する苦情の申出制度を周知します。

### 2 計画の進行管理と調査・情報収集

計画が、目標の達成に向けて、有効かつ効率的に推進されるよう、計画の進行管理を実施し、公表するとともに、調査や情報収集を行い、県民に提供します。

- (1) 計画の進行管理を適切に実施し、新潟県男女平等社会推進審議会において意見を聴いた上で公表します。
- (2) 男女別等統計（ジェンダー統計）の充実に努めます。  
県の実態を知るうえで必要な男女別のデータの把握・分析に努めるとともに、県民に分かりやすい形で提供していきます。

### 3 市町村や国の関係機関との連携

県内各地で男女共同参画に関する取組が進むよう、情報共有に努めるなど市町村や国の関係機関との連携を図っていきます。

- (1) 市町村における推進体制の整備と計画の策定を促進します。
- (2) 市町村支援を充実します。  
国などからの情報や資料の提供、研修の機会の提供、県内市町村の状況についての情報提供などの支援を行うとともに、連携した取組の実施など、市町村の主体性を尊重しながら各種施策の推進に協力していきます。
- (3) 国の関係機関と情報共有や意見交換を行い、連携して施策を実施します。

#### 4 県民、事業者、NPO、NGO等各種団体との連携・協働

県内各地での男女共同参画への取組が行われるよう、県民や事業者、NPO、NGO等各種団体の活動を支援するとともに、連携・協働を進めます。

- (1) 県民等の取組を促進します。
- (2) 県民や事業者、NPO、NGO等各種団体等のネットワークを形成します。
- (3) 県民や事業者、NPO、NGO等各種団体等との連携・協働による啓発活動を実施します。

#### 【全庁的な推進体制】

##### 男女平等推進施策調整会議

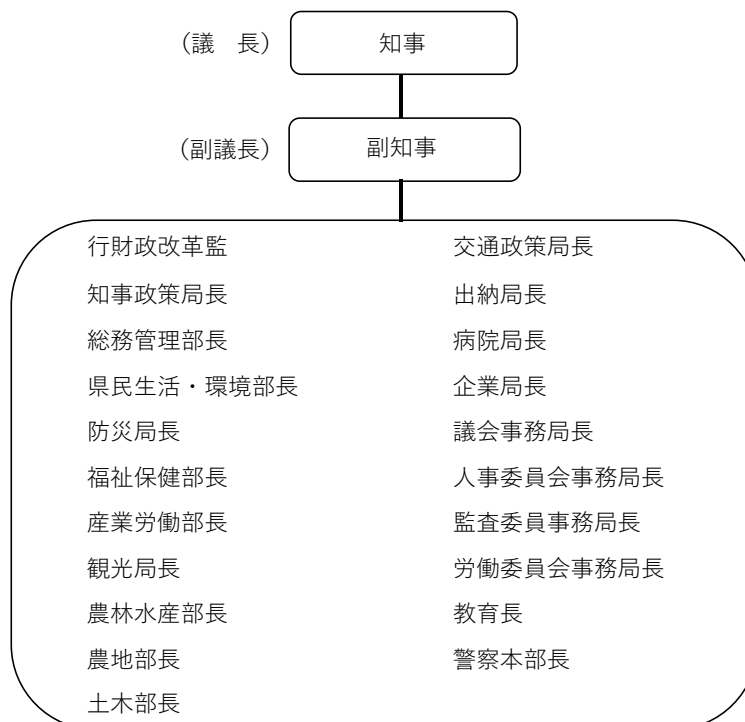
###### 〔設置目的〕

男女平等社会の形成に関する県の施策を総合的に推進するために設置

###### 〔所掌事務〕

- 1 男女平等社会の形成に関する基本的な方針の検討及び施策の総合的な推進に関すること
- 2 男女平等社会の形成に関する施策の推進に関し関係部局間の調整に関すること
- 3 その他男女平等社会の形成に関する施策の推進に関し、必要と認められること

###### 〔構成〕



(令和3年4月1日現在)